

令和2年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金  
社会福祉推進事業

重層的支援体制整備事業に係る自治体等における  
円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究

令和3年（2021年）3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

# 目次

|  |    |
|--|----|
| 第1章 本事業の実施概要.....                      | 1  |
| 1. 本事業実施の背景と目的.....                    | 1  |
| 2. 事業の実施概要.....                        | 2  |
| (1) 事業の全体像.....                        | 2  |
| (2) 実施スケジュール.....                      | 2  |
| 3. 事業の実施体制.....                        | 3  |
| (1) 有識者会議.....                         | 3  |
| (2) カリキュラム検討.....                      | 4  |
| (3) 担当研究員体制.....                       | 5  |
| 第2章 有識者会議での主なご意見.....                  | 6  |
| 1. 第1回有識者会議における主なご意見.....              | 7  |
| (1) 広域・都道府県の役割.....                    | 7  |
| (2) 本事業実施にあたっての検討事項（対象者の整理、事前協議等）..... | 7  |
| (3) 各事業に対するご意見.....                    | 8  |
| (4) 支援フロー等事業の全体像.....                  | 8  |
| (5) 終結の考え方.....                        | 8  |
| (6) 伴走支援の考え方.....                      | 9  |
| (7) その他.....                           | 9  |
| 2. 第2回有識者会議における主なご意見.....              | 10 |
| (1) 都道府県の役割.....                       | 10 |
| (2) 参加支援事業と地域づくり事業、その他事業との連動性.....     | 10 |
| (3) 各事業に対するご意見.....                    | 10 |
| (4) 生活保護.....                          | 11 |
| (5) その他.....                           | 12 |
| 3. 第3回有識者会議における主なご意見.....              | 13 |
| (1) メゾ、マクロ指標.....                      | 13 |
| (2) ステップアップ指標の位置付け.....                | 13 |
| (3) ステップアップ指標の評価方法.....                | 14 |
| (4) 支援機関同士のつながりの強化と余白の広がり.....         | 14 |
| (5) 試行錯誤を含めたプロセスの評価の必要性.....           | 14 |
| (6) 自由な発想からの社会資源の開発.....               | 14 |
| (7) 世帯全体の支援.....                       | 14 |
| (8) 広域的支援.....                         | 15 |
| 4. 第4回有識者会議における主なご意見.....              | 16 |
| (1) コロナ禍における重層的支援体制整備事業.....           | 16 |
| (2) 重層的支援体制整備事業全体の立て付け.....            | 16 |
| (3) 指標.....                            | 17 |

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| (4) 帳票.....                        | 17 |
| (5) 研修.....                        | 17 |
| (6) 災害.....                        | 18 |
| 5. 第1回カリキュラム検討における主なご意見.....       | 19 |
| (1) 研修の導入.....                     | 19 |
| (2) 都道府県対象のコマの設定.....              | 19 |
| (3) 災害に関するコマの設定.....               | 19 |
| (4) 「多様な状態像」の理解に関するコマの考え方.....     | 19 |
| (5) アウトリーチについて.....                | 19 |
| (6) その他.....                       | 20 |
| 6. 【参考】厚生労働省による有識者会議における主なご意見..... | 22 |
| (1) 既存制度と重層的支援体制整備事業との整理.....      | 22 |
| (2) 重層的支援体制整備事業の全体像.....           | 22 |
| (3) 各事業・機能について.....                | 22 |
| (4) 伴走支援の考え方.....                  | 23 |
| (5) 人材育成・研修.....                   | 23 |
| (6) その他.....                       | 23 |
| 第3章 ツール（自治体向け説明資料の素材）の作成.....      | 24 |
| ※なお第3章内の目次については、25 ページ以降に別途掲載している  |    |
| 第4章 カリキュラムの検討.....                 | 47 |
| 1. 令和3年度における国の研修体系.....            | 47 |
| 2. 各研修の考え方.....                    | 48 |
| (1) 全国研修.....                      | 48 |
| (2) ブロック別研修.....                   | 49 |
| (3) 全国キャラバン.....                   | 49 |
| (4) 各研修のカリキュラム案.....               | 50 |
| <参考資料>.....                        | 55 |

# 第1章 本事業の実施概要

## 1. 本事業実施の背景と目的

個人、家族、社会の多元化・多様化の中で、地域生活の継続を困難とする生活課題は、ますます複雑化していくことが見込まれている。国は高齢者分野を端緒として地域包括ケアシステムの構築を進め、いまや、分野を超えて地域共生社会を実現するための具体的な取組段階にある。

本事業では、重層的支援体制整備事業の実施の方法や手順、支援のあり方をまとめ、自治体等に対して効果的に周知を図るためのツール（以下、「ガイドブック」とする）を作成するほか、令和3年以降に開催する国研修のカリキュラムとシラバスの案を検討することにより、自治体等における重層的支援体制整備事業の円滑な実施を支援する。

## 2. 事業の実施概要

### (1) 事業の全体像

本事業は、①有識者会議（及びカリキュラム検討のための作業部会）の設置、②ガイドブックの作成（ツール）から構成される。

#### ① 有識者会議（及びカリキュラム検討のための作業部会）

モデル事業に取り組む先進的な自治体の担当者や、学識者、地域での取組主体となっている団体関係者による「有識者会議」を組成し、重層的支援体制整備事業の推進に向けた具体的かつ実践的な助言を受けた。有識者会議では、厚生労働省が作成する重層的支援体制整備事業に関する説明資料を題材として、有識者による多角的な意見を聴取し、事業を実際に行う際の留意点や具体的な方策等について議論を行った。また、国が来年度以降に予定している自治体等向けの研修カリキュラムを検討し、シラバス案の作成を行った。

#### ② ガイドブック案の作成

有識者会議における議論をもとに、重層的支援体制整備事業の意図や、具体的な取組を推進する際に必要となるノウハウについて、わかりやすい資料作成を行った。なお資料は、次年度以降に国が実施する研修会や、それを受けて各都道府県で展開される伝達研修などで広く活用してもらえる資料を作成した。

### (2) 実施スケジュール

本調査研究事業の実施スケジュールは、以下の通りである。

図表 1 実施スケジュール

|                           | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---------------------------|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| <b>(1) 有識者会議</b>          |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
| 開催                        |    |    |    | ●   | ●   |     | ●  |    | ●  |
| <b>(2) カリキュラム検討（作業部会）</b> |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
| 開催                        |    |    |    |     |     |     |    | ●  |    |
| <b>(3) ガイドブック作成</b>       |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
| ガイドブック案作成                 |    |    | ←  |     |     |     |    |    | →  |
| 意見徴収等                     |    |    |    | ←   |     |     |    |    | →  |
| <b>(4) 報告書作成</b>          |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
| 報告書作成                     |    |    |    |     |     |     |    |    | ↔  |

### 3. 事業の実施体制

#### (1) 有識者会議

##### ① 委員構成

##### i) 有識者会議の委員

図表 2 有識者会議委員

| 氏名     | 現職  |
|--------|---|
| 朝比奈 ミカ | 中核生活支援センターがじゅまる センター長                           |
| 池田 昌弘  | NPO 法人コミュニティライフサポートセンター 理事長                     |
| 埋橋 伸夫  | 特定非営利活動法人 ぐらしづくりネットワーク北芝 代表理事                   |
| 奥田 知志  | 認定 NPO 法人 抱樸 理事長                                |
| 奥山 千鶴子 | NPO 法人 子育てひろば全国連絡協議会 理事長<br>認定 NPO 法人びーのびーの 理事長 |
| 勝部 麗子  | 豊中市 社会福祉協議会<br>コミュニティソーシャルワーカー統括                |
| 加藤 恵   | 半田市 社会福祉協議会<br>半田市障がい者相談支援センター センター長            |
| 助川 未枝保 | 船橋市地域包括支援センター センター長                             |
| 高橋 尚子  | 京都自立就労サポートセンター 理事                               |
| 立岡 学   | NPO 法人ワンファミリー仙台<br>一般社団法人パーソナルサポートセンター 常務理事     |
| 松岡 克朗  | 岡山市 保健福祉局保健管理課<br>ワクチン接種班 医療調整リーダー              |

(五十音順、敬称略)

##### ii) オブザーバー

図表 3 オブザーバー

| 氏名     | 現職                                      |
|--------|---|
| 唐木 啓介  | 社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室／地域共生社会推進室長<br>併任 |
| 國信 綾希  | 社会・援護局地域福祉課 課長補佐                        |
| 清水 修   | 社会・援護局地域福祉課 課長補佐                        |
| 石井 義恭  | 社会・援護局地域福祉課 課長補佐                        |
| 玉置 隼人  | 社会・援護局地域福祉課 地域福祉専門官                     |
| 鏑木 奈津子 | 社会・援護局地域福祉課 包括的支援体制整備推進官                |
| 田代 善行  | 社会・援護局地域福祉課 地域共生支援調整係長                  |

|        |                |
|--------|----------------|
| 川田 さくら | 社会・援護局地域福祉課 主査 |
| 斉藤 正晃  | 社会・援護局地域福祉課 主査 |
| 大和 望   | 社会・援護局地域福祉課 主査 |

(敬称略)

## ② 開催日時、開催場所、検討テーマ

新型コロナウイルスの感染拡大予防の観点から、オンラインでの実施を基本とした（事務局、オブザーバー（厚生労働省）は会議室にて参加し、その他の委員はオンラインでの参加）。

図表 4 開催日時、開催場所、検討テーマ

|     | 開催日時                          | 開催場所                              | 検討テーマ   |
|-----|-------------------------------|-----------------------------------|---|
| 第1回 | 令和2年10月9日(金)<br>13時～16時       | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社<br>24階中会議室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業の支援フロー</li> <li>ガイドブック案（ポンチ絵）</li> </ul>  |
| 第2回 | 令和2年11月17日(火)<br>14時～17時      | 機械振興会館6階(6-65室)                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>前回会議でのご指摘事項</li> <li>地域づくり事業</li> <li>生活保護制度</li> <li>国研修</li> </ul>                             |
| 第3回 | 令和3年1月28日(木)<br>16時～18時       | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社<br>24階中会議室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>指標</li> <li>事業実施体制と実施計画</li> </ul>   |
| 第4回 | 令和3年3月12日(金)<br>15時30分～18時45分 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社<br>24階大会議室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>前回会議でのご指摘事項</li> <li>指標</li> <li>帳票</li> <li>コロナ禍における重層的支援体制整備事業</li> <li>全国研修のカリキュラム</li> </ul> |

## (2) カリキュラム検討のための作業部会

### ① 委員構成

図表 5 カリキュラム検討のための作業部会委員

| 氏名     | 現職   |
|--------|--|
| 朝比奈 ミカ | 中核生活支援センターがじゅまる センター長                      |
| 池田 昌弘  | NPO法人コミュニティライフサポートセンター 理事長                 |
| 奥田 知志  | 認定NPO法人 抱樸 理事長                             |
| 加藤 恵   | 半田市 社会福祉協議会<br>半田市障がい者相談支援センター センター長       |
| 立岡 学   | NPO法人ワンファミリー仙台<br>一般社団法人パーソナルサポートセンター 常務理事 |

(五十音順、敬称略)

i) オブザーバー

図表 6 オブザーバー

| 氏名     | 現職                                      |
|--------|---|
| 唐木 啓介  | 社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室／地域共生社会推進室長<br>併任 |
| 國信 綾希  | 社会・援護局地域福祉課 課長補佐                        |
| 清水 修   | 社会・援護局地域福祉課 課長補佐                        |
| 石井 義恭  | 社会・援護局地域福祉課 課長補佐                        |
| 玉置 隼人  | 社会・援護局地域福祉課 地域福祉専門官                     |
| 鏑木 奈津子 | 社会・援護局地域福祉課 包括的支援体制整備推進官                |
| 田代 善行  | 社会・援護局地域福祉課 地域共生支援調整係長                  |
| 川田 さくら | 社会・援護局地域福祉課 主査                          |
| 斉藤 正晃  | 社会・援護局地域福祉課 主査                          |
| 大和 望   | 社会・援護局地域福祉課 主査                          |

(敬称略)

② 開催日時、開催場所、検討テーマ

なお、新型コロナウイルスの感染拡大予防の観点から、オンラインでの実施を基本とした（事務局、オブザーバー（厚生労働省）は会議室にて参加し、その他の委員はオンラインでの参加）。

図表 7 開催日時、開催場所、検討テーマ

|     | 開催日時                      | 開催場所                              | 検討テーマ                |
|-----|---------------------------|-----------------------------------|----------------------|
| 第1回 | 令和3年2月16日(火)<br>9時30分～12時 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社<br>24階大会議室 | ・国研修等の体系<br>・カリキュラム案 |

(3) 担当研究員体制

図表 8 担当研究員体制

| 氏名     | 所属・役職                                |
|--------|--------------------------------------|
| 岩名 礼介  | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング 共生・社会政策部 主席研究員    |
| 清水 孝浩  | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング 共生・社会政策部 主任研究員    |
| 西尾 秀美  | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング 共生・社会政策部 研究員      |
| 三浦 美恵子 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング 共生・社会政策部 研究アシスタント |



## 第2章 有識者会議での主なご意見

以降では、本調査事業で実施した有識者会議（全4回）、カリキュラム検討ワーキング（全1回）にて提示された意見、及び事業の立ち上げ時期に実施された有識者会議（厚生労働省主催）における主な意見をまとめた。

提示された有識者の意見は、事務局で取りまとめたうえで、厚生労働省と事務局における意見交換を経て、その一部が厚生労働省社会・援護局地域福祉課が作成する重層的支援体制整備事業の説明資料の作成に生かされた。

提示された意見は、事務局の編集・執筆のもとに、厚生労働省の説明資料をよりわかりやすく理解するための自治体職員向けのガイドブックとして整理した。ガイドブックについては本報告書の第3章に収載した。

## 1. 第1回有識者会議における主なご意見

|    |                           |
|----|---------------------------|
| 日時 | 令和2年10月9日（金）13時00分～16時00分 |
| 場所 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング24階中会議室 |

### （1） 広域・都道府県の役割

- 本事業における都道府県の役割を示す必要がある。
- 多機関協働事業者で対応が難しい場合や、1自治体で対応できない場合にはどうなるのか。そうした困難事例は、都道府県が調整を行うのか、それとも何らかの形で他自治体に対してSOSを出し、横の連携を図ることができるのか。
- DV被害者、ストーカー被害者などに対する支援は、都道府県の立場から調整してほしい。高校生以上や現役世代は、市町村の枠組みを超える。セーフティネットを厚くするためには、サブシステムとして広域での対応が必要。
- 市町村で受け止められない事例について、重層的支援体制整備事業は地域の特性を把握していないと実施できない事業であることから、都道府県事業として、圏域単位でアドバイザーを置いてはどうか。

### （2） 本事業実施にあたっての検討事項（対象者の整理、事前協議等）

事業実施にあたり、自治体内の業務の棚卸しを行い、どのような対象者像に支援が届けられていないかについてアセスメントを行う必要性が確認された。また、地域資源の状況を把握し、各地域に合った事業の実施体制の検討や、各事業の目的・位置づけの共通認識を持つこと等の必要性についても指摘された。

- 包括的相談支援事業が一定程度機能していない地域では、支援対象者の整理が難しい。どの地位でも相談機能を十分に発揮できている分野とそうではない分野で、濃淡がある。また、多機関協働事業が既存の相談支援機関をサポートし、市町村全体の包括的な支援体制を目指すものであるならば、各分野の相談支援が機能しているかモニタリングする役割を持つことも重要なポイントだろう。
- 重層的支援会議の役割について、各分野がしっかり機能するよう支援し、それでも対応困難なケースについて総合調整を図り、そうしたケースの改善策を話し合える場という位置付けをより明確にしたほうが自治体にとってわかりやすいだろう。
- 多機関協働事業（重層的支援会議）の仕組みについて、1つの会議だけで解決することは困難である。重層的支援会議で参加支援まで検討するとなると、障害分野における自立支援協議会が設けているように下部組織（専門部会やプロジェクトなど）が必要になるか。
- 相談だけでなく地域づくりにおいても、多分野をつなげていく作業が必要となることから、まずは事業の実施前に庁内の協議の場を設けることが重要。各分野の支援機関と行政担当者がつながっているため、庁内で担当課同士がつながることができれば、支援機関同士をつなげ、様々なサービスの組み合わせや、地域へのつなぎ等を検討可能。
- 例示を見ると、かなり大変で、重い問題を解決し、複数のプロセスを経ないと解決できないように見える。本来は、目の前の人の課題を解決するというシンプルなことであり、この仕組みの中で解決しなければならないということではなく、各自治体が経験を積み上げて、手間を一部簡略化・減らす工夫も行ってよいとしてはどうか。

- 特定の相談支援機関への丸投げとならないか懸念している。どの程度の相談(ボリューム感)が多機関協働事業に寄せられることを想定しているのか明確化してもらいたい。

### (3) 各事業に対するご意見

#### ① 地域づくり支援事業

- 地域共生社会推進検討会での議論をベースに、地域づくりを整理してほしい。課題解決するために地域が使われるようになることも時にはある。
- アウトリーチ支援や参加支援においても、地域との関わりが極めて重要であり、地域づくり事業を全体の中で位置付けておく必要がある。

#### ② 参加支援事業・アウトリーチ支援事業

- 既存のサービスがもう少し柔軟に対応してくれれば対応できる事例はある。参加支援に関しては、社会参加のイメージが強く出ており、既存のサービス・機関等が役割を担うメッセージが読み取りづらい。
- 参加支援について理解してもらうためには、活用例をできるだけ例示するとよい。本人が社会に参加するイメージと、新たな参加の受け皿や資源の参加イメージがそれぞれわかるとよい。
- 参加支援事業のイメージ図について、図柄がほぼ一緒に区別がつかないため、見せ方の工夫をしてほしい。
- アウトリーチ支援について、潜在的なニーズがある人へのアプローチが見えてこない。資料1では、入口は多様に対象者とつながり情報を収集した後に、本人との関係性構築のため時間をかけながら働きかけることとなっているが、このつながりを明確にしてほしい。また、「地域住民のつながりや様々な支援関係機関のネットワーク等を活用して対象者情報を早期把握」とあるが、地域住民から簡単に情報が上がってくるわけではなく、早期発見を可能とする仕掛けを作る必要がある。

### (4) 支援フロー等事業の全体像

- 地域づくりについては、各事業(相談、参加支援、地域づくり)は一体的に実施すべきだが、現段階では相談が重く感じる。入口は相談だけでなく、参加支援や地域からもあがってくる。
- 重層的支援体制整備事業の支援フロー図に、地域づくり事業の記載がない。アウトリーチ支援や参加支援においても、地域との関わりが極めて重要であり、地域づくり事業を全体の中で位置付けておく必要がある。住民を含めたアウトリーチ支援だという視点を入れるべき。

### (5) 終結の考え方

- 支援の終結に向けては、対象者が誰とつながっているか、またその人のSOSを誰が受け止めるかといった配役を決めたうえで引いていくことが、専門職が持つ環境調整の役割である。大事なときに専門職が出ていくことが重要。
- 「多機関協働で、他につないでも、「伴走」は続く」とあるが、①地域に戻すこと、②寄り添い続けることが重要である。地域住民が寄り添い続ける背景に専門職が付き、バックグラウンドに居続けることの専門性が重要である。

- 「終結」という表現は好まない（関係性が失われるような冷たい言葉に聞こえる）。別の表現にしてほしい。

## （６） 伴走支援の考え方

- 伴走支援について、理念や考え方までの印象で、実際に何をする事なのか不明確。課題解決型アプローチと伴走型アプローチの関連性・時間軸を整理する必要がある。
- 重層的相談支援体制整備事業や、地域共生社会においても、社会的孤立の解決がその根っこにある。社会的孤立は社会コストがかかる課題であることを前提とし、伴走支援の必要性を示す必要がある。
- 高齢分野では「(地域の中で) つながり続ける」をよく使用していることから、当初、伴走支援という言葉に違和感があった。「つながり続ける支援」と表現したほうが伝わる。

## （７） その他

- 災害時に、重層的支援体制整備事業（多機関協働事業等）の機能を活用する視点を加えてほしい。
- 手挙げ式といわれると自治体は悩んでしまい、財政当局等をはじめとするトップ層への説明（なぜ事業が必要なのか）が難しいこともあることから、もう少し強いメッセージとして、積極的に手を挙げる必要性を打ち出してほしい。
- 教育委員会や教育委員会関連（学校支援チームなど）の小中学校に関して地域で活動している機関、生活保護の担当課等と連携を促進できるよう示してほしい。

## 2. 第2回有識者会議における主なご意見

|    |                            |
|----|----------------------------|
| 日時 | 令和2年11月17日(火)14時00分～17時00分 |
| 場所 | 機械振興会館6階(6-65室)            |

### (1) 都道府県の役割

- 資料1の都道府県の相談支援との関係を見ると、すでに都道府県が実施している事業が整理されている程度に留まっている。具体的に都道府県は何をするのか。
- 身近な市町村に相談を望まない人や、刑務所出所者、外国籍の人、住民票を置いたまま居所を変更した人など、市町村が把握できていない人は多くいる。そうした人々に住民になってもらうための調整(情報収集、受入れ先の調整、関係者との協議など)に大変苦労している。そうした調整を図る機能が都道府県・広域としての役割ではないか。
- 都道府県の義務はどこまでか。読み手にとっては、例示が最低限の実施事項なのか、好事例(理想)として掲載されているのか、その意義がわからない。

### (2) 参加支援事業と地域づくり事業、その他事業との連動性

- グラデーションの中にある。参加支援と地域づくりは一体的であり、切り離されたものではないと伝えるとよいか。また、参加支援と相談支援も一体的である。
- 参加支援の在り方と地域づくりは、グラデーション・つながりがあることを明確にしたほうがよい。参加支援の中で、個人を地域の活動につなげながら、地域の在り方を検討し、変化させていくこともあり、そして最終的に地域づくりにもつながっていく。
- 個別支援としてその人の地域における関係づくりを行うことと、そうした関係づくりをしながら、継続的に支えていく仕組みを作るための居場所づくりや新しい事業の展開といった連続性が記述として必要ではないか。

### (3) 各事業に対するご意見

#### ① 多機関協働事業

- 多機関協働事業者間の連携・つながりが見えない。手上げ方式の事業であることから、つなぎたい先の市町村に多機関協働事業者がいない可能性がある。重層的支援体制整備事業を実施していない市町村でのつなぎ先をどのように確保するのか。
- 事業全体として、多機関協働事業におけるケース化が重要であり、そうしてケース化したところを総合的にレビューし、参加支援や地域づくりと連動させていくことがとても重要。
- 明らかとなった課題を発見した際に、縦割りを太くし、狭間を小さくする、それでも足りないものについては作るという循環を生む話である。どんどん縦割りを細くし、狭間を大きくして、リソースを投入するという話ではないはず。この立て付けと理解しなければ、困難事例は投げっぱなしで受け止め続ける発想になってしまう。重層的支援会議では、地域の弱点や課題を協議し、取り組めていない部分を発見、支えるための仕組みを作っていくような循環ができるとよい。

## ② 参加支援と参加支援事業の関係性

- (事業の全体像に関する図について) 参加支援を利用する人全員に対してプランを立てて、重層的支援体制整備事業が関わるような立て付けに見える。参加支援事業の中には、プランを作らないような参加支援もあるだろう。

## ③ 参加支援事業

- 参加支援事業について、全体的に、必要に応じて資源開発をすることが書き込まれていない。
- 参加支援について、個人に対する参加支援と、環境づくりを行う参加支援と、「参加支援」の中に2つの意味が含まれている。(資料の中で) 参加支援事業における環境づくりの面を書き込めるとよい。
- 参加支援事業は公的な保障の仕組みを担保するものとして位置づける必要があるのではないか。
- 活用例について、参加支援事業においてお金が出る範囲とそうではない範囲(フォーマル/インフォーマル)が分けて記載されるとわかりやすいだろう。

## ④ 地域づくり支援事業

- 社会的孤立を背景に、家族機能の社会化が今後の課題である。例えば、地域づくりを行うにあたって、その人の葬式を誰が行うのかという問いに答えられるか。
- 複雑化・複合化した事例に関する相談支援など重い話を資料の前半で説明し、後半で、地域づくりや居場所づくりを説明しており、比較的軽い印象を受ける。
- 資料構成として、相談から始まり地域づくりが最後にあることで、地域づくりがついでのように感じる。本当は地域づくりに一番時間がかかり、基盤となるところ。問題解決のために地域を使われるように読めてしまう。
- 今後事業に取り組んでいく中で、地域の力を見抜くことができる人材が地域づくりには必要。

## ⑤ アウトリーチ等事業

- 制度の手前の支援などの一部をアウトリーチ等事業で担うことができるか。

## (4) 生活保護

- 生活保護制度との関係について、給付に関することが主に記載されているが、重層的支援体制整備事業の役割として、生活保護受給者が地域で役割を担っていくことまで記載がないと、(本人の)問題の整理に留まる印象を受けた。
- ケースワーカーの視点や考え方を変えていかないと、多機関協働事業者と上手く連携できないおそれがある。給付は生活保護の担当課、ケアは多機関協働事業者といった縦割りになりかねない。
- 生活保護に関して、「多機関協働事業に相談者をつなぐ際には、生活保護担当部局が、多機関協働事業の利用申込(本人同意)をとる」とあった。中には、本人同意が取れないために情報を渡さないとする職員もいることから、「支援会議を活用することが望ましい」といった書きぶりの工夫をしてほしい。

## (5) その他

- 事例の結果が非常にきれいに見えるが、実際は苦労しながら体制を作り上げている。その泥臭いプロセス等に見える化してもいい。
- 重層的相談支援体制整備の支援フロー(イメージ)に、「相談者の発見や情報提供」とあるが、女性問題に関する支援団体や性的マイノリティの支援団体など具体的に(連携機関先を)書いてはどうか。
- 「ないものは作る」という一文が必要ではないか。

### 3. 第3回有識者会議における主なご意見

|    |                                |
|----|--------------------------------|
| 日時 | 令和3年1月28日(木) 16時00分～18時00分     |
| 場所 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 24階中会議室 |

#### (1) メゾ、マクロ指標

- 「自治体内のリスクの軽減」について、ホームレスの数や虐待の相談件数が増え、地域の人々に発見されていることを評価するのか。相談件数が全くない自治体では、課題が潜在化していることも考えられる。
- 虐待件数とは、死亡者数、事件数、虐待相談件数のどれのことか。虐待相談件数については増加の一途である。虐待相談件数のみ明確な基準が定められている。その時定めた基準に沿って、件数が上がっていくもの。指標として使うのが難しい印象がある。
- 年代別の自殺者数をとってはどうか。10代の自殺率の増加や、産後うつによる自殺率も諸外国と比較すると高い傾向にある。
- 「地域の人々同士のつながりが豊かになった」について、居場所の数や参加の場の数、ボランティア活動参加者数が指標となっている。例えば、社協に登録しているボランティアの人数を収集すると、ボランティア活動をしていると思っていないインフォーマルの層が把握できない。また、居場所や参加の場の数についても、地域住民による自発的な集いや活動の場等もデータに反映されない。
- 例えば、地域の人々のつながりが豊かになったとして、居場所として認定されている場所はカウントできるが、地域住民による自発的な集いや活動の場等に参加している人の数はでてこない。活動の場が広がっていくようなことが大事であり、居場所認定されていない活動も捉えていくべきではないか。

#### (2) ステップアップ指標<sup>1</sup>の位置付け

- ステップアップ指標の内容は、道徳に近いものであり、「いい人」を作る支援のようにみえる。その人の自立支援、その人の自己実現という概念・ゴールがないまま指標を書くと「道徳」になってしまう。国が書くと国民像の押し付けにしかない。
- 「1」にいる人が、「2」～「4」を目指すようにしか見えない。特に4だけに○が付く人はいないだろう。
- 社会参加について、「1」の状態でもよく、そこでどういったつながり方をしているか。例えば、同居する家族と接点を持たず外出がままならないとしても、それ以外にも社会とのつながり方は多様にある。皆外に出て働くべきだという価値観が押し付けられており、全員外で働くことを目指すための事業という印象になる。
- 事業自体は個別支援の指標をあまりとらなくていいのではないかと思っている。個別の支援機関は指標を取っている。世帯全体を見る仕組みや、つながり続けることのアプローチができていくかどうかの評価されるべきか。また、自治体の体制について重視すべき。

<sup>1</sup> 有識者会議開催時点では、「ステップアップ指標」と示された内容は、2021年3月末時点で「つながり指標」に名称が変更された。



### (3) ステップアップ指標の評価方法

- ステップアップ指標について、「就労」「仕事」等の言葉ばかりあると、ダブルケア等で働けない人や子どもにとっては辛い。汎用性が高い内容にしてほしい。ステップアップというより、以前よりよくなった、自分らしくできたという本人評価・自己評価としてはどうか。
- 生活困窮者自立促進支援モデル事業の際には、本人にステップアップ指標のようなセルフプラン・自己目標を立ててもらった。現在の案では矯正プログラムのように、支援者が型にはめていく印象がある。お互いに寄り添っていくほうが本来的。
- 従来であれば、支援員が主観的につけてきたものだが、複数の支援員で評価した場合に結果が異なることもあり、妥当性に不安が残った。本人主体を尊重する立場で支援する以上、本人の意見や気持ちが含まれないものを取り続けても意味がない。「自身がどう変化したか」「本人が何を得たか」等について、本人が評価する指標があるとよい。
- 高齢では、本人につけてもらう基本チェックリストがある。本人主体の指標・項目があると参考になる。本人がつけているので、変化をみやすい。

### (4) 支援機関同士のつながりの強化と余白の広がり

- メゾ・マクロレベルの指標について、各市町村で各分野のウィングがどこまで広がったのかを指標とすると価値がある。各分野のウィングが広がり、多機関協働の分野が狭まると、1ケースに投入する時間が増え、相談件数はぐっと落ちるはず。また、既存4分野だけでなく、他のどの分野と掛け算できたか、という広がりが評価されるとよい。
- 個人のステップアップの指標について、各地の実践が深まっていくことを考えると、数（定量データ）を集めるより、こんな人がこんな自己実現できましたと自由記述（定性データ）が集まると、他市町村でも参考になるか。広がりや幅がでるところが価値としてでるとよい。

### (5) 試行錯誤を含めたプロセスの評価の必要性

- 財政と市が折衝する上で、成果について問われたとき、良い取組をしても、費用対効果が悪いと事業が縮小するおそれがある。自治体には、あくまでこれはプロセスが重要である点で、数字（成果）は後からついてくることを伝えてはどうか。

### (6) 自由な発想からの社会資源の開発

- 重層的支援体制整備事業はモデル事業として始めることから、最初から細かい枠組みに押し込めず、自由に社会資源がどの程度開発できたかといった事例を多く出したうえで、指標を考えてはどうか。
- メゾ・マクロレベルの指標について、福祉サービスは「イノベーション禁止」のようなところがある。その意味で自由な発想が現場にも行政にも弱い部分がある。指標の中で、様々な工夫が図られていることが評価されることが必要。

### (7) 世帯全体の支援

- 多機関協働事業に、世帯全体の相談が持ち込まれた場合、父親にはA支援、母親にはB支援といったように、それぞれ必要な支援が異なることが想定される。支援にあたっては、世帯

全体の相乗効果があると思う。相乗効果の部分に対する評価をどう考えるか。

## (8) 広域的支援

- 多機関協働事業で受けとめた相談に関して、仮に自治体内での対応が難しく、他自治体（他市町村、都道府県）につないだ場合、その評価はどうするか。場合によっては加算相当の評価があってもよいのか。
- 他市町村が受け入れたケースについて、(加算などの) 評価を高くすることで、自分の自治体でも取り組もうというモチベーションにつながるかもしれない。自分の自治体で請け負う力をつける仕組みがあるといい。

#### 4. 第4回有識者会議における主なご意見

|    |                               |
|----|-------------------------------|
| 日時 | 令和3年3月12日（金）15時30分～18時45分     |
| 場所 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社24階大会議室 |

##### （1） コロナ禍における重層的支援体制整備事業

###### ① ICTの活用

- これまでの事業の考え方・枠組みの中ではSNSによる対応は難しい。電話相談・よりそいホットラインにしても、相談が相談で終わってしまうのではなく、その先の支援にどのようにつなげるか。相談を受けた後、対応につなげていく（アウトプット）部分に課題がある。例えば、勤務時間などのありとあらゆる考え方とずれが生じる。
- SNS等を活用しつながった後の伴走支援の具体的な内容、課題解決と伴走支援の関係性はどうか。今まで密でやってきたアウトリーチ（相談支援）と、ICTを活用した支援の関係性をどこに落とすのか。整理したほうがいいのではないかと思っている。
- 資料では、相談の入口としてSNS等のツールが強調されているが、つながり続ける1つの手段としてもSNSは有効。参加支援においてもSNSの活用が広まることを想定しておく必要がある。その際、SNSの世界では行政区域は関係なく、どのように自治体の枠組みを超えていけるか。市町村単位での支援をいかに柔軟に実施できるか。
- 自殺に関するSNSの運用を始めたところ、（営業）時間の制約と、行政区域を超えた対応が日常茶飯事となっており、いちNPO団体で担うことの限界を感じる。都道府県、国の役割から検討してほしい。
- PCの導入で精一杯な現場もある。この事業を誰がちゃんと説明するのか。実際の導入に関しては、段階的に考えたほうが良いだろう。

###### ② その他

- コロナ禍により、生活困窮分野では現場が疲弊している。自治体では、職員の増員に関する議論にはなりづらい状況がある。適切な人員配置基準を提示してはどうか。
- 今だからこそ福祉部分に人員を投入し、予防的に対応しなければ、総合支援基金等の貸付が終了した後、生活困窮、生活保護等に落ちる人が増えることを危惧している。社会局として何かしらメッセージを出してほしい。

##### （2） 重層的支援体制整備事業全体の立て付け

- （分野間の）隙間を作らないことが（重層的支援体制整備事業の）目標であれば、本来つくべきところに予算をつける必要があり、その考え方は示すべき。

### (3) 指標

#### ① 指標全体（マイクロ・マゾ・マクロレベル）

- ミクロというと人によって捉え方が異なる。個人の変化・改善をみることと、個々人を合計・平均して全体の変化・改善をみること、の両方の捉え方があるだろう。個々のケースを積み上げて、事業のアウトプットをみていく発想としっかり記載すべきだろう。
- 本事業を実施する中で、地域全体を俯瞰したときに、気づいた地域課題とその際にできたチームなど、その自治体において足りない部分や、行った工夫等について、予め国に報告するとして書式を用意しておく、各自治体が考えるようになるだろう。

#### ② つながり指標

- 3点×回数 of 掛け算の意味や、数字にどういった意味があるのか。点数より、しっかりつながっていることを把握できることが大事。また、こうした指標が変化しないということは、その支援方法でよかったのか等見直すのであれば理解できるが、現行案では、単純に支援を実施したことだけを捉えかねないので、工夫してはどうか。
- こうした評価になると、訪問回数や会議の開催回数を増やす方向にならないか。上手く行っていない事例だからこそそうした傾向になることもあり、上手く行っていない事例＝関わりが強いという評価にならないか。
- 資料をみると、順列と回数を掛け合わせる（計算する）ように見える。
- クロス集計を行い、変化が多い人の状態像を確認するという意味だが、資料では、計算結果が出るように見える。
- つながりの弱い人からみると4までいけばいいが、実際つながりがあり、気に掛け合うことができる人は5や6の人になるだろう。地域づくりと連動すると、この指標だと弱いと印象がある。
- 高齢分野からすると、「2」のままでその人らしさがあり、「2」のまま維持する人もいることを想定でき、逆に1～4は状態像を表していると捉えている。分野・支援者によってそれぞれ捉え方はあるだろう。

### (4) 帳票

- 様々な分野が関わる事業であることから、業務の効率化を考えたほうが良い。入力ソフトができるとき、分野間の連携やいろんな資料が出し入れできると良い。多機関協働事業のフィードバックや、関連機関に対する情報共有の方法といったことを考えられると良い。
- 国の事業名と異なる箇所がある（例：地域子育て支援センター、子ども園）。国の事業名を先に記載し、()で通称を併記してはどうか。

### (5) 研修

- ブロック研修について、地域で分けるより、人口規模でグループ分けしてはどうか。社会資源を作るにしても、自治体規模によって様々な状況が異なる。
- 重層的支援体制整備事業は、持ち帰り考える志向性がないと前に進まない事業であることか

ら、研修自体が自治体内で次の議論を生むような構成・内容（例：宿題）になるとよい。

## （6） 災害

- 生活困窮や重層的支援体制整備事業の枠組みの中で、災害に関する内容をもう少し入れ込んでどうか。研修でも災害について資料の中に入れ込んでほしい。

## 5. 第1回カリキュラム検討における主なご意見

|    |                                |
|----|--------------------------------|
| 日時 | 令和3年2月16日(火) 9時30分～12時00分      |
| 場所 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 24階大会議室 |

### (1) 研修の導入

- もしかすると「国が法律を定めたから実施する」と考え、淡々と実施する自治体もあるかもしれない。(そうした場合に) 事業の枠組みから説明することがよいことなのか。現案は、本事業の理念・目的が分かっていることを前提としたカリキュラムの立て付けとなっている。
- 研修の冒頭で、マクロの視点から本事業の必要性を説明することが必要(例: 孤立の問題が大きくなり、地域等が機能しなくなってきた中で、地域共生社会の必要性等)。
- マクロのニーズがあることと、これから新しい社会の形を作ろうとしているので、各市町村が自由なやり方で行ってよいことが、重層的支援体制整備事業のミソだと思う。本研修が制度の説明で終わるのではなく、本来事業が目指している最終的な地域づくりが伝わるようにしたほうがよい。
- マクロの視点からの前提の共有については、気持ちが動くような要素が入り、行政説明ではない何かであってほしい。ストーリー性があるほうがわかりやすく、事例に基づいて事業を説明するとよいか。事業の必要性が腑に落ちる形にすべき。

### (2) 都道府県対象のコマの設定

- 都道府県の役割が異なることから、市町村と一緒に参加すると、都道府県の担当者が議論についていけないか。都道府県としての広域の役割についての研修を、別途設ける必要があるか。
- 都道府県だけで話す場面があったほうがよいか。先行自治体の具体的な事例を通じて、都道府県による市町村との関わり方について検討してはどうか。

### (3) 災害に関するコマの設定

- 災害関係のコマをいれてほしい。

### (4) 「多様な状態像」の理解に関するコマの考え方

- 全体共通の2日目に「多様な状態の相談者像の理解」の説明に、どういったツールを持ち、課題解決を図るか、という話もあったが、理念を理解するという研修では、課題解決の話はなくて不全感を残した事例でもよいと思う。むしろ「だからやらないといけないんだ」という程度でよい。まずはつながり続けることが重要。

### (5) アウトリーチについて

#### ① アウトリーチの書きぶり

- アウトリーチの講義・演習のポイントの書きぶりについて、問題解決型の印象を持つ。アウトリーチでは、まず繋がることが重要。「支援」というと、問題解決型で、何かを届けるとい

った印象が強い。アウトリーチでは、「つながること」「つなげること」そのものに価値があることを丁寧に説明しないとイケない。必要な支援が届いていないというのは、支援の問題か、つながりが途絶えているという問題なのか。アウトリーチというと、従来の支援に結びつけて、自己発信できないから出かけていこうという印象がほぼ全て。参加支援における地域づくりの話を含め、注意が必要。

## ② アウトリーチの実施方法

- アウトリーチについて、バックボーンとしてすでに多くの支援者を知っているからこそ、自分はアウトリーチ支援に行ける。180分のコマで「本人との信頼関係の構築」とあるが、180分も何を伝えたらいいのか。アウトリーチ事業者だけがアウトリーチ支援を行うわけではない。
- アウトリーチ事業者が本人との直接的な接点を作る以外に、本人と取り巻く環境をみていけば、自分が突っ込んでいかななくても、接点を見いだせることがある。事業ごと単独で話せることはさほどない。社会的なアプローチについて、それぞれの枠組みの理解は大事だが、それだけで成り立つ部分はとても少ない。
- 孤立防止・気に掛け合う地域の視点が入るとよい。支援者と呼ばれる人が関わると、地域の人が安心して離れていく。専門職が支援に関わる際、本人の周りが引いてしまう支援ではないことが重要。アウトリーチも参加支援もそのイメージをもたないと、専門職が頑張れば頑張るほど、地域の力を奪い取ることもあることを共有することが重要。

## ③ アウトリーチの状態像の理解の例示

- アウトリーチ事業者向け研修での「多様な状態像の人への理解」の例示について、このあたりの人たちは前段で出てくる。時代的にターゲットが変わってきており、今は親を頼れない子ども・若者たちが主なターゲット。厚生労働省として、懸念しているターゲット像を研修の場を使って示してはどうか。

## (6) その他

- 複数課でチームを作って、研修に参加するようにしてはどうか。総務課に担当（参加）が押し付けられ、その後の庁内連携も進まない状況になることを懸念している。
- 30万人規模の市における重層的支援体制整備事業に関わっているが、当該市の担当課長が孤立している印象がある。上から実施するようにと話が下りてきているが、担当課に現場がなく、リアリティがない。自治体で担当を孤立させないことを伝えないとイケないとすると、本来は課長が参加しないとイケないか。
- 講義と個人ワークは、オンラインで実施したほうがよい。重層的支援体制整備事業は、各担当課をまたぎ、調整を行う事業であることから、例えば、講義後に宿題を出して、各自治体で地域課題等のワークをしてもらってはどうか。
- オンラインで実施する場合、各自治体で参加できる職員全員集まってもらい、そこでグループワークを行い、研修体験を皆で共有できるとよいか。
- 最終的には地域づくりが重要であることから、研修とは別に、今後地域の受け皿となる地域住民等に対する啓発活動・キャンペーンがあるとよい。地域共生社会に向けたフォーラムを

並行して（行い、地域の）掘り起こししていかないと、新たな制度ができたようにしか見え  
ず、時代や社会が変化しないだろう。

- 全国キャラバンについて、対象者と話題を幅広に設定し、重層的支援体制整備事業に限らず、  
すそ野を広げるようなものとしてはどうか。所管の担当者が話すとどうしても制度の説明に  
なってしまうので、幅広にプログラムを組んでやったほうがおもしろい。
- 一部の市議会議員は、1人で多機関協働のように様々な調整をしている。キャラバンで回る  
のであれば、そうした熱心な市議会議員も巻き込むと、自治体も動かざるを得なくなるか。
- 他省庁の関連部局にも呼び掛けられるようなものか。福祉分野だけの参加者だと小さいとこ  
ろでまとまってしまうか。他部署からも呼びかけがないと、他部署から参加してもらえない  
か。
- 例えば、老健の研修と共同開催してはどうか。通知を発出した担当課が縦割りになっている  
が、似た内容の研修を行っていることがある。共同開催することで、多分野・他課とのつな  
がりが見えやすくなると思う。そういった仕掛けを行うことで、厚生労働省の本気が伝わる。



## 6. 【参考】厚生労働省による有識者会議における主なご意見

本調査事業の立ち上げ時期に、有識者による検討会が開かれた（厚生労働省主催）。内示から間もない開催だったため、本調査事業の事務局として会場を提供し、オブザーバーとして出席した。本調査事業内で実施された会議ではないものの、検討内容として本事業との関係が深く、また本調査事業における有識者会議委員から意見の聴取があったことから、以下の通り、主な意見を掲載する。

|    |                               |
|----|-------------------------------|
| 日時 | 令和2年8月12日（水）14時00分～17時00分     |
| 場所 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社24階大会議室 |

### （1）既存制度と重層的支援体制整備事業との整理

- 子ども、障害、高齢の縦割りを埋めるために、生活困窮事業が始まった。新事業では、生活困窮事業を実施しながらも、各分野の縦割りがあがる点についてどのように評価するか。

### （2）重層的支援体制整備事業の全体像

- 今回の資料では相談支援が先に説明されており、3事業を一体的に行うようにみえづらい。特に夜間や休日については、「受け止め」が先で、その後相談支援機関につなげることが多く、相談支援だけでなく参加支援や地域づくりの中にも相談支援があるように感じる。参加支援と相談支援が一体的なイメージを伝える必要がある。
- 参加支援とアウトリーチ、包括的相談支援がどのように組み合わせるのかを示す必要がある。アウトリーチ支援や多機関協働事業と参加支援の関係についてイメージを描く必要がある。参加支援でどこまで複合化・包括化できるかが肝である。

### （3）各事業・機能について

#### ① 地域づくり

- 地域で暮らしていくためには、地域の方々が地域で暮らすことに対する理解を持つような地域づくりが必要となる。介護保険の生活支援体制整備事業で、地域住民が支援度の高い人の見守りをしている取組があるが、同様に、相談支援の提供が相談機関に限られないようにしていく仕組みが必要である。

#### ② 参加支援

- 本日の資料では、いきなり事例を紹介しており、自治体職員が理解することが難しいと思われる。参加支援を行うには、どのような手続きが必要で、どのようなお金がつかのかといった資料がないと判断が難しい。

#### ③ 多機関協働事業・重層的支援会議

- 行政は、市町村全体で解決できない課題が見えておらず、事業の目的を理解できていない。解決できない課題を多機関協働事業で議論し、社会資源を開発したり、地域に働きかけたりすることが重要であり、重層的支援会議のイメージが少し異なっている。

#### (4) 伴走支援の考え方

- 相談の受け止めの最前線は、近隣の地域住民である。資料上では、専門職で完結していることに違和感がある。地域から始まり地域に戻すような循環するイメージが重要である。
- 伴走支援のキーワードとして、「つなぎ・もどしの連続的行使」がある。つなぐイメージが強く、もう一度戻す機能が働くかどうか。一貫して俯瞰してきている人がどこに担保されるのか注視しなければ、ケースの投げ渡しにならないか懸念している。
- 家族機能が落ち孤立が進んだ中、簡単に課題は解決しないが1人にしない地域づくりを進めていくことが伴走支援の本質である。
- 伴走する人は、地域にいたり、一緒に社会参加したりしながらそれ以降ずっと伴走する機能を持ち合わせることを望ましく、参加支援と一体的な実施を検討する必要がある。

#### (5) 人材育成・研修

- 相談に対して始めの1歩に寄り添うことが技術的に難しい。どのような相談でも受け止めることができる人材の研修等が必要か。
- また、つなぐ仕組みについて、つなぎ方やつなぐ先は各市町村で異なることから、どこにつないだらどんな支援ができるのか、お互いの関係機関が把握するための研修も必要ではないか。研修実施時には、それぞれの部局からみてどのように活用できるかといった周知が必要である。

#### (6) その他

- 設置形態の類型について、自治体にとって、モデル類型があると考えを整理しやすいと思う一方で、この類型を作ることに注力した議論になる恐れがある。
- 伴走支援について、伴走支援という言葉は福祉に関する部署にのみ定着しており、その他の部署ではまだ理解が深まっていない状況。例えば、若者に対する支援について、民生部局の局長・部長が、特に教育委員会等の他部局に対し、伴走支援の必要性や必要な事例について説明するなど、トップ層への働きかけが必要か。
- 小学校入学以降の支援を懸念しており、教育委員会とのつながりをどうするか。文部科学省・教育委員会との連携、若者の支援等に課題を感じている。

### 第3章 ツール（自治体向け説明資料の素材）の作成

本事業では、有識者会議において議論された内容を踏まえ、主に自治体の職員向けの説明資料をツール（ガイドブック）として作成した。本章次ページ以降にその成果物を収載した。

なお、本ガイドブックは、広く重層的支援体制整備事業に関心を持つ人を対象として作成したが、特に、執筆にあたっては、以下のような人をイメージしながら、作成している。

- ・福祉部局の部課長など複数部門を統括するポストにいる行政職員
- ・福祉部局の事務職員（特に、福祉部門への経験が短い職員）
- ・市町村の取組を支援する立場にある都道府県の職員
- ・複雑化・複合化課題を抱える人を支援する立場の専門職・団体の方

重層的支援体制整備事業に  
関わることになった人に向けた  
ガイドブック

---

－ 目 次 －

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| はじめに.....                            | 27 |
| I. 重層的支援体制整備事業の時代背景と意味.....          | 28 |
| 1. 地域共生社会の構築と重層的支援体制整備事業.....        | 28 |
| 2. 取り組むことの意味を伝える.....                | 29 |
| II. 地域共生社会の実現のための視点と重層的支援体制整備事業..... | 31 |
| 1. 支援の前提となる「伴走支援」.....               | 31 |
| 2. 3つのアプローチ.....                     | 33 |
| 3. 相談支援・参加支援・アウトリーチ.....             | 34 |
| 4. 地域づくり.....                        | 36 |
| 5. 重層的支援会議の役割.....                   | 37 |
| III. 事業全体をどうデザインするか.....             | 40 |
| 1. 事業が対象とする範囲を意識する.....              | 40 |
| 2. 事業の前後で何がかわるのか.....                | 41 |
| 3. 国の説明資料を見ながらどのようにデザインするか.....      | 43 |
| 4. 行政内部の部門間協議.....                   | 44 |
| 5. 評価指標とどう向き合うか.....                 | 45 |

## はじめに

---

- 国は、平成 29 年（2017 年）に成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、地域福祉推進の理念を明示し、その実現に向け市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定しました。
- その後、令和元年度（2019 年度）には、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」が設置され、地域共生社会の具体化に向けた方向性が示されました。令和元年度以降、全国 200 か所以上で展開されたモデル事業を踏まえ、令和 3 年度（2021 年度）からは、モデル事業が重層的支援体制整備事業（以下、本事業という）として法定化され、一部の自治体で、取組が本格化していきます。
- 本事業は、住民、地域活動に参加する各種団体、支援団体、行政の関連部署など、多様な主体による理解と協働で成り立っています。取り扱われるテーマは保健福祉分野を中心とした取組とはいえ、特に地域づくりでは、市民協働や、商工関係など、いわゆる福祉分野とはこれまで縁遠かったような活動グループの参加も不可欠ですし、各自治体の首長や保健福祉分野以外の部局長の理解と連携も欠かせません。
- 多様な主体の理解を得るには、その事業の実施によってどのようなメリットがあるのかという点を地域の関係者、庁内担当部局の職員が明確に理解し、庁内の関係者に説明できることが大切になります。単に、「国の制度が創設されたから」「首長の方針だから」ではなく、それぞれの関係者にどのようなメリットがあるのかを理解するとともに、陥りがちな誤解を避けながら、全体をデザインすることが大切になります。
- このガイドブックの目的は、必ずしも事業の具体的な設計方法をお伝えするものではなく、事業の本質的な狙いを説明しつつ、陥りやすい誤解を示しながら、本事業の本当の意味を解説することで、自治体及び地域関係者による、地域ごとの実情にあったデザイン（設計）をスタートしていただく第一歩になることを目的にしています。
- なお、本ガイドブックは、本事業の有識者会議の委員各位のご発言をもとに、事務局の責任において編集したものであり、有識者会議の総意によって作成したものではありません。また、制度に関する規定の詳細は、厚生労働省の資料及び動画解説<sup>1</sup>でご覧いただくことができますのでご参照ください。

---

<sup>1</sup> You Tube 厚生労働省サイトによる解説動画（令和 2 年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議）令和 3 年 2 月 27 日アクセス）  
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWhgHZ27chM1zMifEDRzrujf>

# I. 重層的支援体制整備事業の時代背景と意味

---

## 1. 地域共生社会の構築と重層的支援体制整備事業

- ① あなたの地域に「生きづらさ」を抱えている人がいます
  - 近年、地域や家族など共同体としての「つながり」が弱体化していく中で、生活課題を抱えながらも相談する相手がなく、また制度の谷間で孤立してしまい「生きづらさ」を感じている人が増えています。家族構造の変化と多様化により、生活課題も複雑化や複合化が進んでおり、単一の専門分野の制度利用や支援だけでは、十分に生活課題に対応できないケースも増加しています。
  - 日本の社会保障制度は、歴史的にも高齢者、障害者など、専門分野単位で制度設計され一定の成果をみてきましたが、複雑化・複合化した課題への対応という点で課題を抱えています。複雑化・複合化した課題を抱えた世帯は、地域の中で孤立するだけでなく、社会の制度にもうまくつながらず、状況が悪化してしまったり、解決の糸口がみつからないまま、さらに孤立を深め、本人の生活が成り立たなくなることもあります。そして、結果的に社会的コストが高くなっていきます。
  - こうした中、国は「地域共生社会の構築」を次の時代の大きな目標に設定しています<sup>2</sup>。個人の尊厳と多様性が尊重され、多様な背景や生活様式を持つ住民が地域の中で共存していくための取組です。地域共生社会の取組は、専門職だけで実現するものでもありません。地域の住民やボランティア団体、NPOだけでなく、地域の商店や学校、ご近所など、地域で生活するすべての人と人が関わり、人と人がつながることで地域共生社会はつくられていきます。
- ② 現状の制度や仕組みに「支援のしづらさ」を感じている人もいます
  - これまでも地域共生社会の実現に向け、それぞれの分野の支援窓口や支援団体が努力を続けてきました。しかし、これまで社会保障制度を現場で支えてきた福祉専門職や支援者に与えられた時間や資源の範囲では対応が難しいケースも増えています。そして、「生きづらさ」を抱える住民を支える専門職や支援団体もまた、縦割りの制度や組織、支援の仕組みに、「支援しづらさ」を感じています。
  - 人手不足の中、各支援団体や相談窓口で対応できる時間や範囲にも限界があります。可能な限り対応するために団体の持ち出しで職員を増員している支援団体もあるでしょう。対象者の家族にも生活課題があることを知っていても、十分な対応が取れないというケースもあり

---

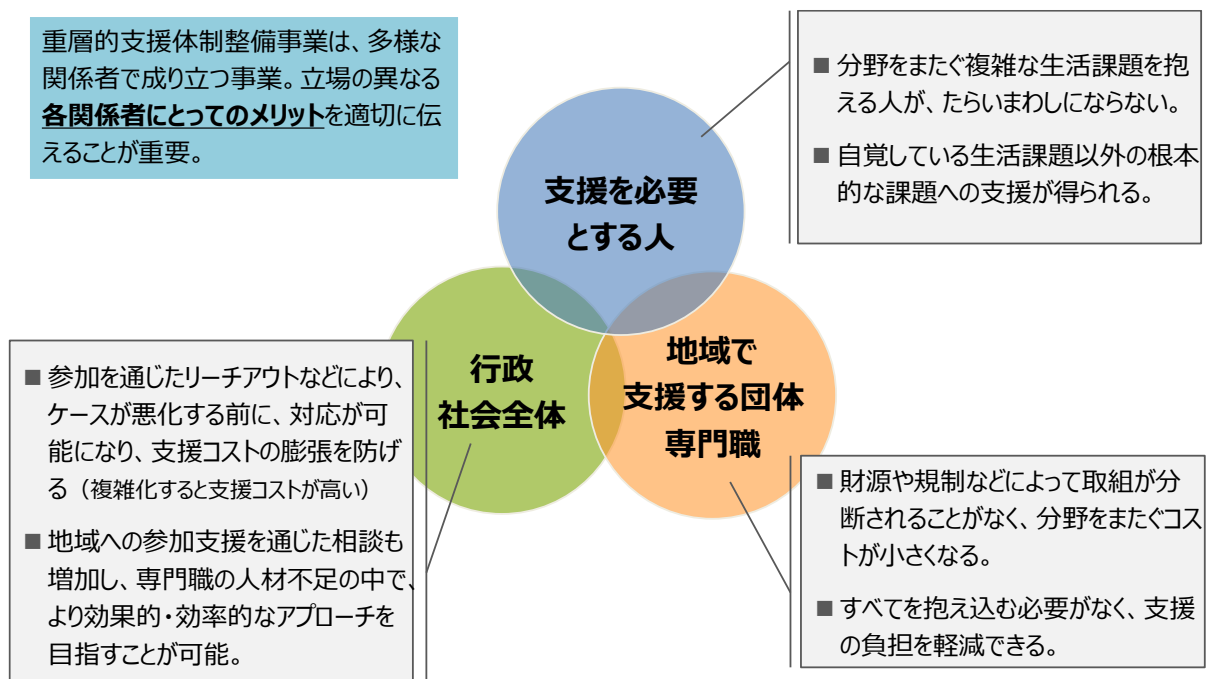
<sup>2</sup> 厚生労働省は「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）、「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）などを通じて、地域共生社会の実現に向けた工程を示してきた。

ます。また、地域づくりが進み地域資源が豊かになれば、資源が多様化しただけ地域の全体像の把握が専門職にも難しくなります。こうした制度や組織に関する「支援しづらさ」を少しでも改善し、「生きづらさ」を抱える人の生活を支援していこうとするのが重層的支援体制整備事業です。

- 重層的支援体制整備事業は、新しい支援制度というよりは、既存の支援機関や専門職の負担を軽減しながら、地域の支援力の限界点を引き上げ、効果的に住民を支援していくための事業といえます。そして、そうした支援の限界点を引き上げ、「人と人がつながる」地域づくりを進めていくことで、その先に地域共生社会の実現があるのです。

## 2. 取り組むことの意味を伝える

- 重層的支援体制整備事業は、特定の福祉サービス対象者にだけメリットがあるのではなく、地域住民、支援関係者、そして行政全体にメリットがある事業です。それだけに、総論賛成・各論反対とならないためにも、関係者の事業への理解と協力を確実に得るためにも、本事業の持つ意義について、しっかりと説明することが重要になります。
- 本事業は複数分野の連携や協働を指向するため、各分野の担当機関や関係者からみれば、自分の担当業務への影響や今後の役割がどう変化するのか気になると思います。十分な説明がなければ業務負担ばかりが大きくなるように誤解され、疑心暗鬼になってしまうリスクもあります。事業の当初から事業の最終的な目的を明示、共有して、取組をデザインしていくことが大切になります。そして、地域住民にとって、支援機関、専門職にとって、そして行政にとって、どのようなメリットがあるのかを丁寧に説明していく必要があります。





- 【地域住民にとって】重層的支援体制整備事業のみならず、各分野の支援体制が強化されていくことによって、地域住民は、分野をまたぐような生活課題を抱える場合でも、生活課題ごとに窓口を探さなくても、適切な支援団体や制度につながるようになりますし、当事者にとって顕在化している課題以外の、生活課題にも支援が届くことによって、よりよい生活への支援が行われるようになります。
- 【支援関係者・専門職にとって】地域の支援関係者、専門職にとっては、利用者・対象者の抱える生活課題のすべてを一か所で抱え込む必要がなくなります。人的資源に限度がある以上、各分野の負担を軽減しながら支えていくことは考えるべき現実的な課題です。支援関係者や専門職の負担が軽減されることは、結局、最終的には生活課題を抱える地域全体のメリットになっていきます。
- 【行政と地域社会にとって】そして、行政や地域社会全体にとっては、中長期的に大きなメリットがあります。抱えている生活課題の状況が悪化していけば、より高い社会的なコストを必要とします。参加支援やリーチアウトを通じてできるだけ早く人とのつながりを作り、生活課題に向き合えば、仮に生活課題が解決しなくても、ケースの悪化を抑えることができます。地域の中には、孤立が原因で、また長きにわたって人とのかかわりがなくなってしまったことによって、外部の支援すら受け入れが難しくなってしまう、状況が深刻化してしまうケースがあります。行政にとっても、最終的には地域全体にとって、こうした深刻化したケースを減らしていくことには大きなメリットがあります。

## II. 地域共生社会の実現のための視点と重層的支援体制整備事業

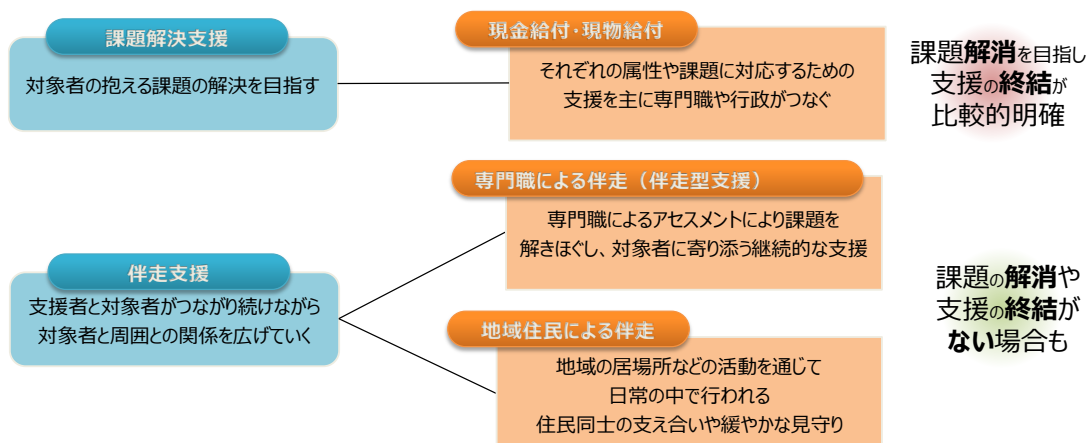
- 本事業には、取組の大切な要素として、いくつかの大切なキーワードが登場します。伴走支援、参加支援、アウトリーチ、地域づくりなどです。これらのキーワードは、重層的支援体制整備事業に固有のキーワードではありません。これまでも、各専門分野の実践において重視されてきたキーワードです。いわば地域共生社会を目指す上で共有しておきたいキーワードであり、重層的支援体制整備事業もまた、この考え方を共有していきます。

### 1. 支援の前提となる「伴走支援」

- 地域共生社会のゴールイメージのひとつは、住民同士が気にかけて、助け合う環境の中で「生きづらさ」を抱えている人であっても、そうした環境に参加できるよう背中を押してくれる機会が自然な形で提供されることです。このような環境は住民の主体的な活動の中で育まれていくことを基本として、専門職や行政機関はこれを側面的に支援していきます。
- 地域での人と人のつながりを支援していくためには、サービスや制度の活用だけでなく、「生きづらさ」を抱えている人に寄り添い、伴走し続けることが重要になります。そこで、支援の前提として「伴走支援」を考えてみたいと思います。

#### ① 課題解決支援と伴走支援

- 生活課題を抱える人に対する2つのアプローチがあります。「課題解決支援」と「伴走支援」<sup>3</sup>です。対象者の抱える複雑化・複合化した生活課題に対して、その解決を図ろうとするアプローチが課題解決支援です。主に専門職や行政が、現金給付や現物給付による手段につなぐことで課題の解決を図ろうとする支援の手法です。制度利用を通じて課題が解決すれば支援が終了します。



<sup>3</sup> 本ガイドブックでは、「伴走型支援」と「伴走支援」を使い分けています。専門職の伴走による支援を「伴走型支援」、地域づくりや住民とのつながりなども含むより広い範囲の伴走を意味する場合は「伴走支援」としています。

- 課題を抱える対象者が目の前にいる以上、支援者が課題解決を目標にするのは自然ですが、どれだけ知恵を絞って関わり続けても解決しきれないケースが現実にはあります。課題解決を支援の唯一のゴールに設定すれば、こうしたケースでは、成功体験を感じることなく、関係者は長期間にわたって課題解決に挑み続け、現場は疲弊していきます。
- したがって、本事業での支援は、課題解決のアプローチだけでなく、対象者に「伴走する」という考え方を重視しています。伴走支援は、文字通り対象者に寄り添い、一緒に歩くことですが、直接的な課題解決には直結しなくても、そばに寄り添うだけで孤立を防ぎ、抱える課題によるストレスや痛みを緩和する可能性があります。
- その際、現金給付や現物給付といった制度へのアクセスの改善も手法の一つになるものの、抱えている生活課題を解きほぐし、周囲の人たちとの関係性を作り上げていくことが重視されます。具体的な制度利用につながらなくても対象者との信頼関係を形成していく時間をかけた取組が大切になります。

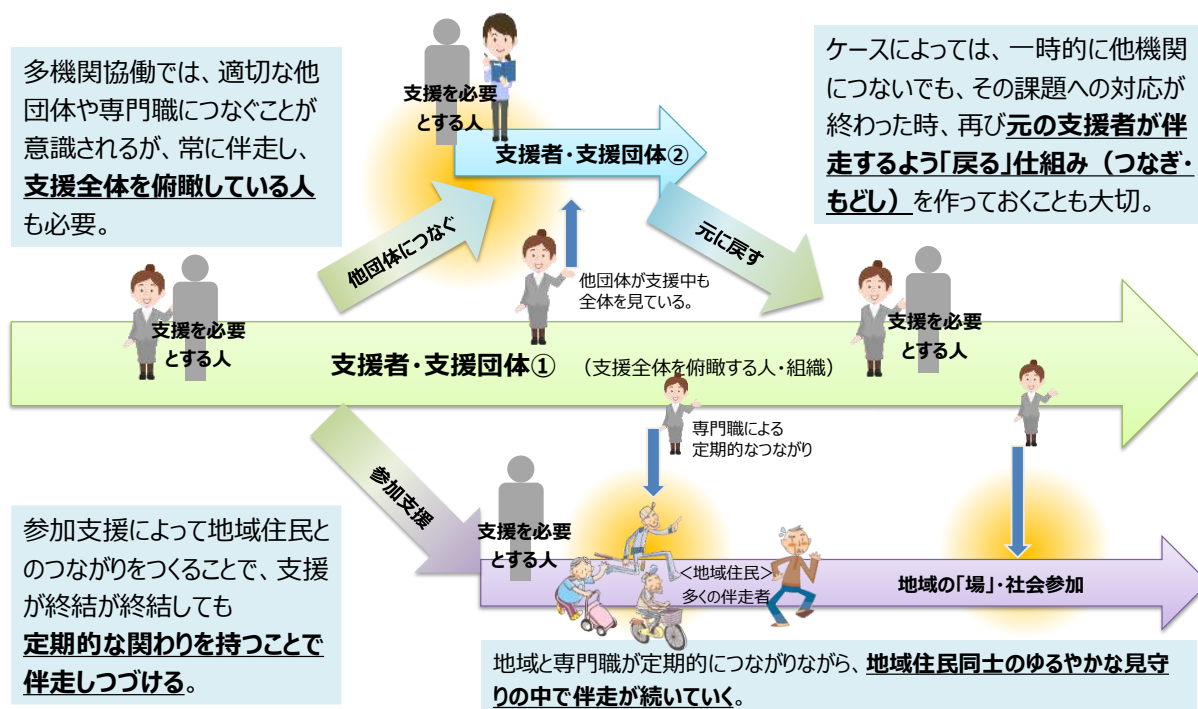
### ② 長期にわたる伴走支援だからこそ、地域とのつながりが大切

- 伴走支援は、課題解決に向かう前段階でも、課題解決を目指す段階でも、さらに一定の解決が見られた後であっても、あるいは課題解決を一旦横において伴走する場合でも、長期間にわたり求められる場合があります。すでに触れたように、地域共生社会では、地域の人と人のつながりのある環境への参加支援によって、伴走を継続していくことが基本になります。
- 対象者を地域生活の中で孤立させないことが優先課題ですから、常に誰かつながっている人がいることを意識します。つながっている先は、民生委員や町内会の役員だけでなく、近隣の商店関係者、サロンの参加仲間かもしれませんし、その人の古くからの友人かもしれませんし、近所の喫茶店のマスターや居酒屋の大将かもしれません。そうしたつながりを自然に作る環境を作ることが、地域づくりのポイントになりますし、地域に広がる多様なつながりポイントをうまく活用して、対象者をうまくつないでいくことが参加支援であるといえるでしょう。むしろ、伴走支援を「専門職による伴走」に限定しないよう留意すべきでしょう。

### ③ 多機関協働における「つなぎ・もどす」という視点

- 専門職が集中的に関わる段階では、多機関協働を通じて、対象者を他機関に一時的につなぐ場合も想定されますが、連携先機関での対応が一段落すれば、再び元の専門職に「つなぎ・もどす」ことも伴走型支援には大切になります。多機関で協働する場合、対象者にとってはハブになるような場や支援機関があることが安心につながる場合も多く、したがって多機関の連携で支援する場合も、支援過程全体を伴走するような支援のあり方を模索することが大切になるでしょう。
- また専門職の伴走から、地域社会とのつながりに伴走者が移った場合も、専門職の役割が完全に終わるわけではありません。地域の中で誰かとつながることができても、定期的に専門

職が関わる伴走が継続します。例えば子育てに関連する場合などは、子どもの成長にあわせ、長期間にわたる緩やかな伴走が必要になる場合もありますし、いったん課題が解決したように見えても、その後、課題が再発するといったことも十分に想定されます。そうしたケースに専門職が常に密接に関わり続けることは難しいからこそ、対象者の日常的な生活の中で人とのつながりを模索することも大切になります。

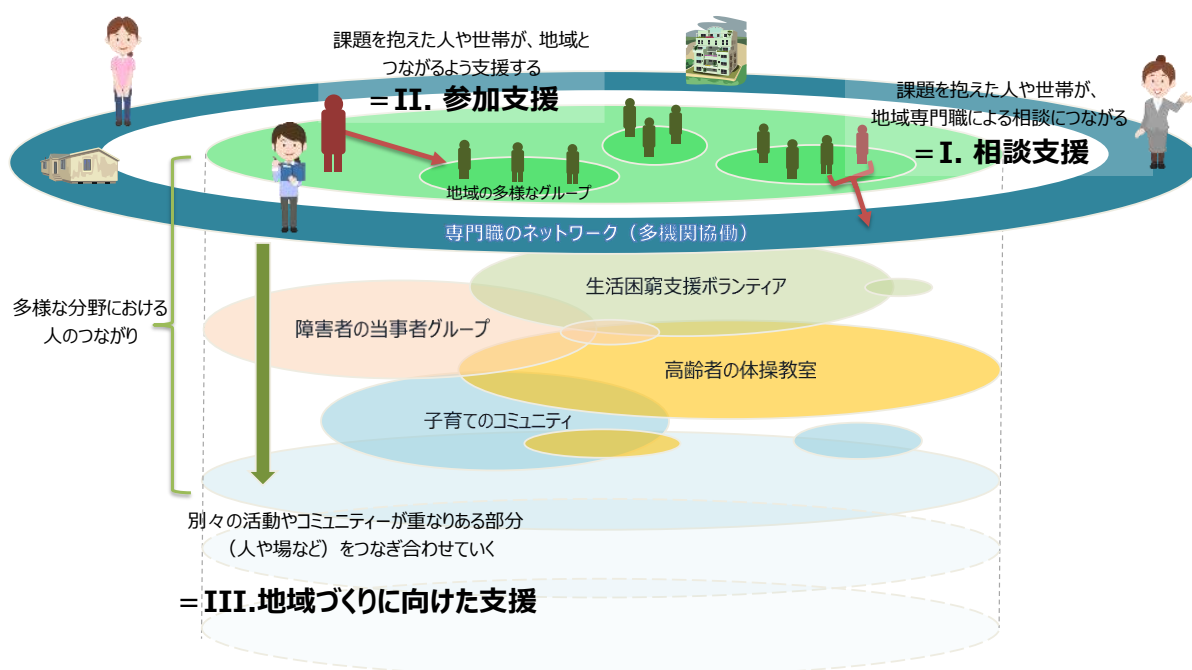


## 2. 3つのアプローチ

- 重層的支援体制整備事業は、大きく3つの支援のアプローチで説明されています。①相談支援、②参加支援、③地域づくり支援です。本事業では、前節で整理した地域共生社会における伴走支援の考え方を踏まえ、人と人、人と地域をつなぐことの重要性が考え方として一貫しています。
- 相談支援についても、単に窓口を設置して相談者を待つということではなく、生活課題を抱えた人や世帯が地域の適切な専門職に相談できるような地域環境を作っていくことも含め、地域の人と人の継続的なつながりを重視しています。通いの場などにおける人間関係が続くことで相談につながるケースも想定されますし、専門職の関わりも、いきなり相談に持ち込むのではなく、時間をかけて信頼関係を築きながら支援していく場合もあるでしょう。多機関協働やアウトリーチなどを通じた継続的な支援を強化し、専門職側も分野を越えた支援体制を作っていきます。
- 地域づくりは、行政が「つくる」というよりは、すでに地域の中にあるもの、地域の中で動き出しているものが多数あることを前提に、事業としては、話し合いのプラットフォームづくり、側面的な支援や、ちょっとだけ背中を押すような支援を重ねていくことがイメージさ

れています。計画的に特定の通いの場などを地域全体に広く整備していくというよりは、地域の中で意欲のある人やニーズがあるところにピンポイントで支援をしていくイメージの方が現実的かもしれません。

- 参加支援は、こうした地域づくりで生まれた場と対象者つなぐための機能です。そして今ある地域資源につなぐだけでなく、個人のニーズにあった場所を探し、必要ならば、個別につなぐよう支援してくことも含まれています。就労支援などでは、単に受け入れ企業を探すというだけでなく、受け入れやすくなるような側面的支援を展開することもイメージされています。



### 3. 相談支援・参加支援・アウトリーチ

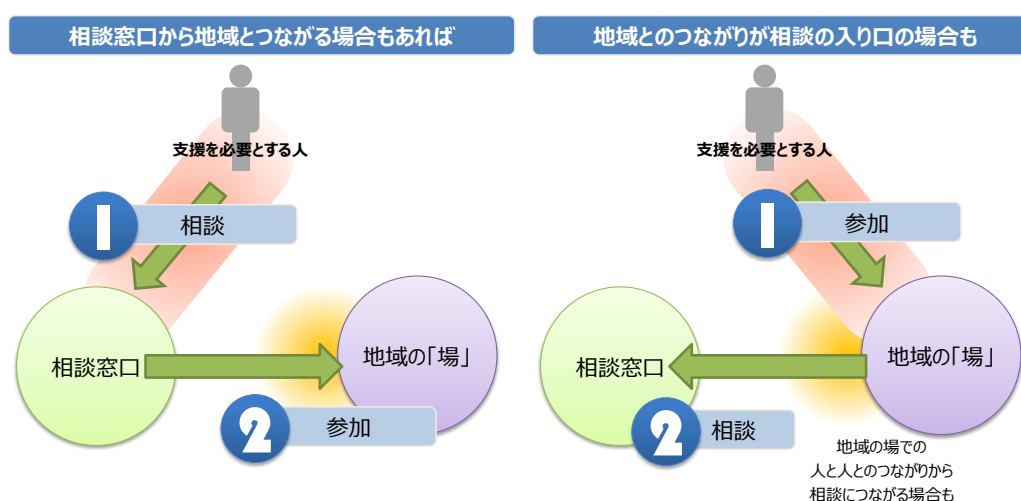
- ① 参加支援やアウトリーチができる相談体制の構築
  - 本事業では新たな専門分野の相談窓口を設置することを想定していませんので、既存の相談支援体制（相談窓口）の継続が基本になります。ただし、本事業の多機関協働事業を通じ、重層的支援会議の設置、参加支援やアウトリーチの強化によって、既存の相談窓口のバックアップ機能が充実するため、各相談窓口の潜在的な対応力の向上が期待されます。
  - 参加支援は、対象者のニーズや課題などを丁寧に把握し、本人と支援メニューのマッチングを行うもので、必要に応じてその人に必要となる社会資源を探したり、地域の既存資源を活用して新たな支援メニューを作るものです。アウトリーチは、長期にわたりひきこもりの状態にあるなどして必要な支援が届いていない人に支援を届けるアプローチですが、多様な支

援活動や地域づくり活動の中で、潜在的にニーズを抱える人を探す役割も期待されています。

- 参加支援やアウトリーチは、相談や地域づくりなどの具体的な支援の場面で機会をとらえて求められる偶然性もあり、それぞれを独立した事業として切り出すことは難しいかもしれません。また参加支援やアウトリーチのアプローチは、既存の支援活動の中でも試行錯誤されてきたところですが、従来の支援体制では、窓口対応に忙殺され、また他部署や他団体との連携に手間を要することから、十分にその役割を発揮できなかった場合もあったと思います。
- そうした課題意識から、人員配置の増員・強化も含め、現場の分野を越えた参加支援やアウトリーチが可能になるよう、本事業の中に「参加支援事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」が新たに位置づけられました。この事業をうまく活用することで、既存の相談窓口体制の人員を増強し、参加支援・アウトリーチ機能を高め、課題対応力を向上させるよう、各市町村での事業をデザインすることも期待されます。

② 支援は、必ずしも相談から始まるわけではない

- 一般的に、対象者への支援は、行政機関の窓口相談から始まるイメージを持つ傾向がありますが、その視点は、窓口と制度を設定している行政側の視点であり、実態を表しているとはいえません。そもそも相談窓口へ直接出向くことが心理的に難しい人も少なくありませんし、課題が複合化・複雑化している人にとっては、どこに課題解決に向けた糸口があるかもわからない場合や、自らが複合的な課題を抱えているという認識がない人もいます。また、過去に相談した時の経験などから、行政窓口への相談を躊躇している人もおり、そうした人こそ生活課題が見えなくなり、引きこもったり、生活課題の複雑化が進むといったこともあります。



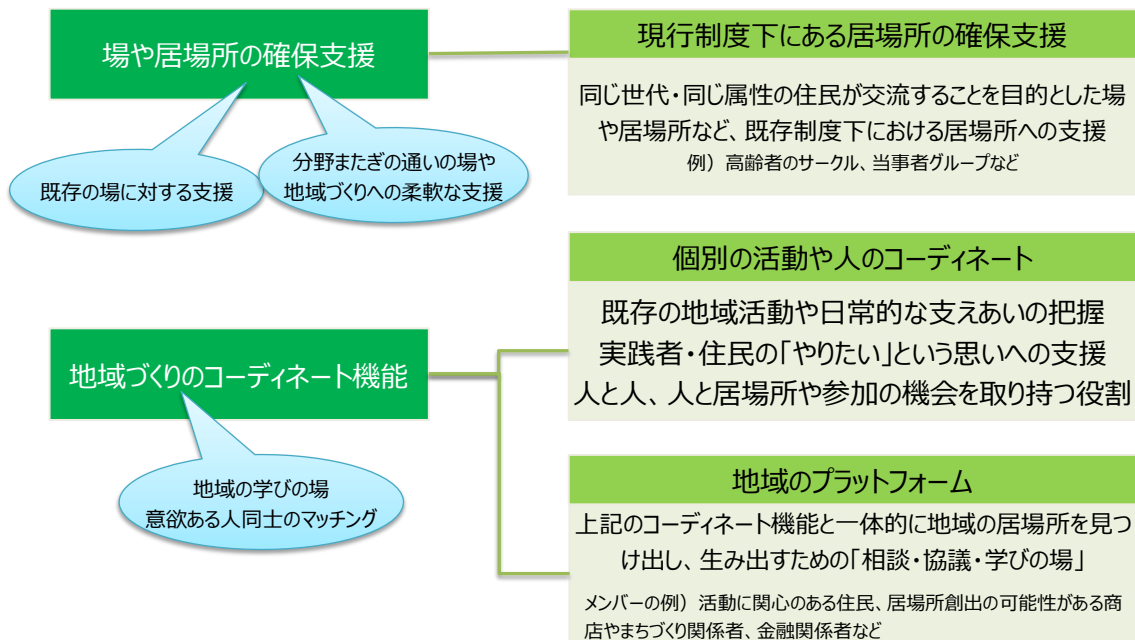
- 相談窓口を遠くに感じる人に対して、地域住民がさりげなく相談に向けて背中を押してあげることもあるでしょう。通いの場やサロン、あるいは町内の集まりなどを通じて、住民が他の住民の抱えている課題に気づくこともありますし、とりわけ複雑化・複合化した課題を抱

える方への伴走支援では、対象者が自らの課題を他者に話す段階まで時間がかかることも多く、その相手にしても必ずしも専門職や行政窓口とは限りません。

#### 4. 地域づくり

- ① 重層的支援体制整備事業ができて地域づくりの多層性は維持する
  - 地域づくりは、それぞれの分野ですでに時間をかけて推進されてきた経緯があります。高齢者分野では、生活支援体制整備事業や介護予防・日常生活支援総合事業を通じて、通いの場づくりの支援が行われてきました。障害分野では、地域活動支援センターが、子どもの分野では地域子育て支援拠点、生活困窮でも共助の基盤づくり事業による拠点が整備され、それぞれの分野での地域づくりが進められてきました。
  - 重層的支援体制整備事業では、こうした各分野での地域づくりの取組を一つにまとめるようなことは想定していません。あるいは、本事業として新しいタイプの居場所を作り、これを地域全体に広げるような取組も目的にしていません。もちろん、本事業でも対象者を選ばないような居場所を地域の中から発見し、生み出すためのプラットフォームを構築していくことを目指しています。しかし、多様な地域住民の関わる地域づくりである以上、その活動も多層的であるべきですし、単一の司令塔を作るようなデザインは想定していません。したがって、各分野における地域づくり戦略が、本事業の開始によって大きく変更が迫られるものでもありません。これまで通りの取組方針に基づき地域づくりが進められます。
  - むしろ、ここで対象としているのは、それぞれの分野で通いの場づくりなどが進められる中、補助金の交付要綱など制度の壁にぶつかって効果的な支援ができないケースです。地域住民主導の場づくりは、行政の制度や仕組みとは関係のない視点で進められるので、住民側に制度の縦割りの都合は関係ありません。行政側が柔軟な運用を目指す必要があります。
  - 本事業では、地域づくりにおける補助金の交付において、例えば高齢者と子どもなどが混ざって交流するような事業が実施しにくいなど、分野別に補助金制度が設計されている弊害をできる限り軽減するため、各補助金の一体的な運用を認めています。
- ② 福祉と関わりがなかった層にも参加してもらえる地域づくりプラットフォームの必要性
  - 地域づくりには、それぞれの地域の特徴が現れます。行政が主導的に整備を進めた通いの場もあれば、住民自治に近い形で自治協議会などが立ち上がって、自律的に地域を支えている地区もあります。民間企業による場づくりも含めて、地域づくりを広くとらえている地域もあります。これまで福祉などにまったく関心を持っていなかった住民グループの活動が結果的に、生活課題を抱えている人が地域住民とつながるきっかけを作ることもあります。
  - すでに各分野の活動においては、民生委員や町内会、社会福祉協議会、NPO 団体、社会福祉法人などを巻き込んだ地域づくり活動が様々な形で展開されています。むしろ、本事業に

においては、これまで福祉の世界とあまり関わりのなかった住民に参加してもらえるようなプラットフォームづくりを指向していくことも大切になるでしょう。

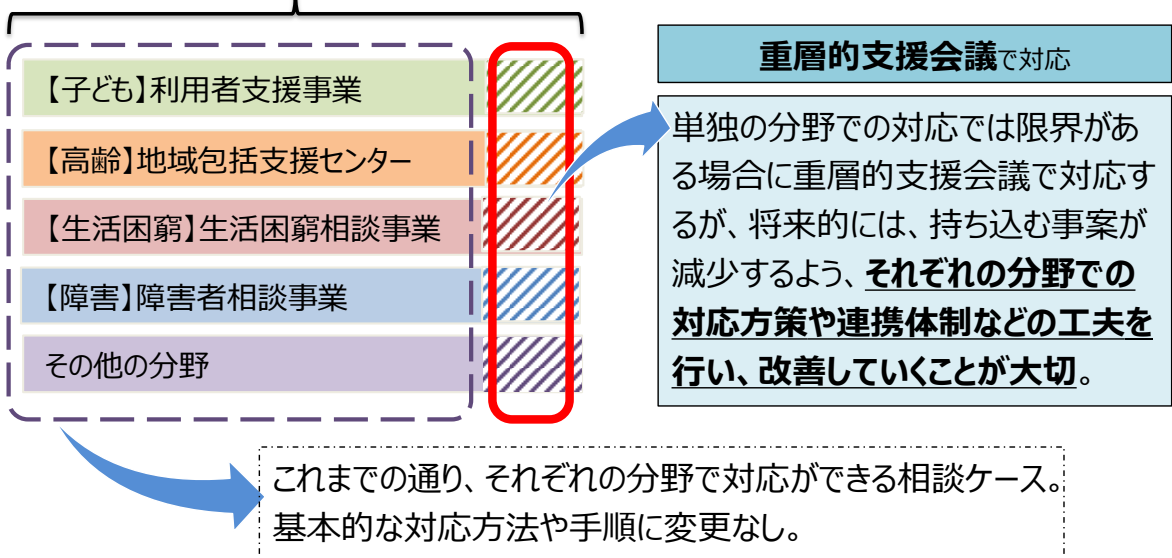


## 5. 重層的支援会議の役割

- 本事業をデザインするにあたって、重層的支援会議（及びその運営を担う多機関協働事業者）は、会議体という目に見えやすい取組ということができます。本事業の要の部分に位置する重層的支援会議にどのような役割と機能を持たせるかで、重層的支援体制整備事業の全体デザインが決まってきます。
- ① 事業開始後もほとんどの相談ケースは、既存の窓口が担当する
- まず、前提として本事業が開始されても、地域におけるほとんどの相談ケースは、既存の相談窓口で対応することになります。本事業では、単独の分野での対応では限界があるケースについて重層的支援会議で対応するのが原則ですので、分野によって比率の違いはあるものの、重層的支援会議にすべてのケースが持ち込まれるわけではありません。
- どの分野の専門職・行政職員も、すべてのケースが重層的支援会議で対応されるとは考えていないと思いますが、「どのケース」が重層的支援会議で扱われるのかについて、共通の認識があるともいえません。対象となる範囲は、専門分野によっても違いますし、各分野の従来の対応経験の蓄積によっても異なるはずで、多機関協働事業者が担う役割を検討する上でも、事業全体のデザインを考えていく上でも対象の定義は重要な要素といえます（次章参照）。

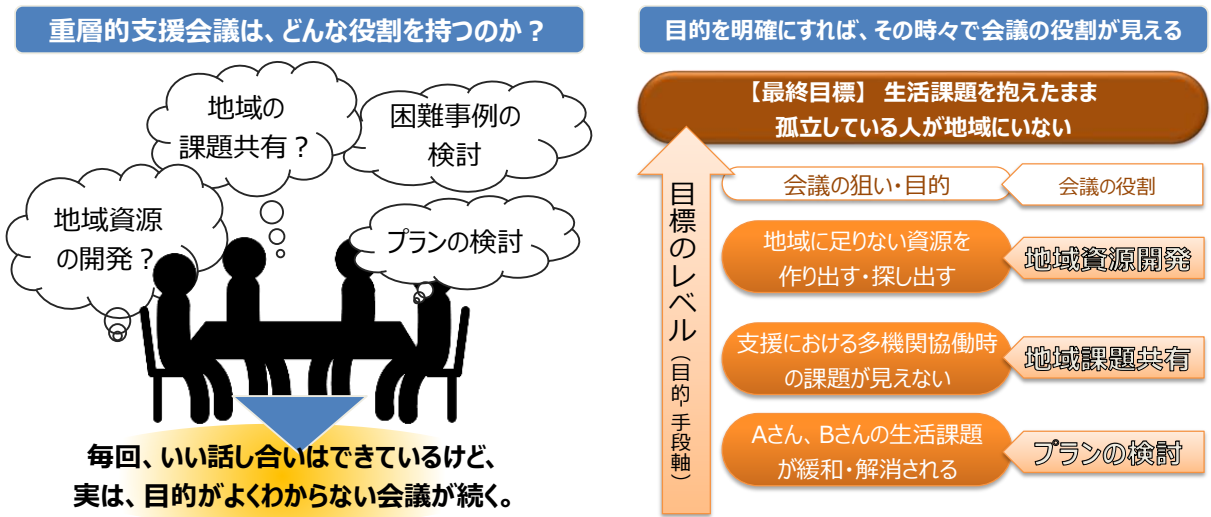


各分野別の相談拠点で受け付ける全相談



② 重層的支援会議の目的は、ステージによって異なる

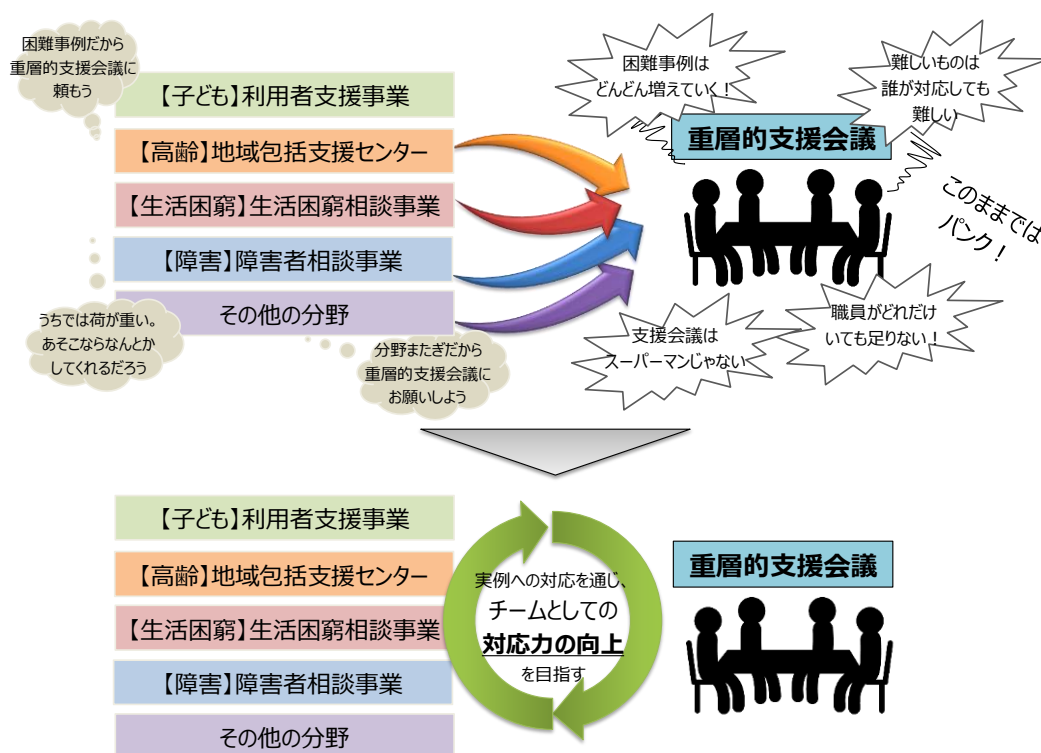
- 本事業に限らず、すべての会議には目的があります。保健福祉の分野では、近年、会議体が増加しており、専門職の参加負担も大きくなっています。趣旨や目的が不明確な会議は現場の負担を大きくし、また会議の形骸化を進めます。行政が会議体を作る際は、目的を明確にする必要があります。参加者がそれぞれイメージしている目的が異なると、毎回の議論は有意義だと感じていても、同じような議論が繰り返され、次のステージに進まない停滞感が広がることも少なくありません。「どのようにして地域の仕組みをアップグレードしていくのか」という目標の設定と、その過程をイメージすることが大切になります。



- 会議体の目的は、その地域の取組の進捗状況によっても変化します。地域関係者の「顔の見える関係づくり」や、各機関の役割の相互理解を進める段階の地域もあれば、これまで個別ケースの積み上げを整理し、課題抽出する段階にきている地域もあるでしょう。また、取組を積み上げてきても現状の資源では十分に対応できないとして、新しい地域資源の開発を模

索する段階もあると思います。すべての機能が同時に満たされる会議は現実的ではありません。むしろ取組の成熟度に応じて、会議の役割が変化していくと考えるべきでしょう。したがって、重層的支援会議のデザインにおいては、最終的なゴールを設定しつつ、現段階での機能を出発点に、最終的な目的に向けてのロードマップを描くことが必要になります。

- 重層的支援会議の目的が不明確なまま実施された場合の最大の懸念は、重層的支援会議が、各分野の行政部門や支援団体で発生する「困難事例の投げ込み先」になってしまうことでしょう。本ガイドブックの冒頭でも指摘したように、複雑化・複合化した課題を抱える複合・複雑なケースは、時代とともに増加していきます。一方で、人口減少の中で職員体制の補充が困難な以上、重層的支援会議がすべてを抱き込めば、許容範囲を越えてしまいます。

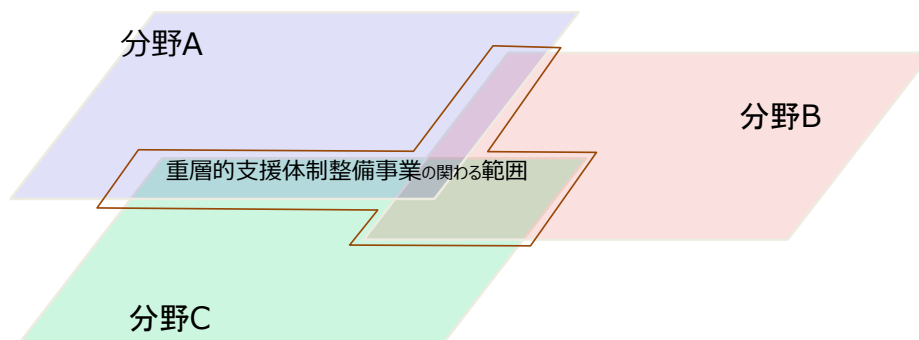


- ③ 既存の会議体を活用するために、棚卸を
- 地域共生社会の取組が進む中で、いずれの分野においても会議体が増加しています。やみくもに会議を増やし、専門職の時間が削り取られれば、それこそ「支援しづらさ」を解消するための重層的支援体制整備事業にも関わらず、本末転倒になってしまいます。
- 会議を作ることが目的ではない以上、同じ機能を果たせるのであれば、既存の会議に少し改善を加えるだけで、十分な場合もあるでしょう。言い換えれば、重層的支援会議のデザインを行う際には、地域で開催されている既存の会議体の役割を再確認し、これから目指そうとしている方向性との整理を行うような、既存の会議体の棚卸作業が大切になるでしょう。

### III. 事業全体をどうデザインするか

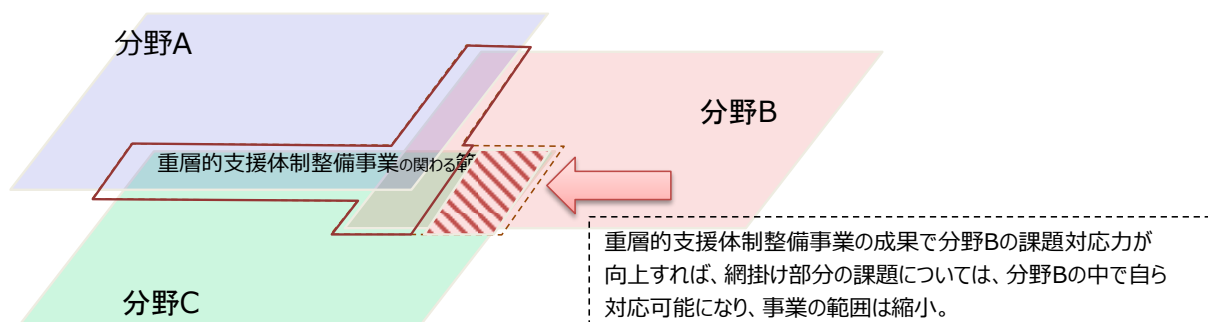
#### 1. 事業が対象とする範囲を意識する

- ① 各分野の重なりあった部分が対象
- 具体的な体制整備のデザインを検討する際には、事業で取り扱う課題の範囲や規模を意識することが大切です。地域で支援を必要とする人はたくさんいますし、また支援している団体や機関も多数ありますが、すべてを本事業で対応するわけではありません。すでに、各分野の相談窓口や支援団体は、自らが有する専門性と地域のネットワークを最大限に活用して、多様な住民の生活課題と向き合ってきました。特に、生活困窮の分野では、これまでも分野横断的な支援を実現するための取組も行われてきたところです。
- こうした既存の取組により、地域の支援資源は拡張されてきましたし、支援の選択肢が増えてきたのも事実です。したがって、既存の体制・既存資源で対応できる場合は、本事業の必要性はありませんし、本事業が導入された後も、基本的に既存の支援体制は、これまで通りの活躍が期待されています。
- 既存の相談体制が積極的に支援を展開してきた一方で、専門分野をまたいだり、予算の費目上の制約や、分野間の連携の不足によって、「もう少し支えられるはずなのに」と感じるケースがあることも事実です。生活課題が複数分野にまたがっているケースについて、分野の重なり合っている部分（**重層的な部分**）における協働がこれまで以上に機能すれば、より支援の可能性が広がるという点に着眼し、そのための**支援体制を整備**しようとするのが**本事業**の狙いです。（下図）



- したがって、本事業が対象にする範囲は、既存の体制の積み上げや対応力、組織間・専門職間の連携の蓄積が大きく影響し、地域ごとに大きく異なると考えべきです。分野間連携のハードルの高さは、自治体規模や支援団体の数などにも影響を受けますし、何より、それぞれの地域での取組の蓄積によって大きく異なります。例えば、4分野のうちの一つの分野では、これまでも分野横断的な課題を抱える人への対応力を高めているとすれば、本事業が関わるべき範囲も縮小されることとなります（次ページの図）。

- その結果、対象範囲が自治体ごとに異なるため、対象範囲を全国一律に定義することもできません。したがって、具体的な対象範囲を知るためには、まず手元の相談体制・支援体制において、個別ケースのレベルで「惜しいケース」をしっかりと把握し、関係者間で共有することが大切になります。



## ② 多機関協働事業者への困難事例の押し付けにしないために

- 本事業を実施すると、複雑化・複合化した課題を抱える対象者のすべてが本事業（特に多機関協働事業者）に持ち込まれるのではないかと懸念が生じます。あるいは、地域で発生する困難事例のすべてが持ち込まれ、多機関協働事業者の処理能力を超えてしまうことも懸念されます。
- 対応が困難な事例は、誰が対応しても困難なケースであり、こうした丸投げ体制は、結局、一時的に各支援団体や窓口の負担を軽減することになって、中長期的にみれば、地域の支援力を削り取り、疲弊させていくでしょう。各分野の相談機関が、ケースの手離れを目的にこの事業を活用すれば、専門機関間での「困難事例の押し付け事業」となってしまいます。
- 本事業が目指しているのは、多機関協働を中心として、個別のケースの対応の協働を通じて各分野の相談機関や専門職の対応力を高め、最終的には多機関協働事業者の担うべき守備範囲の縮小であり、これが目標になります。今後、地域住民の生活課題の複雑化や複合化はさらに拡大していくでしょう。現実的には多機関協働事業者の守備範囲は、広がる一方かもしれませんが、少なくとも、本事業が目指すべきものは、個々の分野の対応力の強化をセットにした取組です。

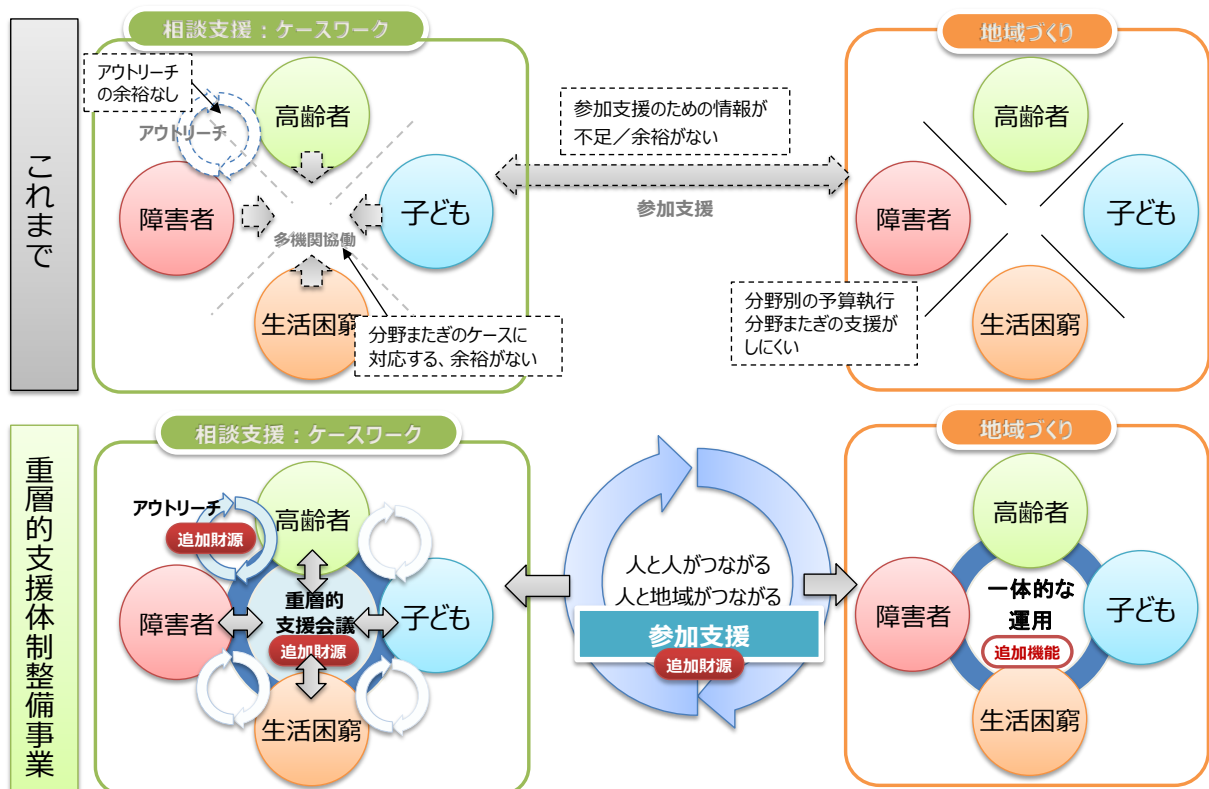
## 2. 事業の前後で何が変わるのか

- 重層的支援体制整備事業の実施前後で、どういった違いが期待されているのでしょうか。本事業では、「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の3つの支援が柱となっていますが、それぞれについて、事業実施前後の姿をイメージしていきます。
- これまでも各専門分野において地域づくりや参加支援、アウトリーチの重要性は強調されてきました。専門職によるケースワークだけでなく、地域における人と人のつながりが、ケースの悪化を防いだり、あるいはアウトリーチにつながるといったことも認識されてきました。しかしながら、相談窓口から地域づくりの場に、対象者を地域につなぐことや、アウト

リーチをすることは、考え方としては理解できて、現場の負担を考慮すると、現実的に難しい場合が多々あります。

- 大きな要因の一つは、各分野の相談窓口の余裕のなさといえるでしょう。またアウトリーチをしようと思っても、十分な顔の見える関係ができていなければ、他機関への相談はハードルが高くなります。そこで、多機関が協働する場をつくりつつ、人員の面でも補強できるだけの予算を本事業として措置することとしています。連携のための場と、取組を進めるための予算をうまく活用して相談支援及び地域の資源とつなぐための参加支援を強化していくこととなります。
- さらに地域づくりにおいては、財源の面で分野をまたぐことが難しく、それぞれの分野がそれぞれの対象者向けの場づくりに偏ってしまう弊害もありました。例えば高齢者の通いの場は、高齢者に限らず、障害者や子育て中の人など地域の多様な人々がつながる場となっているケースがありますが、財源の縦割りによって、柔軟な財政的な支援が難しいという問題が見られます。本事業では、こうした難しさに対応するため、追加的な財源と補助金などの予算執行上の運用柔軟化によって、複数分野が協働し、より効果的に財源を活用できるような体制を構築していこうとしています。

＜重層的支援体制整備事業の前後で何が変わるか＞



### 3. 国の説明資料を見ながらどのようにデザインするか

#### ① 「取り組みやすいモデル」と「課題解決に必要なモデル」

- 国の説明資料には、重層的支援体制整備事業のデザインに関して、先行する自治体の取組が参考として提示されています。こうした先行事例は、「わが町の事業」の検討に参考になるでしょう。一方で、地域の実情は、それぞれ異なるわけですから、先行事例を単にコピーすることも現実的ではありません。では、どの団体や機関に多機関協働事業者を担ってもらうか、重層的支援会議はどのようなスタイルがよいのか、といった事業のデザインを考えていく際の基準は何になるのでしょうか。
- 自治体の事業として実行可能なデザインを検討する必要があるため、例えば多機関協働事業者についても「受けてくれそう」な団体や機関、部署を念頭に置きつつ、先行する自治体の実例を探していくことが多いと思われます。我が町にとって「取り組みやすいモデル」を模索するのは自然なことです。
- しかし、「デザイン」という言葉が「設計」の意だけでなく、「具体的な課題を解決するための設計」という意味を持っている以上、単に取り組みやすいといった視点では不十分であり、地域の課題をいかにして解消していくのかという目的意識をもったデザインが不可欠です。
- したがって、地域のデザインを開始する段階においては、地域の対象者の状況（「生きづらさ」の現状）だけでなく、支援団体や支援機関の抱える課題（「支援しづらさ」の現状）のアセスメントをしっかりと行い、特に課題が重層化している対象者を支援するにあたっての制度や仕組みの課題をとらえることが大切です。そして、課題の焦点が定まった上で、その地域の資源の実情を踏まえて現実的な具体策として重層的支援体制整備事業のデザインを検討していくこととなります。その上で、本事業の中に組み入れられている様々なツールや財源を自由に組み合わせて全体をデザインしていくこととなります。

#### ② 各事業の重なり

- 本事業を構成する事業は、予算費目上はそれぞれ独立しているものの、各事業には「重なり部分」があります。そのため、事業の組み立てを考える際に「どちらの事業で実施すればいいのか？」と困惑するかもしれません。例えば国の資料では、参加支援事業の説明として、「本人に対して丁寧なアセスメントを行い、本人のニーズに沿って支援メニューのマッチングを行う」としていますが、こうした対応は相談窓口（包括的相談支援事業）においても、一般的に行われるアプローチであり、両事業に重複があります。これらの重複は、事業全体を柔軟にデザインする際には、重要な意味を持ちます。各事業の範囲が厳格に定義され、重複がなければ、予算の活用も硬直的になり、柔軟なデザインができません。

- 一方で、参加支援事業には「支援メニューについては、参加支援事業者が社会資源に働きかけたり、社会資源を新たに組み合わせたりしながら、既存の社会資源の活用方法の拡充などを図り、社会参加に向けた多様な支援メニューをつくる」といった記述がありますが、「地域づくり事業」においても「より広い圏域でもコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働きかける」とされており、ここにも重なりがみられます。各事業は、制度や仕組み上の「支援しづらさ」の解消を目指しているため、事業間でその役割を柔軟に調整して、事業全体をデザインできるように重なり部分が用意されていますし、この重なり部分がある点こそが、本事業の最大の特徴ともいえるでしょう。

#### 4. 行政内部の部門間協議

##### ① デザインを始めるにあたって、部署間の協議が必要

- 本事業のデザインにあたって、まず自治体内の関係部署間の定期的な協議の場が必要です。地域には多様な機関や支援団体がありますが、いずれの組織と協働するにせよ、庁内のどこかの部署が協働している可能性が高く、内部調整のないまま、本事業担当部署が調整に入っても、円滑な運営は期待できません。
- また、事業のデザインを検討する際には、各分野の関係者が感じている期待やニーズの大きさには違いがあることを前提にすべきです。例えば、高齢分野は、取り扱っているケース数が多いことから、本事業の対象となるケースの占める割合は低くなります。他方で、生活困窮分野では、件数は少なくとも複雑化・複合化しているケースの占める割合は高いのが一般的です。その場合、高齢分野では、対象ケースを本事業に移管する動機が相対的に強く働きますし、逆に生活困窮分野は、ケースを移管するよりも協働する方が現実的になります。こうした動機の違いを理解しておくことは分野間の役割分担を考える上でも大切です。

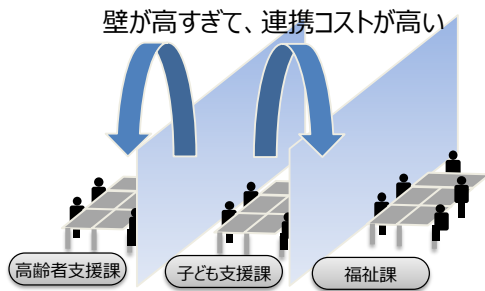
##### ② 行政の縦割りとどう向き合うか

- 支援現場における難しさの一つに「縦割り」があります。特に行政では、分野別の部署割や事業予算割があり、縦割り行政が複合化・複雑化した課題を抱える支援が難しくなっている側面もあります。本事業の中でも多機関協働事業は、こうした縦割りを越えて、部署間で協働するための取組ですが、では、部署間の壁をすべて取り除けば協働が円滑に進むのでしょうか。
- そもそも、縦割りの弊害は、情報や協働が妨げられることですが、仮に専門職が協働を求めて取り組むと連携コストの高さに直面します。各部署間の壁が高ければ、分野をまたぐたびに、連携の手間（コスト）がかかります。定期的な部署間の調整会議があったり、担当者間で顔の見える関係性を作る必要があるという意味で、コストが高くなります。気軽に他部署・他団体の専門職に相談できる、あるいは取組を協働するには、この連携コストを低下させることが大切になります。お互いの顔の見える関係が第一歩になるのも、心理的な連携コストを引き下げる意味で有効だからです。

- 他方で、縦割りが全くなければ無秩序な状態となりやすく、マネジメントや業務の全体像の把握にかかる負担が大きくなっていきます。本事業が導入されても、取り組まれるケースのほとんどは、従来通りの制度や部署・相談機関の中で対応ができます。現状の組織の縦割りは、良くも悪くも既存の大多数のケースへの対応に最適化されているわけですから、完全に壁を取り払えば、これまでのケースへの対応が非効率になってしまいます。本事業で意識すべきは、縦割りの撤廃ではなく、壁を低くして、連携コストを引き下げる取組と考えるのが適当でしょう。

### 縦割りが過ぎると、部署間の連携コストは高くなる

- ✓ 対象者別の制度間の壁が高すぎると、縦割りの弊害が最大化し、支援対象者への円滑なリーチアウトができなくなる。
- ✓ 重層的支援体制整備事業は、この「高すぎる壁」問題へのアプローチである。



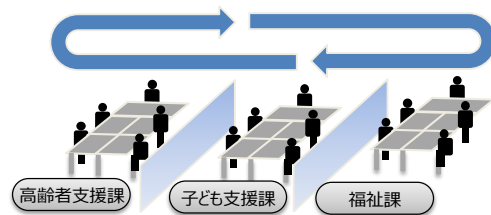
取り払ったら大混乱

現場の壁をすべて取り払えば、役割分担もできず、現場は混乱に陥るだけ。一定の組織的区分は業務の適切な運用に不可欠。各分野の制度を、ひとまとめにするわけではない。



制度間の壁は残しつつ、壁を低くして風通しを良くする

既存制度の制度間の仕切りは残したまま、対象者別の制度の壁を低くすることで、風通しを良くし、スムーズな連携を目指す。スムーズな連携を阻害しているのは何かを検討することが大切。



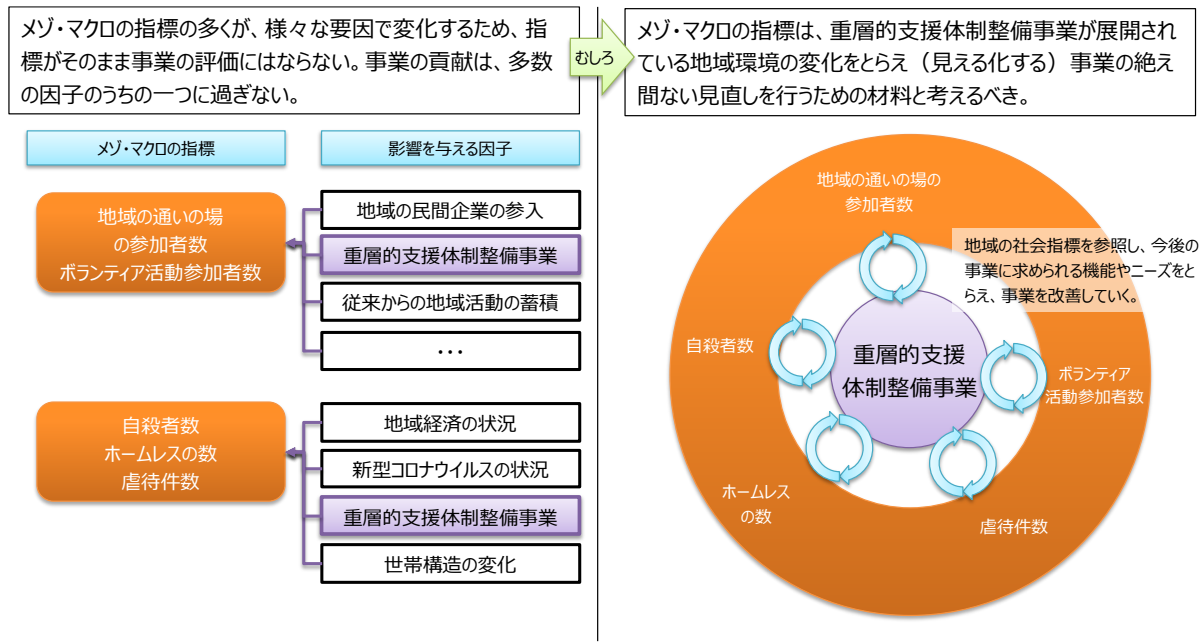
## 5. 評価指標とどう向き合うか

### ① 事業評価の難しさ

- 行政の事業である以上、評価は避けて通れません。一般的に、事業評価では、マクロの視点からの「アウトカム指標（成果指標）」やミクロレベルでの事業過程を評価する「プロセス指標」などが設定されますが、いずれの指標も本事業では、データの把握も難しく、また仮に計測できてその解釈が容易ではありません。
- 例えば、相談件数をプロセス指標に設定した場合、その数が多い方がよいのか、少ない方がよいのかは判断が付きません。そもそも、本事業で対象となるケースの範囲は、既存の相談窓口や支援団体の対応可能な範囲によっても異なります。対象者の数が多いのは、アウトリーチのアプローチが効果的に機能しているのか、あるいは住民の生活困窮が進んでいるのか判断が付きません。また、各分野の窓口体制で十分な対応がとられていれば、本事業での相談件数は減少しますし、課題を抱える人に十分アウトリーチできていない場合も、対象者数が少なくなっていきます。数量的な多寡によって事業成果やプロセスを評価することは、簡単ではないのです。



- また、仮にマクロの支援から成果として、自殺者数や引きこもりの人の数などを設定したとしても、それが本事業の結果として増減しているのか、社会全体の景気や失業率などの影響を受けているのかは、判断が付きません。



② 評価指標の持つ意味

- では評価指標にはどのような意味があるのでしょうか。すでに触れたように、本事業は、地域におけるケースワーク全体を対象とした事業ではありません。地域で生活課題を抱える人への対応は、ほとんどの場合、本事業以外の既存の相談体制によって行われています。むしろ、本事業での対応ケースは、全体のごく一部といえます。
- 評価指標は、事業のよしあしを単純に評価するものというよりも、評価時点において、事業が置かれている社会・経済環境の状態や、事業の進展を「見える化」することが目的と考えるべきでしょう。これらの数値を時系列で追っていくと、一定の変化が観察されます。それぞれの数字の変化が起こった背景を分析することで、本事業でとるべき相談・支援体制の改善の道も出てくるかもしれません。このように指標は、事業の成否を短期的に評価するための数値ではなく、時系列的な変化を確認しつつ、その段階で本事業が置かれている社会・経済環境を把握し、今後、事業が対応していくべき方向性を検討するための材料として活用することが重要になります。

## 第4章 カリキュラムの検討

重層的支援体制整備事業を実施するための自治体向けの研修会については、国が示す基本的な考え方を踏まえ、カリキュラム案の検討を行った。なお、本報告書に記載されているカリキュラム案は、有識者会議の意見を反映させた原案であり、今後、国における人材養成研修のカリキュラムの検討に活用されることが期待される。

### 1. 令和3年度における国の研修体系

- 令和3年度の国による研修は、「全国研修」「ブロック別研修」「キャラバン」の3種類を予定している。
- 各研修において、主となる受講対象者を設定し、受講者のニーズに添って効果的に研修が開催できるよう、研修の体系を整理する。

| 種類         | 主な対象者（※2）   | 日数   | 開催場所   |
|------------|---|------|--------|
| 1. 全国研修    | <自治体> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県</li> <li>・ 重層的支援体制整備事業実施自治体</li> </ul> <支援者> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多機関協働事業者</li> <li>・ 参加支援事業者</li> <li>・ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者</li> </ul> | 3日程度 | 東京都内   |
| 2. ブロック別研修 | <自治体> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重層的支援体制整備事業実に関心のある自治体</li> </ul> <支援者> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 包括的相談支援事業者</li> <li>・ 地域づくり事業者</li> </ul>  | 2日程度 | 8ブロック  |
| 3. 全国キャラバン | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国研修やブロック別研修の対象者のほか、特にこれらの対象に該当しない人を幅広く受け止める</li> </ul>  | 1日程度 | 47都道府県 |

※1 国による研修で全てをカバーすることは困難であることから、都道府県や市町村、支援現場等による人材育成を活発に行うことも重要である。

また、今後の予算編成過程で研修体系が変更する場合もあることにご留意いただきたい。

※2 あくまでも「主な対象者」を示したものであり、研修枠の空きや必要性に応じて受講対象は柔軟に拡大できるものとする。

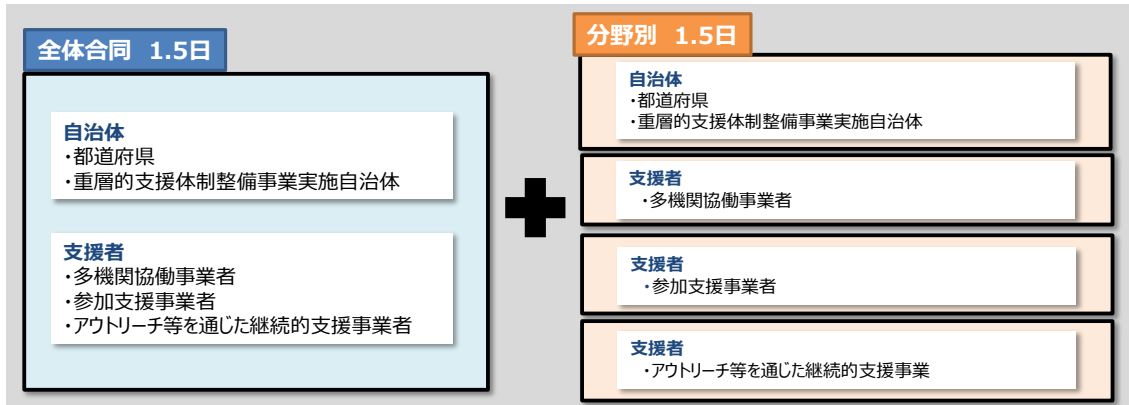
## 2. 各研修の考え方

### (1) 全国研修

#### <全国研修の目的>

- 全国研修は、重層的支援体制整備事業に係る基本的な姿勢や考え方を伝えることを第一に重視し、関係者が同じ理念の基に自由かつ柔軟に事業を広げてもらうために開催する。
- また、全国研修はオンラインで配信(あるいは映像を録画)し、受講対象者以外も研修内容を学ぶことができるようにする。

#### <研修の体系> 計3日間



#### <カリキュラム>

##### 全体合同【1.5日】 共通カリキュラム

- 重層的支援体制整備事業に関する基本的考え方や概要、求められる姿勢等、事業を実施するにあたり基盤となる考え方を学ぶカリキュラムとする。

##### 分野別【1.5日】 分野別カリキュラム

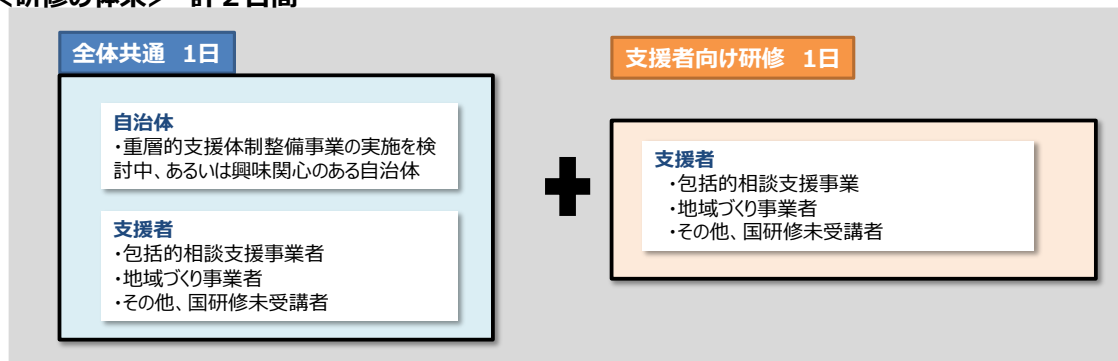
- 対象者ごとの業務内容や状況に特化したカリキュラムとする。

## (2) ブロック別研修

### <研修の目的>

- ブロック別研修は、全国研修と同様に、重層的支援体制整備事業に係る基本的な姿勢や考え方を伝えることを第一に重視し、関係者が同じ理念の基に自由かつ柔軟に事業を広げてもらうために開催する。
- また、県域を越えて幅広い関係者とのつながりづくりをめざし、重層的支援体制整備事業の推進に向けたネットワークを構築することを目的とする。

### <研修の体系> 計2日間



### <カリキュラム>

#### 全体合同【1日】 共通カリキュラム

- 重層的支援体制整備事業に関する基本的考え方や概要、求められる姿勢等、事業を実施するにあたり基盤となる考え方を学ぶカリキュラムとする。

#### 分野別【1日】 分野別カリキュラム

- 支援者に特化して、重層的支援体制整備事業における支援の考え方や姿勢に関するカリキュラムとする。

## (3) 全国キャラバン

### <国研修の目的>

- 全国キャラバンでは、厚生労働省職員が各都道府県を訪問し、重層的支援体制整備事業の概要や考え方を広く周知、広報する。
- 施行2年目にあたる令和4年度以降は、都道府県が管内市町村に対して研修会等を開催していくことが期待される。したがって、令和3年度の段階で都道府県による市町村への後方支援に向けた体制づくりを促進していくことも意図している。

### <カリキュラム内容>

- 重層的支援体制整備事業に関する基本的考え方や概要、求められる姿勢等、事業を実施するにあたり基盤となる考え方を学ぶカリキュラムとする。
- また、具体的な研修内容は都道府県と協議の上、重層的支援体制整備事業の進捗状況や市町村の興味関心に合わせて、柔軟に検討する。

### <受講者>

- 受講者は、下記を含めた幅広い関係者を受講対象者とする。
- 国研修やブロック別研修の対象とならない自治体職員
  - 重層的支援体制整備事業に関心のある支援者
  - 都道府県職員

### <日数>

- 日数については、都道府県と協議の上で決定することを想定。
- 基本的には1日程度の開催の見込み。

全国47都道府県で厚生労働省の職員が研修講師として派遣し、重層的支援体制整備事業の周知・広報を推進する研修会を開催

#### 研修イメージ



## (4) 各研修のカリキュラム案

全国研修全体共通 (12時間 1.5日)

|      |  |
|------|--|
| 全体目標 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域共生社会の基本理念を理解した上で、重層的支援体制整備事業の概要と目指す方針を理解する</li> <li>○研修を通じて自治体職員や支援関係者同士のネットワークをつくる</li> <li>○学んだことを持ち帰り、自治体内で周知を図る (講師になる)</li> </ul> |
|------|--|

1日目 8時間

|                |   |
|----------------|---|
| 1日目の研修目的 (到達点) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域共生社会の基本理念を理解した上で、重層的支援体制整備事業の基本的考え方を理解する</li> <li>○各事業の役割と機能、実施に当たって大切にしている視点を理解する</li> </ul> |
|----------------|---|

| 時間   | 科目名                                     | 講義・演習のポイント  |
|------|---|---|
| 120分 | 【講義・演習】日本社会の状況と多様な相談者像の理解               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○日本社会の変化 (地縁血縁社縁の希薄化、今後の少子高齢化・過疎化の予測、それらによる人材不足、社会的孤立・孤独の顕在化等)を理解する</li> <li>○日本の社会保障制度が寄って立つ考え方・発展経過を理解する。</li> <li>○支援がうまくいかず、不快感や後悔が残る事例、支援が十分に届かず地域の課題となっている事例、逆に「第4の縁」とも言える新たな地域のつながりの動きについて学ぶ</li> <li>○社会の変化や具体的な事例をふまえ、地域共生社会という理念を共有すること、関係者とのつながり包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業を行うことが求められることを学ぶ。</li> <li>※地域共生社会の推進、重層的支援体制整備事業がなぜ必要であり、何が求められているのかを、制度からではなく、社会の情勢や具体の事例から理解する</li> <li>※これまでにない新たな取組であり、試行錯誤を繰り返しながら進めていくことを伝える</li> </ul> |
| 60分  | 【行政説明】地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業について (全般) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域共生社会の実現に向けたこれまでの議論の経過と目指す方向性を理解する</li> <li>○重層的支援体制整備事業の概要と基本姿勢の考え方を理解する</li> </ul>   |
| 60分  | 【行政説明】支援の流れ、帳票、指標                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○各事業の支援の流れを理解する</li> <li>○帳票の使い方と意義を理解する</li> <li>○指標の考え方と使用方法、留意点を理解する</li> </ul>   |
| 60分  | 【講義】事業の理念一伴走型支援の考え方                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○つながり続ける支援 (伴走型支援) の考え方や役割、視点について理解する</li> </ul>   |
| 50分  | 【講義・演習】多機関協働事業の役割と考え方 (実践編)             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○多機関協働事業の果たす役割と機能を学ぶ</li> <li>○実施方法や実施にあたっての工夫点を理解する</li> <li>○実際の取組事例を学ぶ</li> </ul>   |
| 50分  | 【講義・演習】参加支援事業の役割と考え方 (実践編)              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○参加支援事業の果たす役割と機能を学ぶ</li> <li>○実施方法や実施にあたっての工夫点を理解する</li> <li>○実際の取組事例を学ぶ</li> </ul>  |
| 50分  | 【講義・演習】アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の役割と考え方 (実践編)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の果たす役割と機能を学ぶ</li> <li>○実施方法や実施にあたっての工夫点を理解する</li> <li>○実際の取組事例を学ぶ</li> </ul>  |

50分ずつの各事業のコマは、時間配分や実施方法を適宜調整して実施

2日目 4時間

|                |   |
|----------------|---|
| 2日目の研修目的 (到達点) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業の実施に向けて求められる体制整備のあり方を理解する</li> <li>○多様な相談者像を理解する</li> </ul> |
|----------------|---|

| 時間   | 科目名                                   | 講義・演習のポイント  |
|------|---------------------------------------|---|
| 50分  | 【講義・演習】地域づくり事業の役割と考え方 (実践編)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域づくり事業の果たす役割と機能を学ぶ</li> <li>○実施方法や実施にあたっての工夫点を理解する</li> <li>○実際の取組事例を学ぶ</li> </ul>   |
| 50分  | 【講義・演習】各事業の一体的実施 (事例報告)               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○重層的支援体制整備事業の具体的な実施方法の取組事例を学ぶ</li> <li>○事業を実施するにあたり大切にすべき視点 (伴走、世帯単位、役割の循環等)を理解する</li> </ul>                                   |
| 120分 | 【講義・演習】多様な状態の相談者像の理解 (4分野の支援の実態を踏まえて) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害、高齢、子ども、困窮の4分野の支援のあり方や支援困難事例を学ぶ</li> </ul>  |
| 60分  | 【演習】事業の体制整備に向けた取組 (演習)                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○これまで学んできたことを踏まえ、自治体内あるいは各支援機関における体制整備の方法について理解する</li> <li>○今回の研修を通じて、自治体でどのような取組を推進していくかについて検討する (明日から取り組む一歩を検討する)</li> </ul> |

【後期】自治体研修（12時間 1.5日）

1日目 8時間

| 1日目の研修目的<br>(到達点) | ○地域共生社会の推進等に自治体、都道府県が果たすべき役割を理解する。<br>○地域診断の手法を理解し、庁内外の体制整備の推進方法を学ぶ<br>○自治体間のネットワークづくりを推進する |  |
|-------------------|---|--|
| 時間                | 科目名   | 講義・演習のポイント   |
| 60分               | 【講義・メッセージ】厚生労働省からのメッセージ   | ○部課長向けに行政説明を行い、地域共生社会、包括的な支援体制の整備（法第106条の3）、重層的支援体制整備事業の理解の促進と協力の必要性を伝える<br>※全体説明の行政説明のショート版<br>※部課長以外の者も参加可   |
| 120分              | 【講義・演習】地域診断の具体的な手法と視点を学ぶ  | ○庁内外の地域資源や、支援関係機関の実態の把握方法を理解する   |
| 120分              | 自治体向け<br>【講義・演習】自治体の庁内体制の整備   | ○体制の変更、機構改革を取り入れた自治体の事例を踏まえ、自治体内の体制整備のあり方を理解する   |
|                   | 都道府県向け<br>【講義・演習】都道府県の役割  | ○広域的支援の具体的な支援事例や支援のあり方を理解する<br>○管内市町村支援のあり方について理解する  |
| 120分              | 【講義・演習】庁外の地域関係者との体制整備   | ○(地域診断を踏まえた)地域への働きかけの事例やワークショップの開催事例を参考に、庁外の体制整備の方法を学ぶ<br>○また、重層的支援体制整備事業への参加の促進方法について理解する   |
| 前半60分(120分)       | 【講義・演習】他自治体の取組事例(重層的支援体制整備計画の共有)  | ○重層的支援体制整備計画のブラッシュアップや、任意の記載事項の作成に向けた取組の理解<br>○事例報告を踏まえ、重層的支援体制整備計画の作成プロセスと効果的な計画作成のあり方を理解する<br>※計画の作成プロセスを通じて、地域関係者との議論や課題意識の共有を図り、ネットワークを広げる機能として生かす必要性<br>○演習の中で「災害時の体制」を取り上げ学ぶ |

2日目 4時間

| 2日目の研修目的<br>(到達点) | ○事業実施における目標設定の考え方を理解し、重層的支援体制整備事業を推進にするにあたり、自治体がどのような理念や目標の下で取組を推進すべきかについて学び、担当者が主体的に検討できるようになる |  |
|-------------------|---|--|
| 時間                | 科目名   | 講義・演習のポイント   |
| 後半60分(120分)       | 【講義・演習】他自治体の取組(重層的支援体制整備計画の共有)  | ○重層的支援体制整備計画のブラッシュアップを目指すほか、任意の記載事項の作成について学ぶ<br>○事例報告を踏まえ、重層的支援体制整備計画の作成プロセスと効果的な計画作成のあり方を理解する                     |
| 180分              | 【講義・演習】目標の設定  | ○自治体の担当者が自らアウトプットやアウトカムを設定し、PDCAを回しながら事業を推進していく手法を理解する<br>※これまで学んできた内容を、具体的な目標に落とし込んでいくという、まとめの時間としての位置づけとなるコマとする。 |

【後期】多機関協働事業研修（12時間 1.5日）

1日目 8時間

|               |   |
|---------------|---|
| 1日目の研修目的（到達点） | <ul style="list-style-type: none"> <li>○複雑化・複合化した課題を抱える多様な相談者について学ぶ</li> <li>○重層的支援会議の効果的な開催方法やあり方を理解する</li> <li>○アセスメントのあり方について理解する</li> </ul> |
|---------------|---|

| 時間   | 科目名                         | 講義・演習のポイント  |
|------|-----------------------------|---|
| 120分 | 【講義】複合化・複雑化した課題を抱える人への理解    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○複合化、複雑化した課題を抱える相談者像と支援方法を理解する<br/>(前期共通で取り上げたテーマ以外を設定。例えば、ヤングケアラー、刑余者、LGBT、若年女性、ゴミ屋敷等)</li> </ul> |
| 120分 | 【講義・演習】重層的支援会議の進め方と活用       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○重層的支援会議の取組事例を学び、会議の目的と役割を理解する</li> <li>○重層的支援会議の効果的な開催方法や位置づけを理解する</li> </ul>                     |
| 180分 | 【講義・演習】帳票の使い方とアセスメント・プランニング | <ul style="list-style-type: none"> <li>○帳票の利用方法を理解する</li> <li>○関係機関と連携したアセスメントと、アセスメントに基づくプランニングの手法を学ぶ</li> </ul>                         |

2日目 4時間

|               |   |
|---------------|---|
| 2日目の研修目的（到達点） | ○支援事例の積み重ねを通じた事例の一般化と、地域への働きかけの必要性を理解する |
|---------------|---|

| 時間   | 科目名                | 講義・演習のポイント   |
|------|--------------------|--|
| 120分 | 【講義・演習】地域への働きかけ    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○多機関協働事業が事業全体の総合調整としての役割を果たすことを踏まえ、事例を積み重ね地域課題を見える化する視点を学ぶ</li> <li>○また、重層的支援会議等の中から見えていた課題を地域に働きかけ、新たなネットワークづくりや資源開発につなげていく観点を学ぶ</li> </ul>                                |
| 120分 | 【講義・演習】スーパーバイズのあり方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○重層的支援会議を通じたスーパーバイズを含め、多様なスーパーバイズのやり方を学ぶ<br/>(例えば、事例検討の場を通じた支援機関同士の気付きの醸成や、ケースの振り返りを通じて支援技術を向上させる場づくりなどが想定される。一対一のスーパービジョンよりも、多機関協働事業の役割を踏まえ、グループスーパービジョンを想定する。)</li> </ul> |

【後期】参加支援事業研修（12時間 1.5日）

1日目 8時間

| 1日目の研修目的（到達点） | ○各地で行われている、多様な参加の場づくりや資源開発の取組事例を学ぶ<br>○参加支援を進めるにあたり、地域資源を分析し現状把握を行うための手法を理解する |   |
|---------------|---|---|
| 時間            | 科目名   | 講義・演習のポイント  |
| 40分           | 【行政説明】参加支援事業の考え方  | ○参加支援事業に関する基本的考え方を理解する  |
| 80分           | 【講義】各地の事例紹介   | ○各地で行われている参加に向けた多様な場づくりや資源開発の取組事例を学ぶ  |
| 120分          | 【講義・演習】地域診断（地域アセスメント）   | ○地域の資源の現状理解や新たに資源を発見するために求められる地域診断の手法を学ぶ<br>○支援者による地域への入り方や地域との関係性の作り方について学ぶ  |
| 120分          | 【講義・演習】相談者のアセスメント   | ○参加に向けた支援を行うにあたり、本人の潜在的な思いやニーズ、環境等を丁寧にアセスメントし、信頼関係を構築し、それを基礎として本人の自己実現を後押ししていくことを学ぶ。<br>※丁寧なアセスメントを通じて資源開発やマッチングが行われる必要があることを学ぶ |
| 120分          | 【講義・演習】マッチング、定着支援   | ○本人と資源とのマッチング（出会い）や、本人と資源の双方への定着支援の考え方を学ぶ   |

2日目 4時間

| 2日目の研修目的（到達点） | ○1日目の学びを踏まえ、本人の状態に合わせた参加の場や居場所づくり（メニューづくり）について理解する |  |
|---------------|--|--|
| 時間            | 科目名  | 講義・演習のポイント   |
| 180分          | 【講義・演習】資源開発、メニューづくり                                | ○地域の資源を活用しながら、新たな資源を作ったり、メニューを開発する取組事例を学ぶ<br>○取組事例を踏まえ、具体的にどのように地域の資源を豊かにしたり、本人の状態に併せて豊かにするかを学ぶ<br>※専門職だけでメニューを増やすのではなく、地域のつながりの中で、支援メニューを増やしていくことを伝える |
| 60分           | 【講義・演習】明日からのはじめの一歩（まとめ）                            | ○参加支援に向けて、自分たちの自治体で行いたい支援内容や資源開発に関して、具体的なプランを考える。（研修で学んだことを地域に持ち帰り、どのように支援に生かしていくかを検討し、具体的なアクションプランを作成する）  |



【後期】アウトリーチ等を通じた継続的支援事業研修（12時間 1.5日）

1日目 8時間

|               |  |
|---------------|--|
| 1日目の研修目的（到達点） | <ul style="list-style-type: none"> <li>○アウトリーチ事業を利用することが想定される、多様な相談者像を理解する</li> <li>○本人との信頼関係の構築に向けた支援者の関わりや地域の支援機関や地域住民との柔軟な連携体制について学ぶ</li> </ul> |
|---------------|--|

| 時間      | 科目名  | 講義・演習のポイント   |
|---------|--|--|
| 120分    | 【講義・演習】多様な相談者像の理解                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○支援を届けることが難しい状態にいる人や、支援を必要としない人、困り感がない人などの状態や抱える課題を理解し、それらの人に求められる支援のあり方を学ぶ</li> <li>※親に頼れない若者、8050、ヤングケアラー、多頭飼育、ゴミ屋敷などを想定</li> </ul>   |
| 180分    | 【講義・演習】本人とのつながりづくりや、信頼関係の構築(本人と出会う前の支援体制整備も含む) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○本人と直接出会う前の本人や家族等への関わり方や、本人や家族等と関わる上での留意点、事前の準備方法等について学ぶ</li> <li>○また、支援にあたっての社会資源の活用や支援機関との連携について理解し、支援体制の整備に向けた取組について学ぶ。</li> <li>○あわせて、支援会議の活用や支援の流れについても学ぶ</li> </ul>   |
| 60分（前半） | 【講義・演習】潜在的相談者とのつながりづくり                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○自らSOSを発することができず、人とのつながりがなく、支援の手が届いていない人（現時点では見えていない相談者）に関する情報が支援者に入るための仕組みづくりや、体制づくりのあり方について学ぶ</li> <li>※支援者だけが本人とつながるのではなく、支援者が、本人を取りまく関係者や地域住民とのつながりを作っていく連携体制を構築できていることが重要。アウトリーチ事業者は、その環境や関係性をつくる取組も求められることを学ぶ。</li> </ul> |

2日目 4時間

|               |   |
|---------------|---|
| 2日目の研修目的（到達点） | <ul style="list-style-type: none"> <li>○潜在的な相談者との出会いについて学ぶ</li> <li>○本人と直接出会ったあとの支援のかたちを学ぶ</li> </ul> |
|---------------|---|

| 時間      | 科目名                           | 講義・演習のポイント  |
|---------|-------------------------------|---|
| 60分（後半） | 【講義・演習】潜在的相談者とのつながりづくり        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○自らSOSを発することができず、必要な支援が届いていない人（現時点では見えていない相談者）に関する情報が支援者に入るための仕組みづくりや、体制づくりのあり方について学ぶ</li> </ul> |
| 180分    | 【講義・演習】本人へのアプローチ(本人と出会った後の支援) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○本人と出会った後の伴走支援のあり方について学ぶ</li> <li>○本人が参加する場や就労する場等の社会資源の開発について学ぶ</li> </ul>                      |

## <参考資料>

本資料は、本事業の有識者会議において、意見聴取を行うために厚生労働省社会・援護局から提供された会議開催時点での資料案であり、最終版の公表資料ではないことにご留意いただきたい。有識者会議での意見を経て最終的に公開されている資料については、厚生労働省ホームページ等で確認されたい。

# 重層的支援体制整備事業における 各事業の支援フロー

1. 各事業について
  - (1) 重層的支援体制整備事業の全体像
  - (2) 包括的相談支援事業
  - (3) 多機関協働事業
  - (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
  - (5) 参加支援事業
  - (6) 地域づくり事業
2. 重層的支援会議
3. 支援会議

※ 本資料については、現時点での検討内容をまとめたものであり、内容については変更等があり得るので留意されたい。

# 1. 各事業について

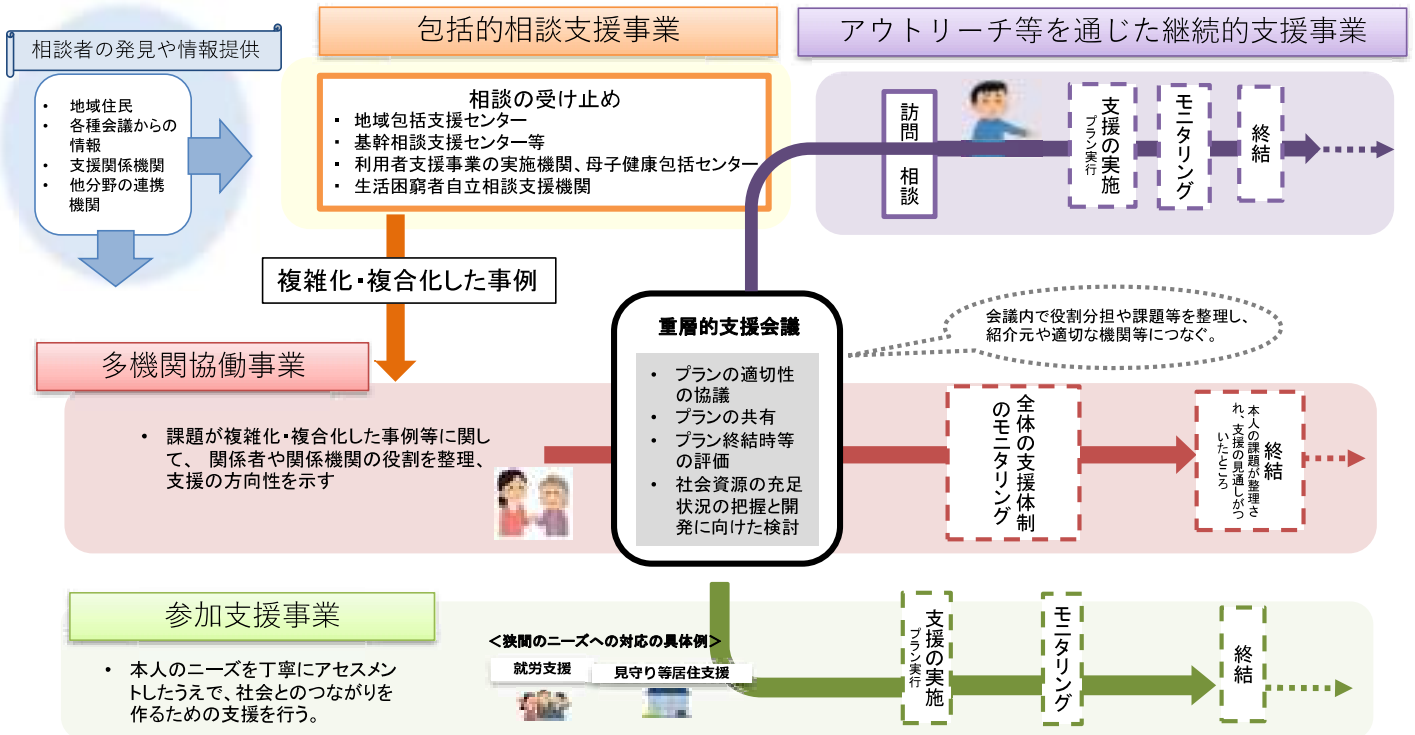
3

## (1) 重層的支援体制整備事業の 全体像

4

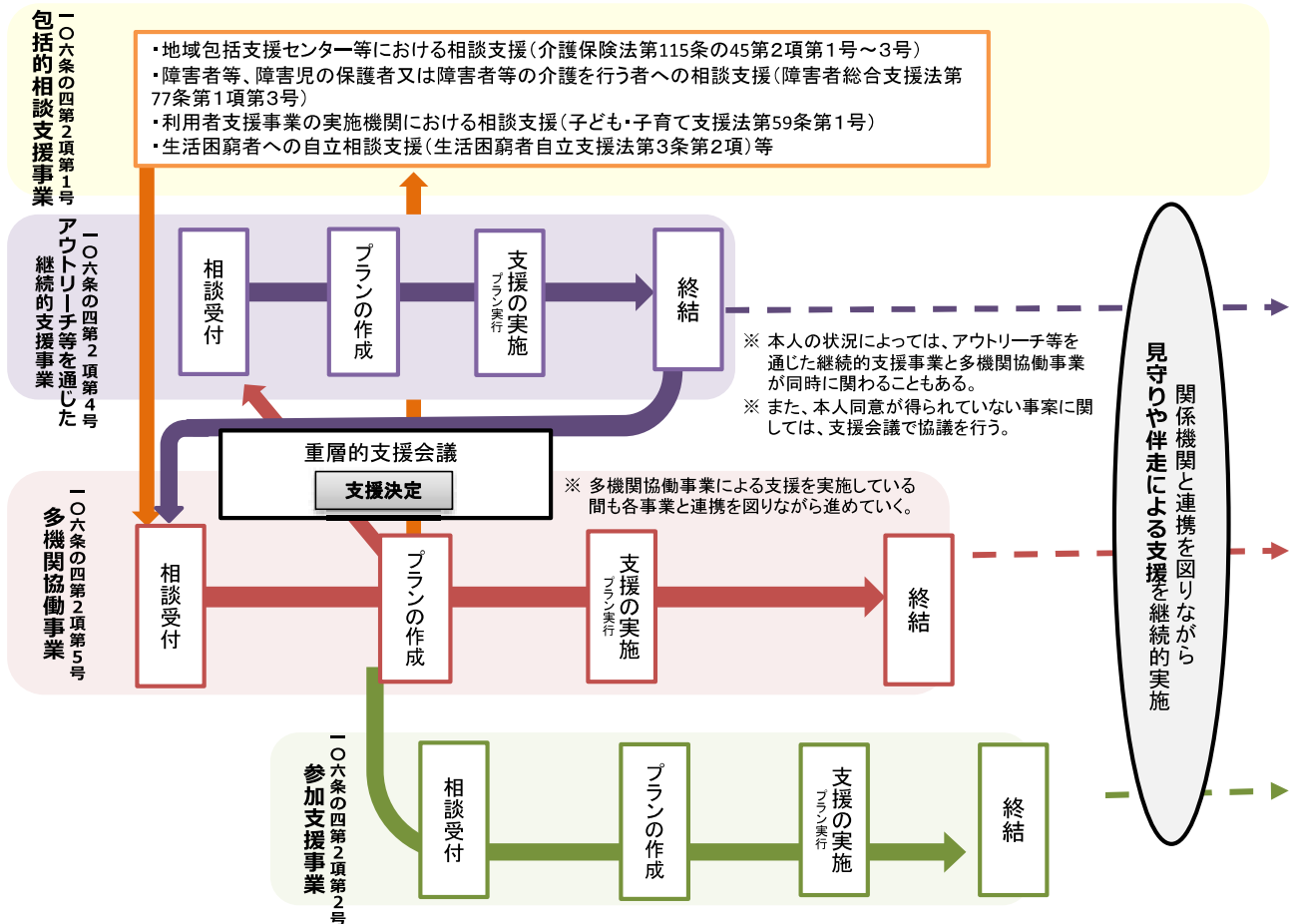
# 重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。  
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

# 重層的支援体制整備事業における支援フロー(イメージ)



# 包括的な相談支援体制の整備パターン例

- 多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業における関係者間の円滑な連携を図るなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村の包括的な支援体制の構築を支援するものとして、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、重層的支援会議における協議等を通じて、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める機能を果たすものである。
- 多機関協働事業を担う機関の整備方法については、包括的支援事業者とは別の機関として整備する場合や、包括的支援事業者のいずれかに多機関協働の機能を付加する場合など、整備形態には下表のような類型が想定される。
- どのような機関が多機関協働の機能を担うかは、包括的相談支援事業者の整備形態等を踏まえ、地域資源の強みを活かす体制を、各市町村が地域の実状に応じて、関係者の意見を踏まえて検討いただくもの。
- なお、多機関協働事業は、行政機関が直営で担当する場合のほか、包括的相談支援事業者などに委託することも可能。ただし、多機関協働事業は、各相談支援事業者間等の調整業務を担うものであるため、事業者へ事業委託する場合でも、重層的支援会議には行政機関職員が参加するなど、調整業務が円滑に行えるようにする必要がある。

| 包括的相談支援事業者・相談窓口業務との関係              |   | 想定される多機関協働としての機能・職員配置等  |
|------------------------------------|---|---|
| 独立機関<br>(包括的相談支援事業者とは別の機関として設置)    | ① 相談窓口は持たずに、各調整・バックアップ機関として設置               | ・相談の受け止めなど直接的な支援業務は既存各分野の相談支援機関が担当。<br>・多機関協働は、複雑化・複合化した事例に関する調整機能に特化し業務を行う。  |
|                                    | ② 分野等を問わない一次相談窓口機能も含めた機関として設置               | ・多機関協働は、一次相談窓口や包括的支援事業者が受けた相談のうち、複雑化・複合化した事例に関する調整機能を果たす。<br>※ 相談窓口は、相談の受け止めのみを行う場合や、各分野の支援対象とならない事案について、直接的な支援業務も行う場合も想定される。 |
| 既存機関併設<br>(包括的相談支援事業者に多機関協働の機能を付加) | ③ 統合型(ワンストップ)相談窓口を設置                        | ・多機関協働機能を担う専任職員を配置する場合や、各分野の相談事業を統括する職員に多機関協働の機能を持たせる場合などが考えられる。  |
|                                    | ④ 包括的相談支援事業を実施するいずれかの機関に付加                  | ・多機関協働機能を担う専任職員を配置する場合や、総合相談窓口として相談の受け止めの業務も行いつつ、調整業務も行う場合も想定される。   |
|                                    | ⑤ 特定の機関ではなく、包括的相談支援事業を担う機関のそれぞれに、連携・調整機能を付加 | ・包括的相談支援事業を行う機関において、それぞれ連携担当職員を定め、当該職員を中心にして多機関協働の機能を担う。  |

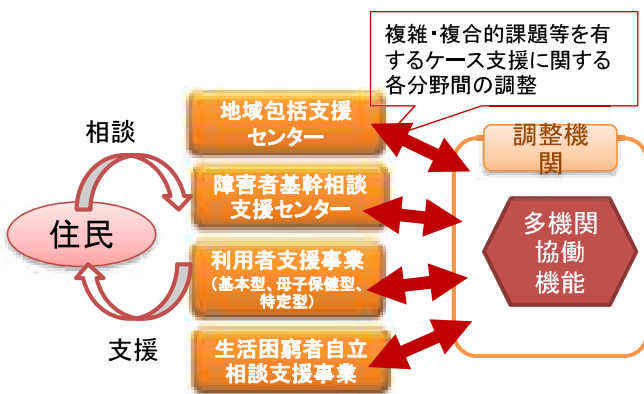
7

## 多機関協働機能の整備パターン例①

相談窓口は持たずに、各調整・バックアップ機関として整備

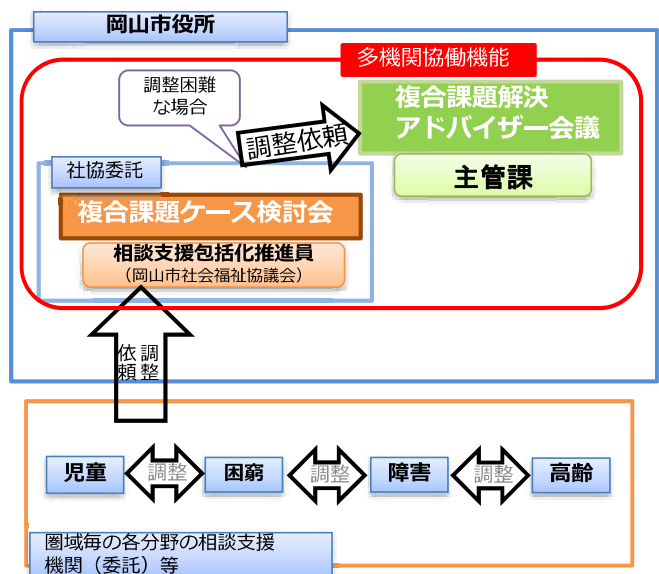
### <組織等の体制>

- ・既存の包括的相談事業者とは別に、役所内等に調整業務を行う機関を整備する、
- <多機関協働を整備する機関の機能>
- ・相談の受け止め、直接的な支援業務は既存各分野の相談支援機関が担当。
- ・多機関協働は、課題が複雑化・複合化した事例に関する関係機関間の役割の整理や支援の方向性のまとめなどの調整機能を果たす。



### 岡山県岡山市の例

- ・圏域をベースに整備されている各相談機関の支援を最大限活用した相談体制の整備
- ・市役所庁舎に相談支援包括化推進員を配置し複合相談を受付、関係機関を招集し複合課題ケース検討会を実施
- ・複合課題ケース検討会で対応が困難な場合は、庁内各課幹部を交えた複合課題解決アドバイザー会議において方針を決定



8

## 多機関協働機能の整備パターン例②

包括的相談支援事業それぞれに連携・調整機能を付加する

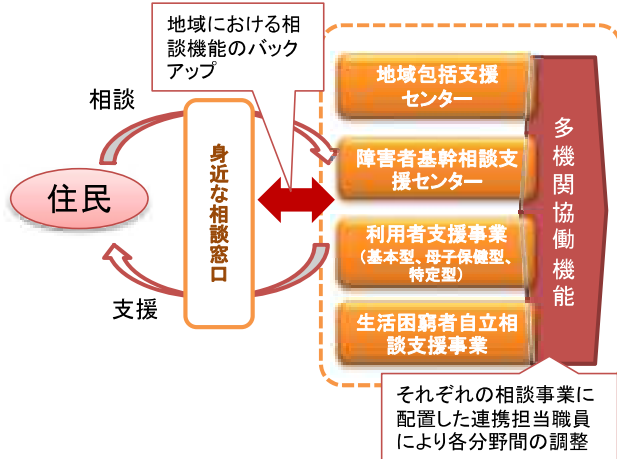
### <組織等の体制>

・各分野の包括的相談支援事業に、それぞれ多機関協働機能を担う連携担当職員を配置する。

### <多機関協働を整備する機関の機能>

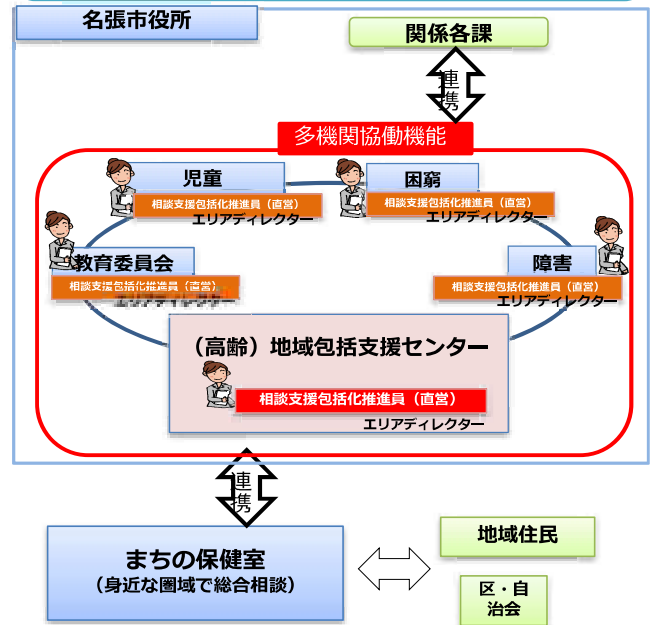
・多機関協働機能としては、福祉相談窓口で受けた相談や包括的支援事業者が受けた相談のうち、課題が複雑化・複合化した事例に関する関係機関間の役割の整理や支援の方向性のまとめなどの調整機能を果たす。

※ 福祉相談窓口は、一次的な相談の受け止めのみを行う場合や、各分野の支援対象とならない事案について、直接的な支援業務も行う場合もある。



## 三重県名張市の例

- 複雑・複合化した事例に対応する相談支援包括化推進員（「エリアディレクター」）を複数部署（※）に配置し、多機関協働の取組を進めることで、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。  
※地域包括支援センター、生活困窮、児童、障害、教育委員会
- 身近な距離で分野を超えた総合相談を行い、地域をバックアップする「まちの保健室」の整備と体制強化。



9

## 多機関協働機能の整備パターン例③

### 統合型(ワンストップ)相談窓口を整備

### <組織等の体制>

・既存各分野の包括的相談支援事業を一体化した総合相談窓口(ワンストップ窓口)を整備し、当該機関の内部に、各分野間の調整機能を持たせる。

※ 職員配置は、多機関協働の専任職員を配置する場合や、各分野の相談事業を統括する職員に多機関協働の機能を持たせる場合などが考えられる。

### <多機関協働を整備する機関の機能>

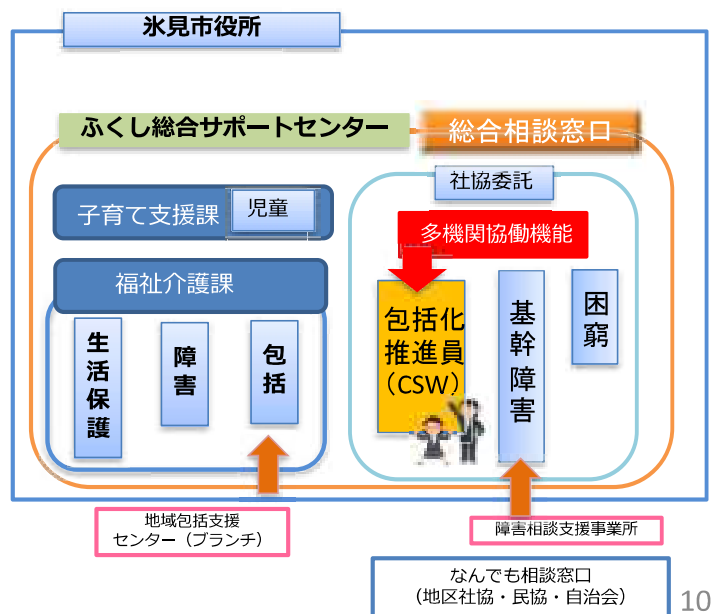
・多機関協働の担当職員は、各分野の調整を行うほか、総合相談窓口の職員として、直接、相談の受けとめや、各分野の専門相談のフォローアップをすることも考えられる。



※ 市町村の区域毎に各地区のワンストップ窓口を整備する場合もある。

## 富山県氷見市の例

- ・福祉の総合相談窓口として「ふくし総合サポートセンター」を整備し、相談の受け止めや各分野間の調整機能を持つ。
- ・包括化推進員を中心に、市役所・社協の協働により適切にアセスメントし、支援。



10

## 多機関協働機能の整備パターン例④

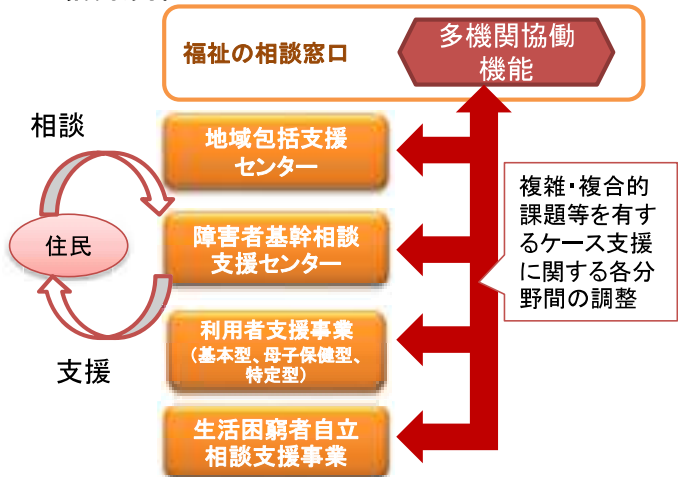
包括的相談支援事業とは別に、総合的に相談を受け付ける機関を設け、連携・調整機能を付加

### <組織等の体制>

- 各分野の包括的相談支援事業とは別に、相談支援事業の一形態として、幅広く相談を受け止める窓口(福祉相談窓口)を整備し、当該窓口を整備する機関の中に、多機関協働の機能を持たせる。
- ※ 職員配置は、多機関協働機能の専任職員を配置する場合や、相談窓口として相談の受け止めの業務も行いつつ、調整業務も行う場合も想定される。

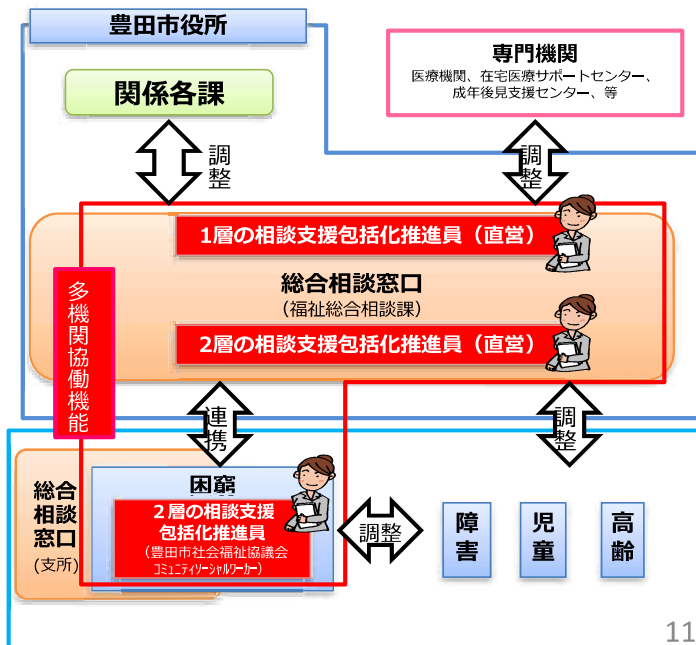
### <多機関協働を整備する機関の機能>

- 多機関協働機能としては、福祉相談窓口で受けた相談や包括的支援事業者が受けた相談のうち、課題が複雑化・複合化した事例に関する関係機関間の役割の整理や支援の方向性のまとめなどの調整機能を果たす。
- ※ 福祉相談窓口は、一次的な相談の受け止めのみを行う場合や、各分野の支援対象とならない事案について、直接的な支援業務も行う場合もある。



## 愛知県豊田市の例

- 圏域に配置されたコミュニティソーシャルワーカーと、市役所に配置された福祉総合相談課職員の連携により、複雑・複合課題等のケース支援を関係機関と調整。
- 総合相談窓口と一体的に整備することで、ケースの拾い上げが期待されるとともに、コミュニティソーシャルワーカーが関与することで、地域づくりとアウトリーチとの連動を行う。



11

## 多機関協働機能の整備パターン例⑤

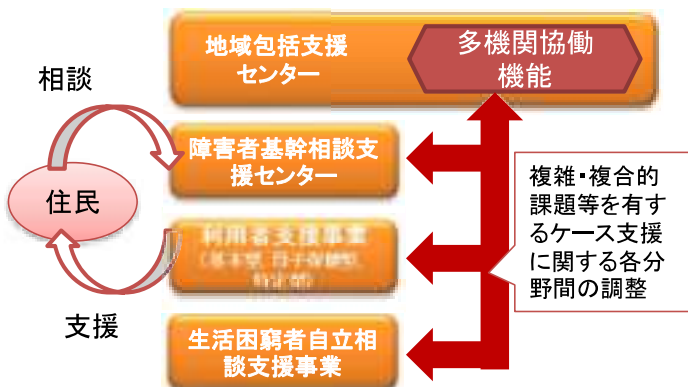
包括的相談支援事業を担う機関のいずれかに、連携・調整機能を付加

### <組織等の体制>

- 各分野の包括的支援事業者のうち、いずれかの機関に多機関協働の機能を持たせる。

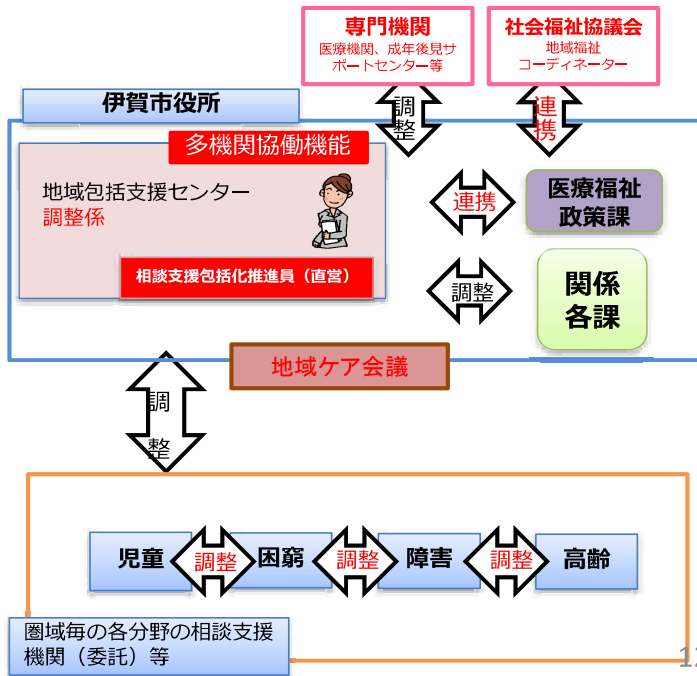
### <多機関協働を整備する機関の機能>

- 多機関協働機能の業務を担当する専任職員を配置する場合や、包括的相談支援事業として相談の受け止めの業務も行いつつ、調整業務も行う場合も想定される。



## 三重県伊賀市の例

- 課題が複雑にからみあった事例について、地域包括支援センター調整係(相談支援包括化推進員)が相談を調整する会議(地域ケア会議)を開催し、アセスメント及び役割の整理を行う。
- 地域福祉計画に基づき、抽出された地域課題を施策につなげるため医療福祉政策課と連携し、福祉施策調整会議を開催。



12



## (2) 包括的相談支援事業

13

### 重層的支援体制整備事業における各事業の考え方

#### 包括的相談支援事業とは

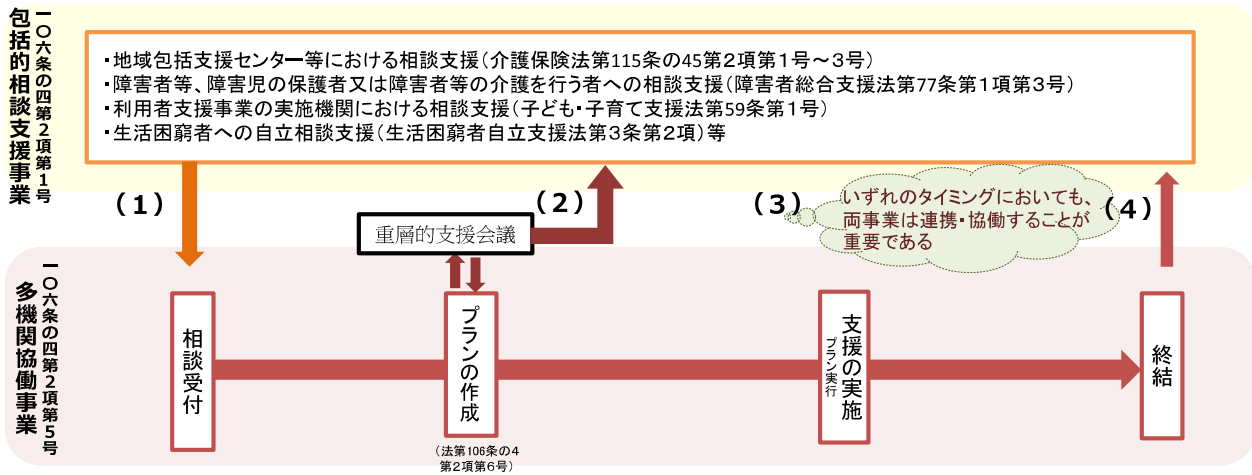
(社会福祉法第106条の4第2項第1号)

- **属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める**  
各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行う。
- **支援機関のネットワークで対応する**  
受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。
- **複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ**  
また、受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行う。

14

## 包括的相談支援事業の支援フロー

- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で全地域住民に対する重層的なセーフティネットの強化を目指すものであり、包括的相談支援事業においては、属性や世代に関わらず包括的に相談を受け止めるほか、複合的な課題を抱えており関係機関による役割分担の整理や支援の総合調整が求められる事例に関しては、多機関協働事業につなぐことが求められる。
- また、事例の内容に応じて、重層的支援会議に出席し多機関協働事業によるプランの妥当性を検討するほか、多機関協働事業からの依頼に応じて、必要な情報を収集したり、本人や世帯の再アセスメントをすることが求められる。
- 包括的相談支援事業と多機関協働事業の連携は、相談受付から終結まで継続的に続くものであるが、特に、下記の5つのタイミングにおいて適切な連携を図ることが求められる。(※詳細は次頁参照)
  - (1) 多機関協働事業へのつなぎ(支援依頼)
  - (2) 重層的支援会議での協議
  - (3) 多機関協働事業から紹介元へのつなぎもどし
  - (4) プラン実行中の連携
  - (5) 多機関協働事業による支援終了後のつなぎもどし



15

## 包括的相談支援事業の支援フローと考え方

### 1. 包括的な相談の受け止め

- 包括的相談支援事業においては、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め話を聴く。
- 受け止めた相談者のうち、当該支援関係機関のみでは解決が難しい場合には、支援関係機関と連携を図り対応するほか、事案によっては適切な支援関係機関へつなぐことが求められる。

### 2. 包括的相談支援事業から多機関協働事業へのつなぎ

#### (1) 多機関協働事業へのつなぎ(支援依頼)

- 複合的な課題を抱えており、課題の全体像を俯瞰したうえで解きほぐしを行う必要のある事例や、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業の対象になることが想定される事例については、包括的相談支援事業者から多機関協働事業者に支援を依頼する。
- 多機関協働事業に相談者をつなぐ際には、包括的相談支援事業者が多機関協働事業の利用申込(本人同意)をとる。
- なお、包括的相談支援事業者が本人から利用申込(本人同意)を得る際には、多機関協働事業の概要や考え方を丁寧に説明するほか、必要に応じて本人と多機関協働事業者が直接会って話しをする機会を設定するなどの丁寧な対応が求められる。
- また、基本的には多機関協働事業がアセスメントを行うために必要な情報は、包括的相談支援事業者を含めた支援関係機関が収集する。(しかし、多機関協働事業者が直接情報収集した方が望ましい事例に関しては、この限りではない。)

16

## (2) 重層的支援会議への参加

- 重層的支援会議には、原則として包括的相談支援事業の実施者も参加することが望ましい。
- 重層的支援会議で検討した結果、紹介元の包括的相談支援事業が主担当として支援を行うことが望ましいと判断された事例については、包括的相談支援事業者に戻されることもある。

## (3) 多機関協働事業のプラン実行中における包括的相談支援事業との連携

- 多機関協働事業による継続的な支援が行われることとなった場合には、多機関協働事業のプランに基づき支援を行う。
- 包括的相談支援事業が支援の主担当でない事例であっても、多機関協働事業からの要請があった場合などは支援に関わるほか、状況が一定程度改善した後に再び包括的相談支援事業による支援が開始されることも想定し、体制整備を行うことも重要である。
- なお、多機関協働事業からの依頼に応じて、本人・世帯に関わる情報を収集することが求められる(プラン実行中のみならず、他のタイミングでも依頼はあり得る)

17

## (4) 多機関協働事業による支援終了後のものし

- 多機関協働事業による支援が終了した場合には、多機関協働事業の判断により適切な機関につなぐこととなる。当然、支援内容に応じて包括的相談支援事業につなぐ場合も想定される。
- 多機関協働事業による支援の終了やつなぐ先の支援関係機関に関しては、重層的支援会議で決定するものであることから、原則、包括的相談支援事業者も参加しその後の方針を検討することが求められる。
- また、繰り返しになるが、多機関協働事業による支援終了後、包括的相談支援事業が支援を継続することも想定されることから、日頃より連携することが重要であるほか、終了後に適切に支援ができるよう事前に体制整備を行うことが重要である。

## 3. まとめ

### 包括的相談支援事業の実施にあたり求められる事項

- ① 世代や属性にかかわらず、包括的に相談を受け止める。
- ② 多機関協働事業から要請があった場合に関しては、重層的支援会議に出席し、プランの妥当性や支援の方向性などについて協議をする。
- ③ 多機関協働事業に相談者をつなぐ際には、多機関協働事業の利用申込(本人同意)をとる(※)。
- ④ 多機関協働事業からの依頼により、本人や世帯などから情報収集を行い多機関協働事業に共有する(ただし、多機関協働事業が継続的に支援をしている事例に限る)。

※ 本人に対して、多機関協働事業の役割や考え方を丁寧に説明することが重要。また、本人に不安感の大きい場合には、本人と多機関協働事業が直接会って話しをする機会を設けるなどの丁寧な対応が求められる。

18

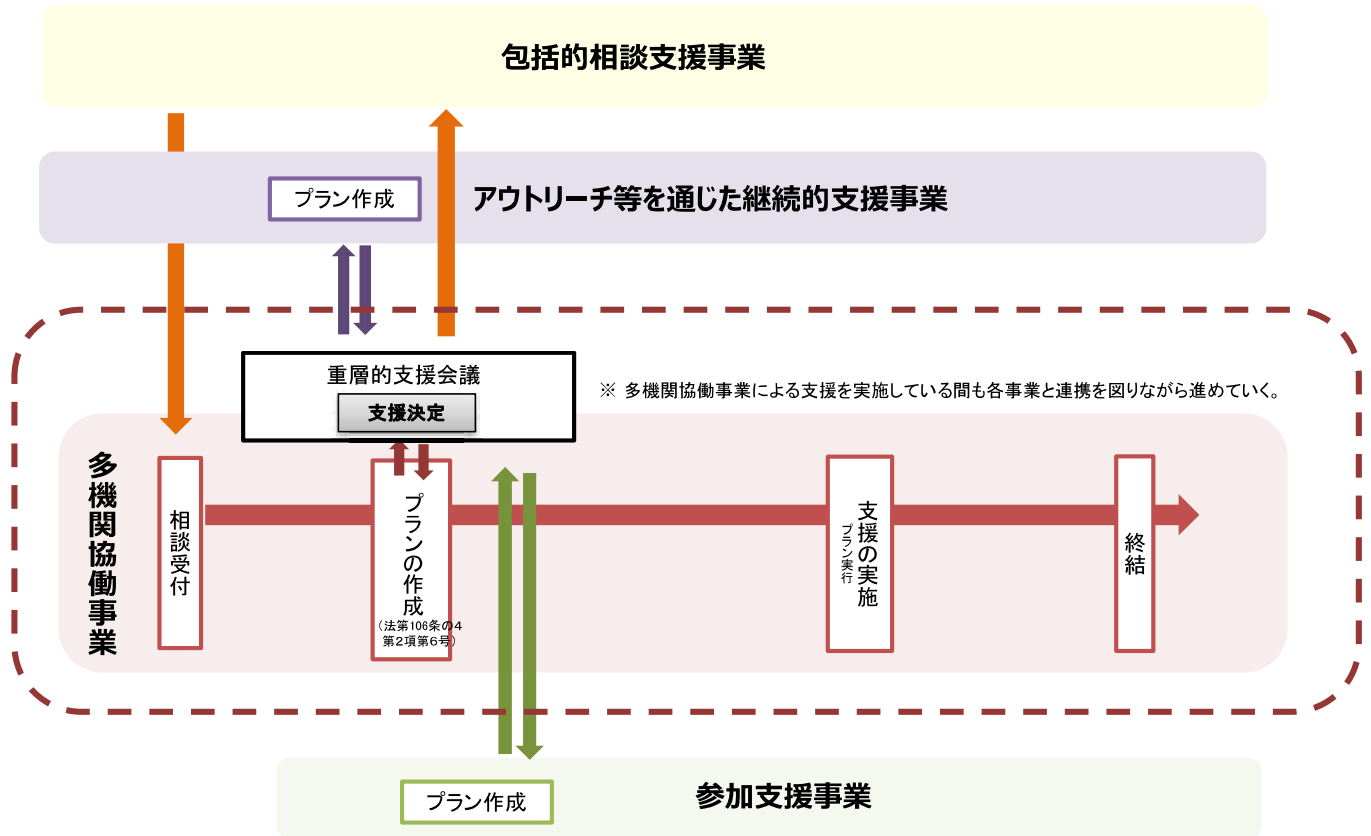
## (3) 多機関協働事業

### 多機関協働事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第5号)

- **市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する**  
多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。
- **重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす**  
重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。
- **支援関係機関の役割分担を図る**  
単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

※支援プランの作成（社会福祉法第106条の4第2項第6号）は、多機関協働事業と一体的に実施。



## 多機関協働事業の考え方

### 1. 役割

- 多機関協働事業は、複合的な課題を抱え課題の解きほぐしが求められる事例等に対して、支援を行う事業である。
- 支援関係機関の抱える課題をアセスメントし、各々の役割分担や支援の方向性を整理し、ケース全体の調整機能を果たす。
- したがって多機関協働事業は、主に「支援者を支援する」役割を担う事業であるが、事例に応じて支援関係機関と連携しながら本人への直接支援を行ったり、必要な社会資源を提供したり見付けるといった、直接的な支援も行う。

### 2. 支援対象者

- 複合的な課題を抱えており、
  - 単独の支援関係機関では対応が難しく
  - かつ、各種支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理が求められる課題を有する者を支援対象者と想定する。

### 3. 支援の展開

#### (1) 相談受付

<基本的考え方>

- 複合的な課題を有していたり、支援関係機関による役割分担を行うことが望ましい事例については、多機関協働事業が相談を受け付け、支援を行う。
- 上記に該当しない事例などが多機関協働事業につながった場合には、紹介元の機関と協議した上で、必要に応じて元の支援関係機関に戻す。

- この際、多機関協働事業は、支援の必要がある時にはいつでも依頼してほしい旨を伝えることが重要である。
- 多機関協働事業による相談受付を行うことが決まった場合、本人は多機関協働事業への利用申込(本人同意)を行う。基本的には、紹介元の支援関係機関が、多機関協働事業への利用申込の手続きを行う。しかし、多機関協働事業の利用申込に不安がある場合等には、多機関協働事業者が直接本人に会って説明をする等の丁寧な対応が求められる。

#### ＜アウトリーチ等を通じた継続的支援事業からの相談受付の考え方＞

- ひきこもり者などへの支援を行うアウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、その事業の性質上、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と本人との信頼関係が形成されアセスメント等が終わった段階で多機関協働事業につながる場合が多いと想定される。
- したがって、多機関協働事業者は、支援開始前からアウトリーチ等を通じた継続的支援事業と連携を密に図ることが重要である。

### (2) アセスメント

- 多機関協働事業者が本人・世帯の状態を把握し、アセスメントをするために必要な情報(見立ても含む)は、包括的相談支援事業をはじめその他適切な支援関係機関に依頼する。
- しかしながら、多機関協働事業者が本人から直接、情報収集やアセスメントをした方が良い場合には、自宅を訪問したり面接を行う。
- 収集した情報は、多機関協働事業者がインタビュー・アセスメントシート(標準様式)にまとめるほか、必要に応じて重層的支援会議に提示する。
- また、早期に参加支援事業やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業につないだ方が良い事例の場合には、プラン作成前であっても連携を図る。

23

### (3) プラン作成

- アセスメントの結果を踏まえ、プランを作成する。
- プランは、支援関係機関の役割や支援の方向性を整理するために作成する。すなわち、支援関係機関との連携や協働の円滑化を図るために作成する。
- また、参加支援事業およびアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を利用する場合も、多機関協働事業がプラン上で利用することを明記し、支援決定を受けた後でつなぐこととなる(※)。  
※ 既述のとおり、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は多機関協働事業の利用前から支援が開始される場合もあり、それを妨げるものではない。

### (4) 支援の実施

- 支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、チームによる支援が円滑に進むよう支援を行う。
- 重層的支援会議による支援の状況を把握し、必要があれば情報を集約したり再度支援の方向性を整理する。

### (5) 終結

- 支援終結の考え方としては、本人の課題が整理され、支援の見通しがつき、支援関係機関の役割分担について合意形成を図ることができた時点で、多機関協働事業による関わりは一旦終わりとなる。
- なお、終結後、支援関係機関の中から、支援の主担当となる人を定め、その後も本人を伴走する体制を整備することが重要である。
- ただし、支援終結後に本人の状況や環境に変化が生じた場合や、再度課題の解きほぐしや関係機関の整理が必要となった場合には速やかに支援を再開する。
- したがって、支援の終結後も必要に応じて支援関係機関と情報共有等ができる体制を整備することが重要である。

24

## (4) アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業

25

### アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第4号)

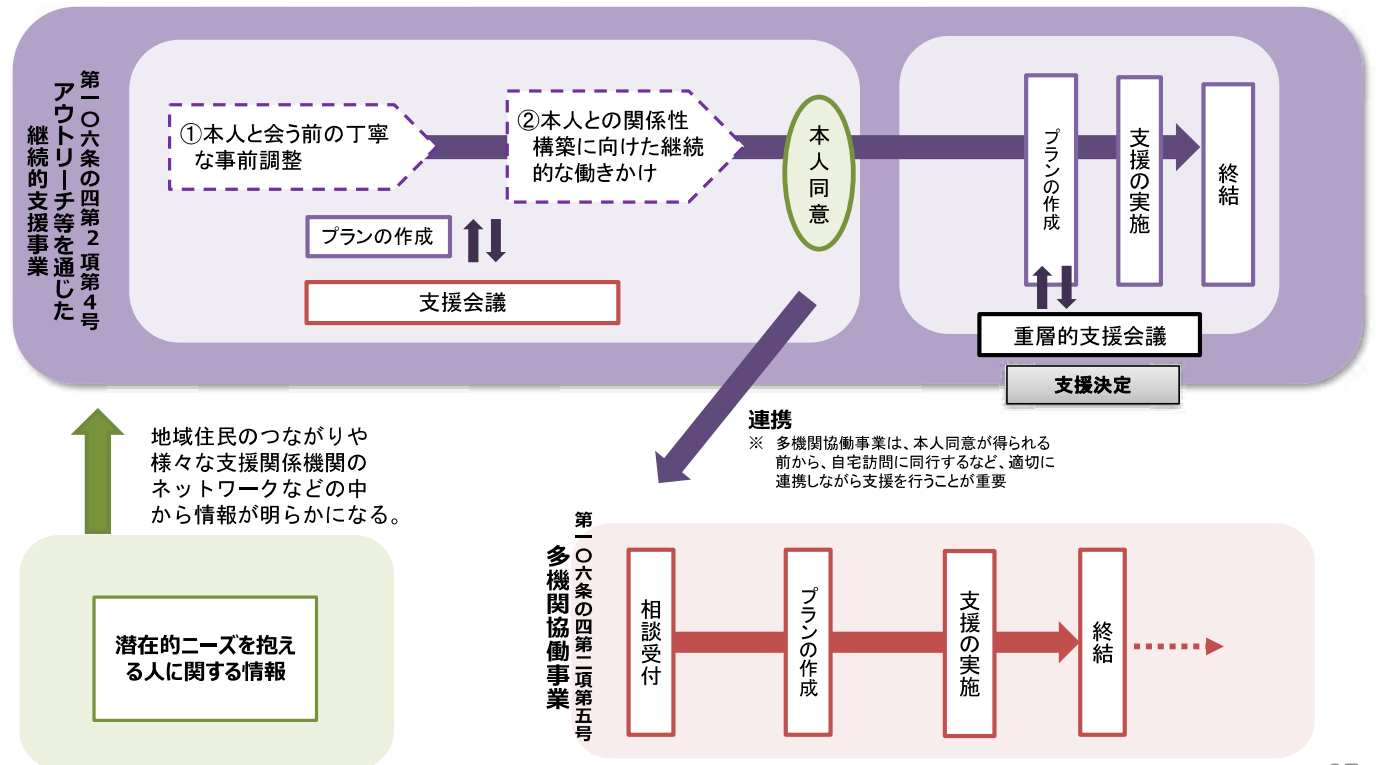
- **支援が届いていない人に支援を届ける**  
複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。
- **各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見付ける**  
各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見付ける。
- **本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く**  
本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

※ 例えば、ひきこもりの状態にある人の場合には、継続的に本人に手紙を残したり、興味・関心に合わせた情報提供を行うほか、家族との関係性に配慮したうえで、家族支援を通じて本人と関わる糸口を見付けるといった支援が考えられる。

26

## アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の支援フロー

- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、長期にわたりひきこもりの状態にあるなどして必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業である。したがって、本人と直接関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに力点を置いた事業である。
- 本人と直接関わりを持った後、本人が適切な支援関係機関につながった段階で支援は終結となる。
- なお、本人と直接関わりを持つことができた後は、本人の状態に応じて多機関協働事業と連携を図りながら支援を行う。



27

## アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の考え方

### 1. 基本的考え方

- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、長期にわたりひきこもりの状態にあるなどして必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業である。したがって、多くの事案は、本人から利用申込(本人同意)を得ることができない状態であることが想定される。
- また、そのような対象者像を踏まえ、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業が重視する支援は、本人と直接関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援である。
- なお、本人とのつながりづくりに向けた働きかけには、大きく分けて「①本人に会う前の丁寧な事前調整」に関する支援と、「②本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけ」の2つがあるが、詳細は後述する。

### 2. 支援対象者

- 複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることのできない人や支援につながることに拒否的な人などが想定される。

### 3. 支援の実施

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の支援内容は、上述のとおり、主に本人と直接関わるための信頼関係の構築やつながりづくりに力点を置くものであるが、それら以外も含めて整理すると大きく以下5つに分かれる。

- ① 潜在的なニーズを抱える人を早期に発見するために、関係機関(者)と連携し、つながりの中から相談者を発見する。【会議や連携を通じての情報収集】
- ② ニーズを抱えている人に直接支援を届けるために、丁寧に情報収集や会うための方策を検討する【事前調整】
- ③ 本人と直接関わるために、本人に対して手紙を置いたり、チラシなどで情報提供をするなど、間接的な関わりを行う【関係性構築に向けた支援】
- ④ 自宅訪問などを含め、本人のところまで赴き支援を行う【家庭訪問】
- ⑤ 本人に出会えた後も、自宅から出ることが困難な者や適切な支援関係機関につながる人が困難な人に対して、自宅訪問などを行い、外出支援や適切な支援関係機関(支援の入口)につなげる【家庭訪問、同行支援】

28



#### 4. 具体的な支援プロセス

- アウトリーチ等事業者の支援対象者は、長期にわたりひきこもりの状態にある人等が想定されるため、本人とアウトリーチ等事業者が直接つながるまでに時間がかかることが想定される。これは、アウトリーチ等事業の利用に向けた本人同意(利用申込)を得るまでに時間を要するともいえる。
- また、本人同意を得る前と得た後で、想定される支援の内容にも違いがあると考えられる。以下では、本人同意を得る前の支援と、本人同意を得た後の支援に分けて説明する。

##### (1) 本人同意を得る前の支援

- アウトリーチ等事業者は、プランを作成し、構成員に守秘義務規定がかけられた「支援会議」にプランを諮ることが求められる。支援会議では、関係者で支援の方向性や方法の妥当性等について検討し、支援の質と内容を担保することが重要となる。
- 本人同意を得る前の支援には、前述のとおり「①本人に会う前の丁寧な事前調整」と「②本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけ」の支援が考えられる。

29

##### ① <本人に会う前の丁寧な事前調整>

- 直接本人の自宅などを訪問して、本人に関わりを開始する前の段階で多様な準備や調整が求められる。具体的な内容としては以下のような取組が求められると想定するが、本人の状態や家族の関係性等によって異なることに留意が必要である。
  - ・ 本人に関する情報収集を、支援関係機関や家族等から時間を掛けて丁寧に行う。
  - ・ 本人に対する見守りや支援の体制を整備するために、支援関係機関と連携・協議を行い、ネットワークを構築する。
  - ・ 本人に関わるための切口やきっかけを入念に検討する。具体的には、家族への支援を切口にする方法や趣味を切口にする方法、キーパーソンを介して本人と関わる方法等、多様な方法がある。
  - ・ 本人が困っていることをアセスメントし、それに対する対応策を提示し本人との関わりを深めるきっかけを作る。
  - ・ また、緊急性のある事例の場合には速やかに警察や医療機関と連携する。

##### ② <本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけ>

- 「①本人に会う前の丁寧な事前調整」が整った段階で、本人との関係性構築に向けて次のような支援が考えられる。当然ながら、本人の状態や家族の状態に応じてアプローチ方法は異なることに留意が必要である。
  - ・ 継続的に本人に手紙を残し、心配している、気にかけているというメッセージを伝える。
  - ・ メール、チャットなどによる定期的な働きかけを行う。
  - ・ 本人の興味・関心に合わせたチラシなどを提供する。また、参加する場や働く場を探し、情報提供を行う。

※ 本人や家族の状態に応じて支援の方法は変わるものであり、上記はあくまでも参考例であることに留意されたい。

※ また、本人を追い立てることなく、時間を掛けて信頼関係の構築に向けて働きかけることが求められる。

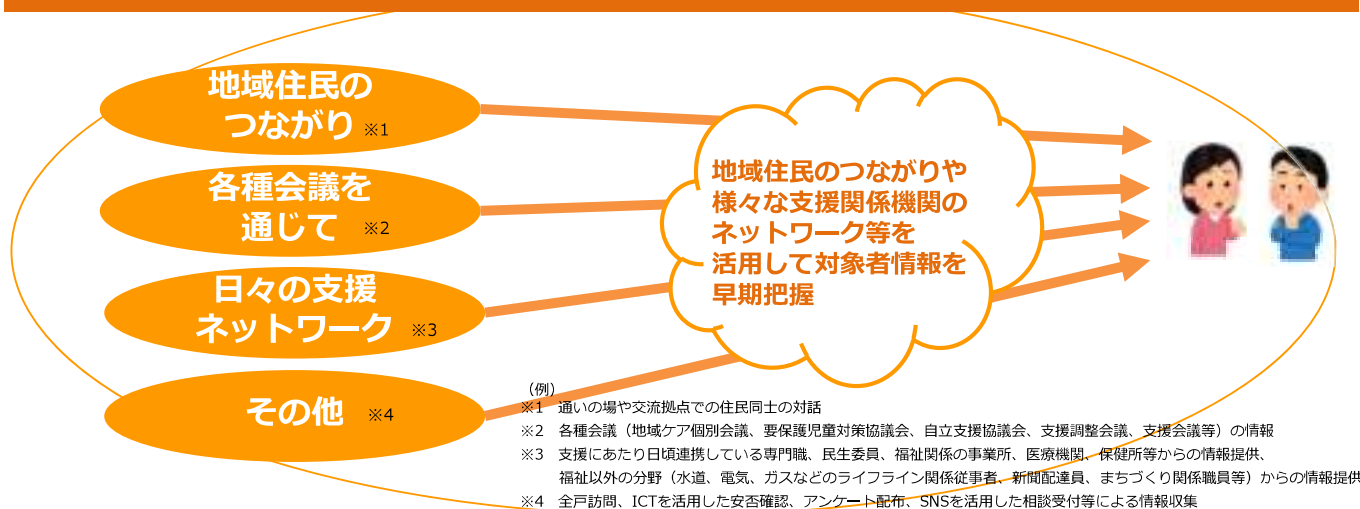
30



# アウトリーチ等を通じた継続的支援事業につながる入口のイメージ

- 問題が深刻になる原因として、**本人や世帯が問題に気づいていない**、または、**どうすればいいかわからずに問題が放置されている**場合が考えられる。**相談に来るのを待つスタンスでは時間の経過とともに問題が深刻化してしまう**恐れがある。
- 支援が届いていない者・世帯を早期に支援につなげていくためには、**地域の関係者や様々な社会資源を通じて、積極的に対象となり得る者の情報を収集**することが必要。
- アウトリーチ等を展開する上で必要な情報提供を受けるためには、**日頃からの地域の様々な関係者と良好な関係性を構築**しておくとともに、情報提供の手段等を取り決めておくことが必要。

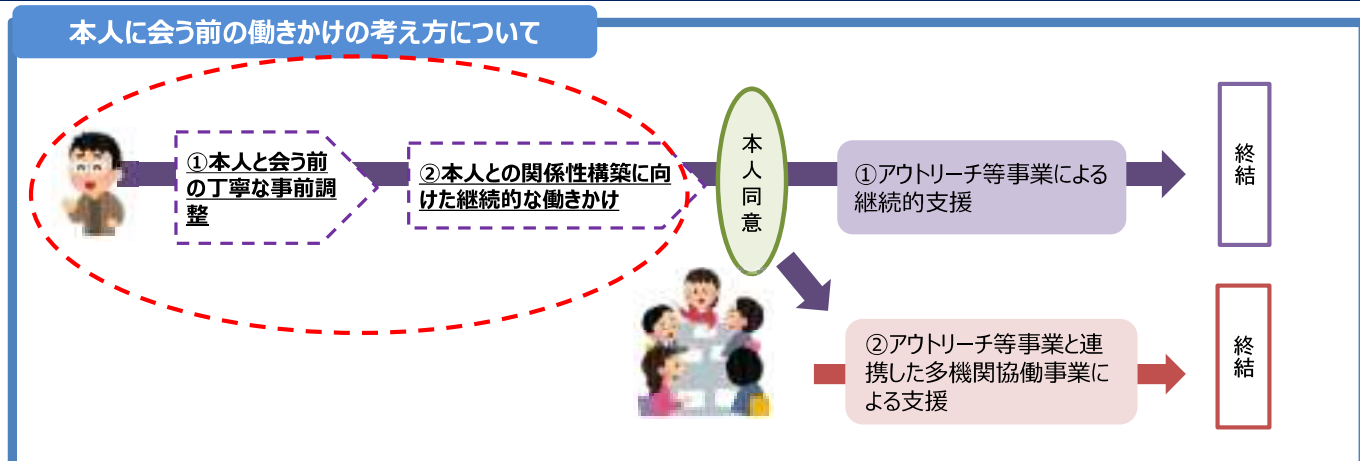
## アウトリーチ等を通じた継続的支援事業につながる入口は多様に存在



33

## アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の支援の流れ

### 本人に会う前の働きかけの考え方について



### ①本人と会う前の丁寧な事前調整の支援例

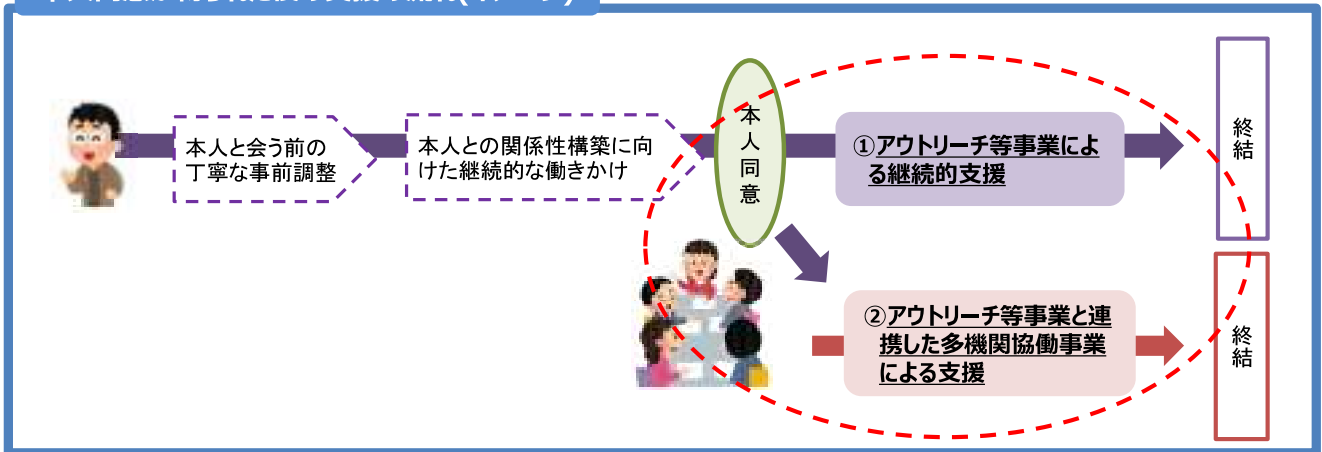
- ・ 本人に関する情報収集を、支援関係機関や家族等から時間を掛けて丁寧に行う。
- ・ 本人に対する見守りや支援の体制を整備するために、支援関係機関と連携・協議を行い、ネットワークを構築する。
- ・ 本人に関わるための切り口やきっかけを入念に検討する。具体的には、家族への支援を切り口にする方法や趣味を切り口にする方法、キーパーソンを介して本人と関わる方法等、多様な方法がある。
- ・ また、緊急性のある事例の場合には速やかに警察や医療機関と連携する。
- ・ 本人が困っていることをアセスメントし、それに対する対応策を提示し本人との関わりを深めるきっかけを作る。

### ②本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけの支援例

- ・ 継続的に本人に手紙を残し、心配している・気にかけているというメッセージを伝える。
- ・ メール、チャットなどによる定期的な働きかけを行う。
- ・ 本人の興味・関心に合わせたチラシなどを提供する。また、参加する場や働く場を探し、情報提供を行う。

34

本人同意が得られた後の支援の流れ(イメージ)



①(多機関協働事業につなぐ)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業による支援を行うケースの例

- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者と出会ったことにより、本人が主体的に必要な別の支援関係機関を訪問し、適切な支援を受けられるようになるケース
- アウトリーチ等を通じた継続的支援関係機関との関わりはできるようになったものの、それ以外の支援関係機関を受け入れることが難しいケース

②多機関協働事業につなぎ、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者と連携しながら支援するケースの例

- 本人に不安感が強く、必要な支援関係機関につながるには至っていないケース
- 参加支援事業を活用したり各種支援関係機関による丁寧な伴走支援が求められるケース

## (5) 参加支援事業

# 参加支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第2号)

- **社会とのつながりを作るための支援を行う**  
各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。
- **利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる**  
利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行う。  
また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。
- **本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う**  
本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。  
また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

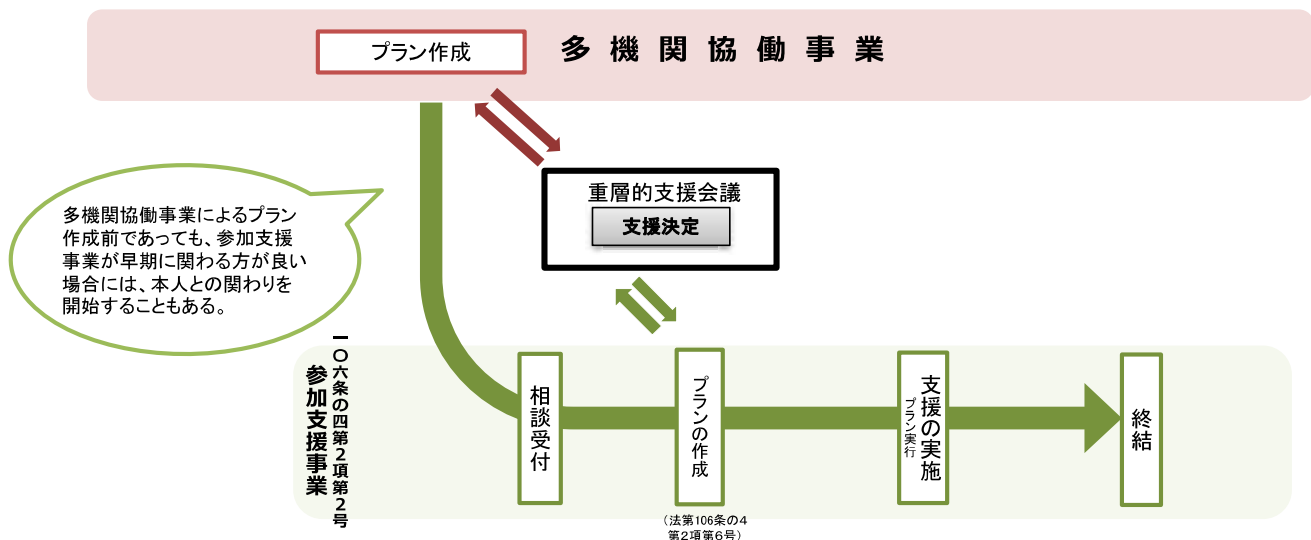
(参加支援事業の取組例)

- ・ 生活困窮者の就労支援施設において、経済的な困窮状態にないひきこもり状態に対して就労支援（就労準備支援）を実施する
- ・ 就労継続支援B型の事業所において、障害福祉サービスの対象とならないひきこもり状態の者への就労支援を実施する
- ・ 商店や農業などの作業の場を開拓し、中間的就労の場としてコミュニケーションが苦手な人の社会参加の場として活用する

37

## 参加支援事業の支援フロー

- 参加支援事業とは、介護・障害・子ども・困窮等の既存制度と緊密な連携をとって実施するとともに、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人のニーズ・希望と地域の資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を目的として行うものである。
- 基本的には、参加支援事業の利用は、多機関協働事業でアセスメントを行ったのち、参加支援事業の利用が求められると判断された場合につながるものとする。



38

## 1. 基本的考え方

- 既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人のニーズ・希望と地域の資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を目的として行うものである。
- 参加支援事業も、市町村全体で包括的な支援体制を構築するにあたり、本人や世帯と継続的につながる機能を強化していくための役割の一つを担うものである。

## 2. 支援対象者

- 既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人などが想定される。
- 具体例としては、
  - ・ 8050世帯の50代の者など、世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりの状態である世帯
  - ・ 障害福祉サービスの作業所等の利用対象にならないが、一般事業所になじめない人
  - ・ 精神的に不調があり、社会にでることに不安がある者
  - ・ 親や家族に頼れず、児童福祉法の対象にもならない10代後半から20代の若者

39

## 3. 支援の展開

### (1) 相談受付

- 参加支援事業の利用は、重層的支援会議で事業の利用が必要と判断された場合に開始となる。
- ただし、参加支援事業が早期に関わった方が良い場合には、重層的支援会議における支援決定の前から本人との関わりを始めることもある。

### (2) プラン作成

- 参加支援事業者は、相談受付を行ったのち、アセスメントを行い社会参加に向けた支援の方向性や内容が定まった段階で、基本的にはプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- プランは、人や地域とのつながりの希薄化といった本人や世帯の抱える課題に対して、社会や他者とのつながりを創出し、自己肯定感や自己有用感を取り戻すために、個別支援を目的として作成する。
- 本人が望む社会とのつながりや参加を支えるために、本人に合った目標を設定し、そのために参加支援事業者やその他の関係者が取り組むことを記載する。

### (3) 支援の実施

- 参加支援事業による支援内容は大きく2つの要素に分かれる。
- ひとつは、利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングと社会参加に向けた支援のためのメニュー作りを行うことである。(資源開拓・マッチング)
- この取組は、相談者の有無にかかわらず必要に応じて地域へ働きかけを行い、支援メニューを増やしていくことが重要である。
- また、もうひとつは、本人に対する定着支援と受け入れ先(企業など)への支援である。(定着支援・フォローアップ)
- このような取組を通じて、受け入れ先と信頼が構築でき、その関係性の中から新たな受け入れ先を紹介してもらえるなど、新規開拓につながることも期待される。

40

#### (4) 終結

- 本人が望む社会参加に向けて、地域の資源等とのつながりができるほか、本人とつながった先との関係性が安定したと判断した段階で、一旦（プランに基づいた）支援は終結となる。
- ただし、参加支援事業を利用する人の多くが、他者や社会とのつながりを継続することに困難を抱える場合が多いことを意識し、定期的な連絡を試みるなどつながりの維持に向けた働きかけを行う必要がある。

#### 4. 具体的な支援内容と留意点

##### (1) 資源開拓・マッチング

- 参加支援事業者は、本人に対して丁寧なアセスメントを行い、本人のニーズに沿って支援メニューのマッチングを行う。なお、相談者自身が自らのニーズを明確化できていないことも多いことに配慮する必要がある。
- 支援メニューについては、参加支援事業者が社会資源に働きかけたり、社会資源を新たに組み合わせたりしながら、既存の社会資源の活用方法の拡充などを図り、社会参加に向けた多様な支援メニューをつくる。

(具体的な例)

- ・ 生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの状態にある者を受け入れる
  - ・ 経済的な困窮状態になく一時的な住まいの確保が困難な人を、一時生活支援事業が受け入れる
  - ・ 地域の空き家を使って、地域のボランティアが勉強を教える場所を作り、学校とも連携しつつ、不登校の生徒に参加を働きかけ、支援を行う
- 例えば、参加の場や働く場とのマッチングを行う場合には、受け入れ先の状況もアセスメントした上でマッチングを行う。その際、働く場であれば、受け入れ先に業務の切り出しなどを提案するなど、多様な支援メニューを作るようにすることが重要である。
  - また、日頃から地域のプラットフォームに参画することなどを通じて、地域の社会資源や支援関係機関とつながりを作り、支援が必要な時に迅速に対応できるよう情報収集をしたり関係づくりを行う。

##### (2) 定着支援・フォローアップ

- 居住の確保にかかる支援の場合は、生活の立て直しに向けた緊急一時的なシェルターや安定的な住まいの確保の支援、新たな環境に適応できているか等をゆるやかに見守るといった定着支援が求められる。
- また、参加の場や就労の場にかかる支援の場合には、直ちに本人が新たな環境で居場所を見出し、関係者と良好な関係を形成できるとは限らないことから、定期的に訪問するなど一定期間フォローアップを行う。
- このほか、受け入れ先の事業所も、本人との関わり方に悩んでいる場合もあることから、事業所の意向等も確認しつつ、本人と受け入れ先の間での環境調整を行う。

#### 5. 地域における福祉サービスとの連携について

- 社会参加に向けた支援は、就労支援、居住支援などの形態が考えられるが、実際に支援を進める際には、狭間のニーズを有する人に特化した事業を新設することのみならず、地域の既存の福祉サービスを実施する事業所に対する働きかけや受け入れに向けた支援を行い、狭間のニーズを有する人の受け皿として機能拡充していくことを支援する観点が必要である。
  - 既存の福祉サービスを実施する事業所の中で受け入れを行う際には、以下の考え方に基づく範囲内の活用であり、当該サービスの本来業務に支障のない範囲であれば、狭間のニーズを有する人に対する支援が可能であるとの整理を行う方針。
    - ・ 入所施設、居住系サービス・・・居住に課題を抱える者（住居確保要配慮者など）
    - ・ 通所施設・・・社会参加・日常生活に課題を抱える者
    - ・ 就労支援サービス・・・就労に課題を抱える者
- ※「本来業務に支障のない範囲」の具体的な基準等については、厚労省より通知予定
- なお、この際、社会福祉法人の地域における公益的な取組との連携を意識し、多様化する地域課題に対する社会福祉法人の積極的な取組の促進を行うことも重要である。

- 参加支援事業は、既存の各制度の支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、
  - ・ 利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓などのコーディネートを行うとともに、本人と支援メニューのマッチングを行う
  - ・ マッチングしたのち、本人の状態やニーズ・希望にそった活動ができていないかフォローアップするほか、受入先の悩みや課題等に対するサポートを行うことなど、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。



参加支援の対象者像

既存の各制度における支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人など

(例)

- ・ 8050世帯の50代の者など、世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりの状態である世帯
- ・ 障害福祉サービスの作業所等の利用対象にならないが、一般事業所になじめない人
- ・ 精神的に不調があり、社会にでることに不安がある者
- ・ 親や家族に頼れず、児童福祉法の対象にもならない10代後半から20代の若者

地域の社会資源の活用例

社会参加に向けた支援として求められる内容は、就労支援、居住支援、学習支援など多岐にわたるため、参加支援の実施に際して活用可能な社会資源も、自治体の状況や支援対象者のニーズに応じて開発を図るものなどが想定される

【地域資源の活用例】

- ・ 生活困窮者に対する就労体験の事業や障害福祉における就労支援事業に、経済的困窮状態にないひきこもりの者などを受け入れる
- ・ 商店や農業などの作業の場を、中間的就労の場として、コミュニケーションが苦手な者の社会参加の場として活用
- ・ 社会福祉施設等の空き室を利用して、居住の場がない者や家族と一緒に生活が困難な者に対して一時的に生活をする場を確保する
- ・ 住民活動や、地域での通いの場について、本人の通う場として活用する

## (6) 地域づくり事業



## 地域づくり事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第3号)

- **世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する**  
地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる**多様な場や居場所を整備**する。
- **交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする**  
地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「**人と人**」「**人と居場所**」などをつなぎ合わせる。  
また、市町村域などのより広い圏域でもコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働きかける。
- **地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を図る**  
**多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームを促進**することで、地域における活動の活性化や発展を図る。

(※) 包括化の対象事業…【介護】一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）、生活支援体制整備事業

【障害】地域活動支援センター事業    【子ども】地域子育て支援拠点事業    【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業

### 地域づくりに向けた事業の考え方

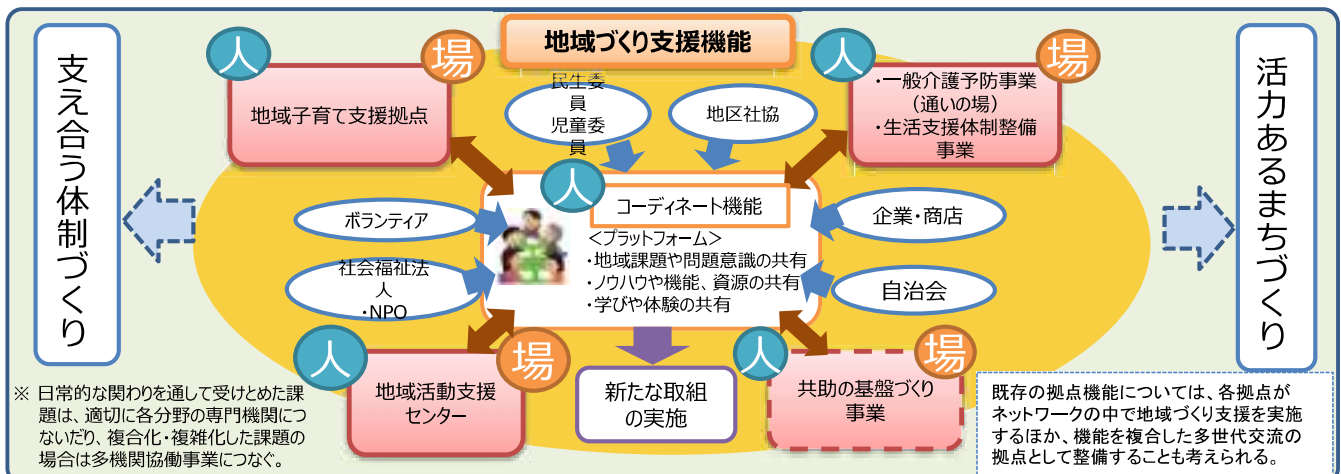
#### 【基本的な考え方】

地域づくりに向けた事業は、既存の地域づくり関係の事業（※）の取組を活かしつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことを目的として、**主に以下の2点**を内容とする。

- ・ 地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、**世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備**する。（多様な「場」づくり）
- ・ 地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「**人と人**」「**人と居場所**」などをつなぎ合わせる。（つなぎ・コーディネートの役割）
- また、各地の事例では、福祉分野を超えた、幅広い関係者が出会い、学びあう“プラットフォーム”が形成されることで、地域資源の新たな活用策や地域課題の解決策が生まれる場ができ、地域活動の発展や地域社会の持続を支えることに繋がっている様子が見られている。  
この“プラットフォーム”が生まれやすく、維持しやすい環境整備や支援策を講じることも求められる。

#### 【支援対象者】

- その地域が居住地であるか否かにかかわらず、**地域住民をはじめとする地域や暮らしを構成する個人や民間企業等を含む関係者全てが対象者**

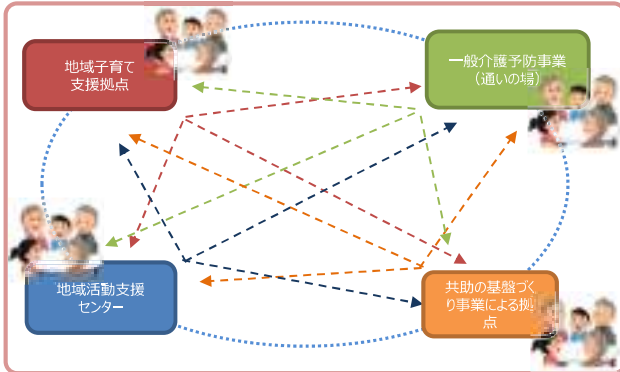


# 拠点の類型を組み合わせた地域づくり拠点の整備例

## 既存の地域づくりに向けた事業に対する影響

- 地域づくり事業についても、全ての個別拠点において、多属性・多世代に対する継続的な支援が求められるのではなく、「市町村全体の体制として」多属性・多世代に対する居場所や地域参加の場が提供されることを目指す。
- 従って、個別の拠点レベルでは、従前通りの特定の属性や世代に特化した対象の取り組みを維持するものや、新たな事業を契機として多属性・多世代に対する支援を実施するものなどが混在することになる。
- 個別拠点において把握・受けとめた課題については、専門的な支援が必要なものは適切に各分野の専門機関につなぐほか、つなぎ先が明確でない課題や複合化・複雑化した課題については多機関協働事業につなぎ、必要な相談や参加につながるよう対応する。

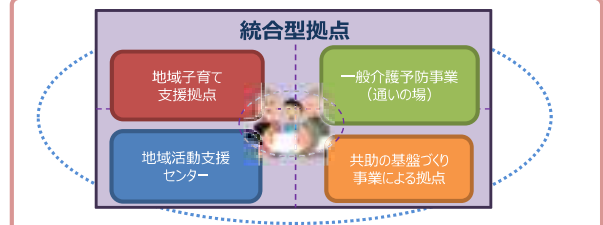
拠点としての場の機能は変更せず、必要時には連携により、人の機能を活用する場合の例（基本型）



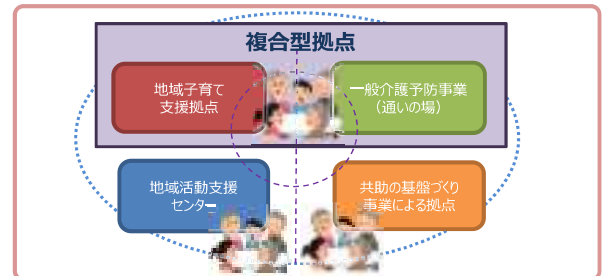
※ 既存の拠点機能については、各拠点がネットワークの中で地域づくり支援を実施するほか、機能を複合した多世代交流の拠点として整備することも考えられる。

※ また、実施パターンは様々であり、基本型と一部統合型が混在するなど、様々な組み合わせでの整備が考えられる（指定基準の遵守や必要なスペースや物品の確保、利用者から見た相談しやすさを担保するための工夫等が必要）

拠点としての人と場の機能を全てまとめることにより、連携を図る場合の例（統合型）



一部の拠点としての人と場の機能をまとめ、各支援機関間の連携を図る場合の例（一部統合型）



## 地域づくり事業において実施する具体的な内容 ①

### 「世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備」

#### 1. 基本的な考え方

- 血縁、地縁、社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と地域がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整え、緩やかなつながりによる見守りなどのセーフティーネットの充実を図っていく必要がある。
- 既存制度に基づく拠点を包摂する事業（※）であり、各制度の基準を満たす場において、各制度が対象としている高齢者・障害者・子育て中の親子・生活困窮者の居場所を確保した上で、すべての住民を対象として地域における交流の場や居場所の確保を進めていく。

（※）包括化の対象事業・・・【介護】一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）、生活支援体制整備事業

【障害】地域活動支援センター事業 【子ども】地域子育て支援拠点事業 【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業

- 各拠点が担う役割を決定する際には、支援ニーズの把握や市町村全体の資源の棚卸し等を行い、市町村全体として居場所や地域活動の場を確保していくための住民や事業者らを含む関係者での丁寧な議論やプロセスが必要である。

#### 2. 支援の展開

##### □ 既存の拠点等の利活用

- ・ 個別の拠点単位で見ると、地域の支援ニーズや各拠点の問題意識に合わせて、**各個別制度では直接に対象としていない者も利用できる多世代・多属性の活動の場として運営**することも可能となる。
- ・ 市町村の中には、従前通りの特定の属性や世代に特化したかたちを維持する拠点や、新たな事業を契機として多属性・多世代に対する支援を実施するものなどが混在する。「市町村全体の体制」として、すべての住民を対象として居場所や地域参加の場が提供されることを目指す。
- ・ また、当該施設内の空間・時間で区分する（部屋を使い分ける・スペースを区切る、日・時間帯を分ける等）などの工夫により、既存制度による対象者別の場の長をもちつつ、多機能化する方法も考えられる。

##### □ 新たな場の確保

※ 以下の内容はあくまでも例示であり、地域性を活かした創意工夫による実施・運営が重要

- ・ 多世代型のサロンや地域食堂、コミュニティカフェなど、世代や属性を限定しない居場所や交流の場を新設することも可能。また、民間のカフェやフリースペースなどの経営主体と連携協定を締結、または他省庁取組として実施されている活動（例 小さな拠点、空き家再生等推進事業）等と連携させるなど柔軟な創意工夫により、**既存の場が持つ役割を拡張する**といった手法も考えられる。

## 地域づくり事業において実施する具体的な内容 ②

### 「個別の活動や人のコーディネート」

#### 1. 基本的な考え方（コーディネーターに求められる役割）

- **地域住民の創意や主体性を支えつつ、「人と人」、「人と資源」をつなぎ、顔の見える関係性や気にかかけあう関係性が地域で生まれるよう促していく。**
- 地域の課題の掘り起こしや困りごとの解決に直結する福祉的な活動だけではなく、楽しそう、面白そうといった興味・関心から地域におけるつながりが生まれる場や取組にも着目した環境整備が図れるよう、これまでではつながりの薄かった異なる分野の取組と積極的なつながりをもつことも重要である。
- 地域の中に多様な活動や選択肢が存在していることが重要であり、地域づくり事業の展開において既存の地域住民による取組の継続を妨げることがないように留意する必要がある。

#### 2. 支援の展開

- 地域において**実施されている事業や活動等を把握**し、分野横断的な取組の展開を図る
  - ・ 啓発活動等による機運の醸成に向けた取組や、地域住民が活動を開始し継続するための情報提供等のサポート体制の構築、**対話の中から新たな気づきや展開が生まれる「場」づくり**を支援していく。（「場」については、必ずしも拠点を指すものではなく、イベント等のきっかけづくりなど様々な形態があり得る）
  - ・ 現存する地域の活動や取組に関する情報を共有し、その価値を正当に評価する機会（発表会や表彰式等）を持つことが**相互理解を深め、有用感や継続性を高める**ことにつながる。
- 各拠点での活動内容、対象とする利用者層を共有し、連携を強化することで市町村全体がチームとして適切な支援や活動が提供できる体制を整備する。特に、既存のコーディネーター人材の活用も重要であるが、対象拡大等の業務負担を勘案した体制づくりが必要となる。
- また、既存の事業や活動等においてコーディネーター的な役割を担う人材同士（例 集落支援員、地域おこし協力隊）がつながり、目的や機会を共有することにより、取組を発展させるという視点も重要である。

49

## 地域づくりの展開イメージ（既存の拠点がきっかけになった取組例）

拠点での活動がきっかけになり、コーディネーターの働きかけや後方支援により、活動内容や主体が広がっていった例

#### 取り組みの経過

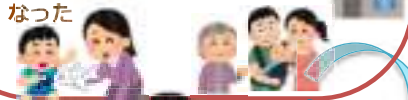
- 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）に高齢者がボランティアとして参加し、育児の先輩として子育て世代と交流。
- 自治体に地域づくり事業におけるコーディネーターが配置され、各分野の拠点等において、分野を問わず、多様な活動やイベントについての情報周知を行ったり、ボランティア同士が交流する機会ができた。
- 他分野の情報に触れる中で、ボランティアの一人が地域活動支援センターで開催されたイベントにもボランティア参加し、「一人暮らしの高齢者や障害を持った人など、誰でも気軽に集える場が身近にはない」と気がつき、コーディネーターの応援を得ながら仲間を増やし、地域住民が運営する「地域の居場所」を創出することになった。

#### 地域の変化

- ・ 一人の気づきから、それに共感した住民同士のつながりが強化され、住民が主体となった分野横断的な取組が創出された。
- ・ 地域住民の気づきや思いをコーディネーターが応援し、情報提供などのアドバイスを行ったことにより、立ち上げが円滑に行われ、取組の継続性も高まった。

#### 地域子育て支援拠点

地域子育て支援拠点にボランティアとして参加するようになった



小学生になった子が気になる...

小学生の居場所として、子ども食堂を実施

共助の基盤づくり事業

障害を持つ人への支援も手伝ってみよう...

拠点で、高齢者や障害分野の情報についても耳にし、イベントなどを手伝う機会があり、様々な人々と触れ合う中で、地域の状況が気になり始めた...

地域における既存の拠点と連携しながら、誰もが参加できる地域の居場所づくりを開始



何か、私たちに出来ることはないかしら？

※活動を行うための場所については、内容や地域の実情により様々であり、空き時間等に、既存の拠点を場所として活用することも考えられる。

50

# 地域づくりの展開イメージ（既存の仕組みや事業等を活かした取組）

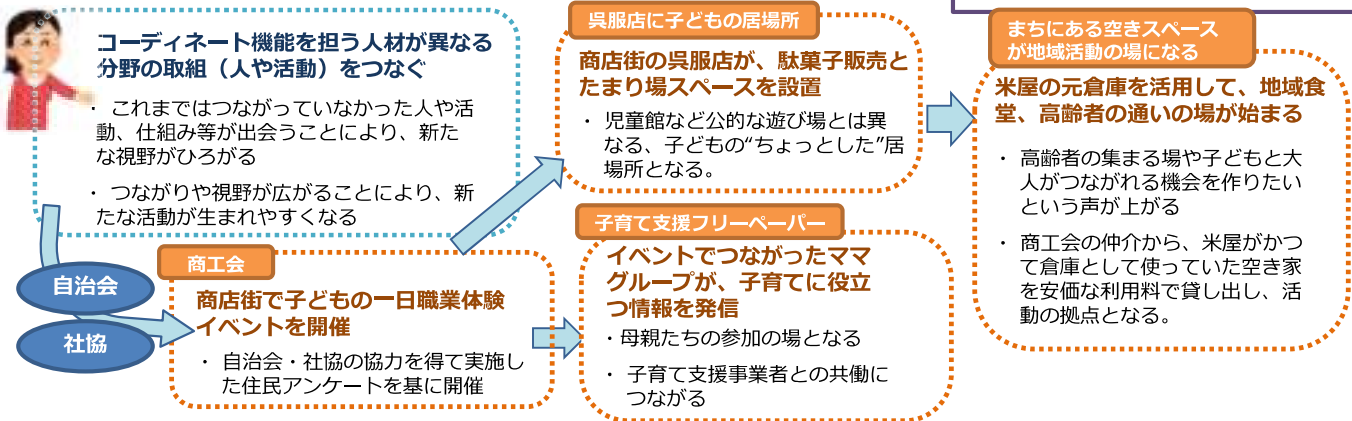
福祉分野ではない他分野の事業や民間の取り組みや人材を活かしながら、多様な地域づくりが広がっていく例

## 取り組みイメージ

- 他省庁の事業、企業による地域貢献、地域おこし、農林水産業、商業、工業、交通、などこれまで結節していなかった取組がつながることで、福祉分野の地域づくりも発展。
  - 小さな拠点、地域運営組織、地域おこし協力隊、村落支援員、都市再生法人、SDGs、リノベーション、再分配法人、ふるさと納税、能副連携、地域再生、防災、空き店舗対策、住宅セーフティネット 等
- 商工会が行っている商店街のイベントを通じ、地域を活性化し、より継続性のあるものにしたと検討。地域おこし協力隊等の人材がたぎ役となり、地域住民へのアンケート調査を自治会、社会福祉協議会と協力して実施。
- アンケートの結果から、「子どもの職業体験」のイベントを開催。
- 体験イベントで子どもの様子を知った商店が、駄菓子販売とたまり場スペースを作って放課後の小学生の居場所づくりをしたり、子育て中の母親同士がつながり、サークル活動として子育て情報を発信するフリーペーパーの作成などを始めるなど、多様な活動が生まれる。

## 地域の変化

- ・ 地域の暮らしを構成する多様な関係者が、これからの地域づくりの方向性を共有でき、それぞれの取組に参画し合い、協働することにより、更なる発展可能性を高めていく。
- ・ 安心して暮らせる、いきいきと楽しめる等といった複数の目的を持ったまちづくりの展開が期待できる。



51

# 多分野がつながるプラットフォームの展開について

## 1. 基本的な考え方

- プラットフォームの形成は、多様な場や居場所づくりや活動等のコーディネートといった地域づくりのプロセスの結果として、**分野、領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会**（拠点としての場だけではない）として発展していく。
- 様々な関係者がお互いを知り、強み・弱みを共有し、目指す方向性を共有したり、資源を共有したりすることにより、**地域の継続性を高め、既存の活動を活性化**することにもつながる。
- なお、こうした地域の“プラットフォーム”は、地域に一つではなく**多様に存在していることが重要**であり、多様性を確保するためには、既存の協議の場も活用して整備していくことが求められる。

## 2. “プラットフォーム”に求められる役割

### □ 地域の人と資源の把握

- ・ 地域づくりは、地域に「ある」ものを活かすことが肝要であり、まずは、**地域の人や資源（人・場・活動・サービス・情報 等）の実態を把握**する。
- ・ すでに住民のつながり、支え合いにつながる活動が行われている場合は、**内容と価値に見える化**（例 住民を含む協議の場などで、取組の重要性を評価する等）し、地域において価値あるものであるとの共通認識を醸成する。

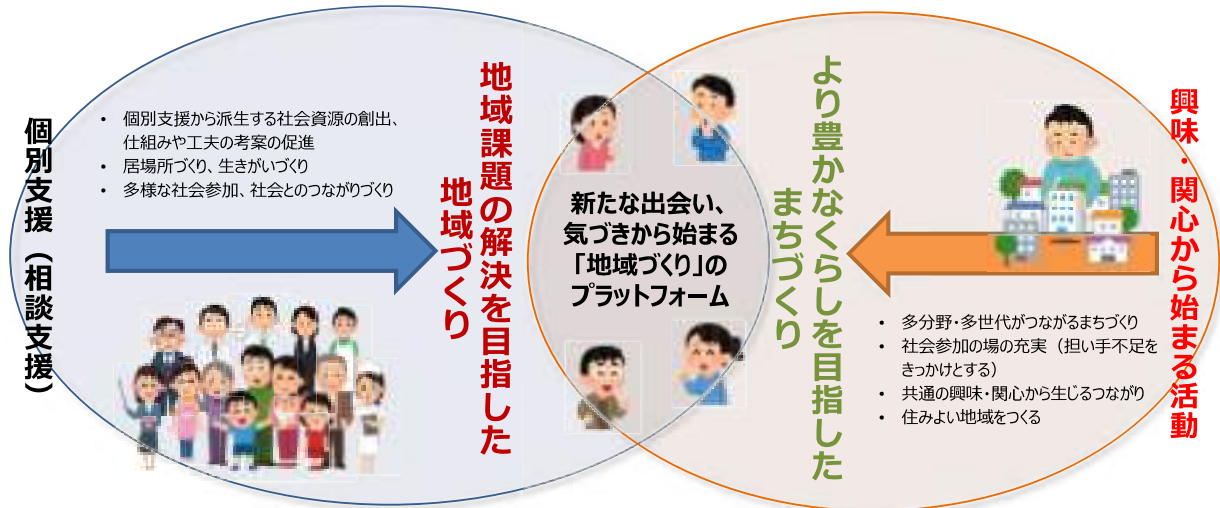
### □ 様々な分野が集い、関係性を深めるための場の設定

- ・ 地域の多様な主体が情報交換、協議をすることができる機会を設定することにより、人、場、活動、サービス、情報等の地域の資源がつながり、活動の継続や発展を促すことにつながる。
- ・ 福祉分野に限らず、様々な分野の活動が出会い、新たな気づきを得て、アクションが起きやすい環境を整備するためには、地域や暮らしを構成する**幅広い関係者間を橋渡しするようなコーディネート機能**が求められる。

52

## 多分野協働のプラットフォームの展開（イメージ）

- 地域の様々な主体が集い、多世代の交流や多様な活躍の機会や役割を生み出し、地域社会からの孤立を防ぎ、人と人、人と資源がつながりやすい環境を整備（ネットワーク構築）した結果として、多様なプラットフォームが形作られていく。
- 重層的支援体制整備事業における「プラットフォーム」とは、分野、領域を超えた地域づくりの担い手が出会い、新たなつながりの中から更なる展開を生むための“場”（拠点だけではなく、機会等も含む）を指す。
- こうした地域のプラットフォームは、地域に一つではなく多様に存在していることが重要であり、多様性を確保するためには、既存の協議の場等を把握し、活用しながら整備していくことが求められる。
- 行政主導の展開ではなく、これまでつながりが薄かった様々な関係者が新たに出会い、気づきや学びを得て、目指す方向性や将来像を共有しながら、地域における多種多様な活動が活性化されていくプロセスが、地域自体の継続性を高めることにもつながっていく。



出典：第4回「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働に関する検討会」資料を改編

## 2. 重層的支援会議について

## 1. 役割

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たすことが求められる。

### ① プランの適切性の協議

- 多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業が作成したプランについて、自治体や、適切な支援関係機関が参加して合議のもとで適切性を判断する。

### ② プラン終結時等の評価

- 多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業のプラン終結時等においては、支援の経過と成果を評価し、各事業の支援を終結するかどうかを検討する。

### ③ 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

- 個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置付け、社会資源の開発に向けた取り組みを検討する。

※ 事例の内容によって、果たす役割や機能は異なるものであり、毎回の会議で全ての役割を担う必要はないほか、状況に応じて他の役割を果たすこともできる。

#### <留意事項>

- 「③社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討」については、個々のプランを検討する中で把握できるものとするが、これらについて重層的支援会議の中で十分に議論する時間を確保することは困難な場合も考えられる。
- したがって、重層的支援会議においては、課題の整理と認識の共有にとどめ、別途、地域の諸課題と社会資源の開発について協議する場など設けて対応することも有用である。この場合、新たに協議会を設けるほか、既存の協議の場を活用することも考えられる。

55

## 2. 開催方法

- 重層的支援会議の開催方法は、検討件数や参加者によって、定期開催や随時開催、もしくはそれらの併用が考えられる。
- 定期開催の場合は、関係者が予定を立てやすく日程調整などの必要がないなどの利点がある。随時開催の場合は、本人の状況に応じて迅速に対応できるという利点がある。
- いずれの方法においても、それぞれに利点が存在するため、例えば、定期の会議を基本としつつ、早急に対応する必要があるケースなどは随時の会議で検討するなど、両者の方法を併用することも考えられる。
- 対面による会議開催が困難な場合（地理的要因などにより支援関係機関が一堂に会することが困難、感染症の流行の際にいわゆる三つの密を避ける必要があるときなど）、また、関係者の負担軽減の観点からより効率的に会議を運営する必要がある場合は、ICT等を活用してオンラインにより開催することも考えられる。
- 地域には生活困窮者自立支援法に基づく支援調整会議、介護保険法に基づく地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく（自立支援）協議会など様々な会議体が存在している。とりわけ、小規模な自治体においては、会議の参加者はどの分野でもそれほど変わらないことが多いことも考えられることから、既存の会議体の内容を精査し、既存の会議と時間を切り分ける等した上で、重層的支援会議として活用することも効果的・効率的であると考えられる。その場合には、それぞれの会議体の目的及び役割の相違を十分に理解した上で適切な運営がなされるよう、配慮する必要がある。

56

### 3. 重層的支援会議の参加者

- 参加が必ず求められる者は、原則、多機関協働事業者と自治体職員である。
- また、重層的支援会議で検討する中で、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業の必要性が表面化する場合もあることから、原則として両事業者も参加することが望ましい。
- また、事例の内容に応じて、支援関係機関のみならず、本人や世帯を取り巻く地域の関係者や地域住民などの参加も望ましい。ただし、会議開催の構成員を増やしたために会議の機動性が低下したり、事務負担が大きくなることのないよう、十分に配慮することが重要である。
- 参加者の検討にあたっては、福祉分野以外の関係者の参加も検討することにより、重層的支援会議を通じて新たなつながりや分野を超えた関わりをつくることも期待される。
- いずれにしても、アセスメントの方法や課題の整理の方法等が適切であるかを客観的に検討できる者が参画することが望ましい。
- 本人の参加は必須ではないが、参加することが本人にとって有益である場合には、本人の状況を十分に考慮したうえで参加してもらうことも考えられる。その際、相談者によっては、多くの人の前で話をするに慣れていなかったり、精神状態が不安定であることなどから、無理に参加を求めることがないよう留意しなければならない。
- なお、重層的支援会議の参加者は、毎回同じである必要はなく、事例によって参加者を変えるなどの柔軟な対応が可能であり、事例の緊急度や困難度を踏まえた適切な開催が重要である。

#### <参考>

- 生活困窮者自立支援制度における支援調整会議の参加者は、原則として自治体担当者と自立相談支援事業の支援員とされている。
- また、自立相談支援事業の手引きにおいては、「必要に応じてサービス提供事業者、専門機関・専門職（弁護士、医師、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、作業療法士、保健師、司法書士、ハローワーク職員など）が想定される」としている。

57

### 4. 会議の主催・実施

- 重層的支援会議は、多機関協働事業者が主催する。
- また、支援関係機関の招集を円滑に行うため、招集については自治体が関与することも考えられる。
- 自治体職員については、法に基づく事業の利用について支援決定を行う。当初想定していなかったものの、重層的支援会議の議論の結果、支援決定が求められる場合も考えられることから、原則として、自治体職員は全ての重層的支援会議に参加をするものとする。
- なお、法に基づく事業とは、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業のことを指す。

58

## 5. 開催のタイミング

- 重層的支援会議の開催は、以下4つのタイミングで必ず開催する必要がある。  
多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業による、
- ① プラン策定時
  - ② 再プラン策定時
  - ③ 支援終結の判断時
  - ④ 支援中断の決定時(※)
- このほか、支援の進捗状況の把握やモニタリングのタイミングなど、支援を円滑に進めるために必要と考えられる場合には適切に開催することが求められる。なお、そのような場合には、重層的支援会議としてではなく、ケース会議や事例検討といった形態で適宜開催することも考えられる。
- ※ 支援の中断時は、本人と完全に連絡が取れなくなったときに判断をするものである。しかしながら、判断に当たっては、関係者や地域住民から情報収集を行ったり、自宅訪問を行うなど、できる限り本人とコンタクトをとるよう働きかけることが重要である。

59

## 6. 主な検討内容

| 開催時期     | 主な内容   |
|----------|--|
| プラン策定時   | ・アセスメント結果に基づく本人の目標、支援方針、プラン内容<br>・各支援関係機関の役割分担の確認<br>・モニタリングの時期の検討 等 |
| 再プラン策定時  | ・本人の状況変化の確認、評価<br>・現プラン評価<br>・再プラン内容の確認(プラン策定時の内容と同様)                |
| 支援終結の判断時 | ・本人の目標達成状況、本人に関わる支援者の状況等の確認<br>・支援終結の評価、フォローアップの必要性やその方法の確認          |
| 支援中断の決定時 | ・本人との連絡が完全に取れなくなった場合等における、支援の中断の決定                                   |

60



## 7. プラン確定に向けた手続き

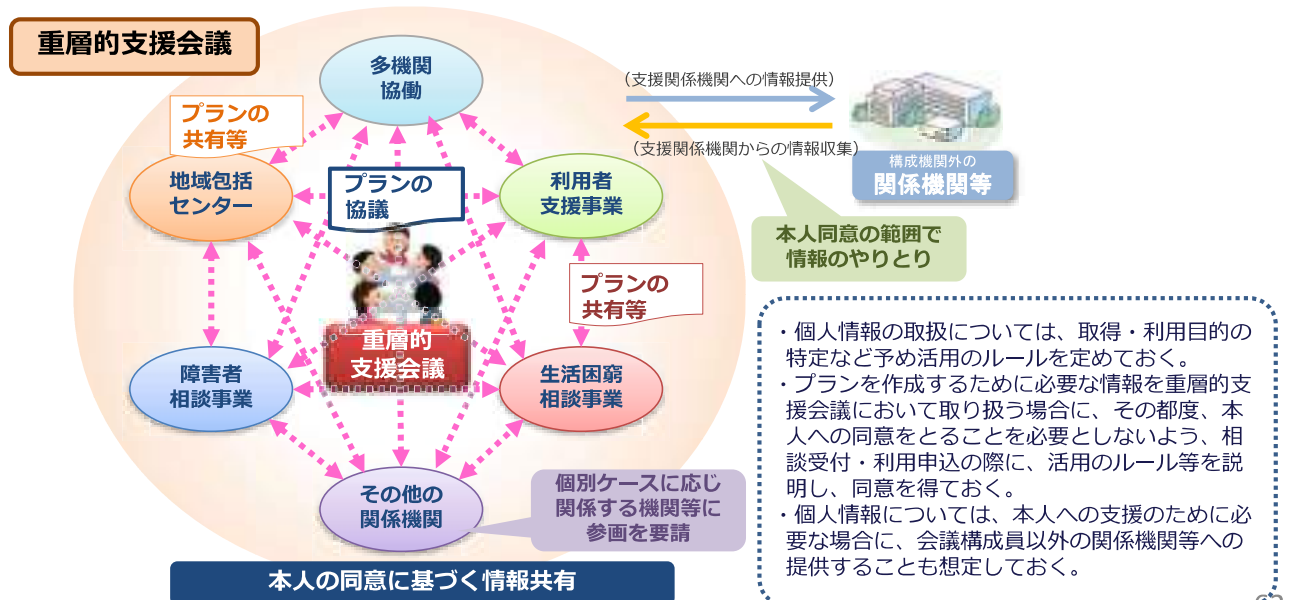
- プランが確定するまでの手続きを整理すると、下記に示した3つのパターンが考えられ、法に基づく事業等がプランに盛り込まれるか否かによって「確定」のタイミングが異なる。
- 法に基づく事業等を含むプランは、自治体による支援決定後に確定することになり、法に基づく事業等を含まないプランは、重層的支援会議で了承後に確定することになる。

| プランの内容                 | 支援決定または確認  |
|------------------------|--|
| ①法に基づく事業のみのプラン         | <ul style="list-style-type: none"> <li>支援決定は必要</li> <li>プランに記載された課題と支援の方向性に対して、法に基づく事業等の提供が適切か判断し、法に基づく事業等による支援(支給を含む)を行うこと、および支援の内容について決定する</li> </ul>  |
| ②法に基づく事業とそれ以外の支援を含むプラン | <ul style="list-style-type: none"> <li>法に基づく事業等については上記①と同様</li> <li>法に基づく事業等以外の支援については、自治体の支援決定は行われない。ただし、法に基づく事業等以外の支援の提供状況は、法に基づく事業等の決定に影響を及ぼす可能性があることから、法に基づく事業等以外の支援についても内容を確認する。</li> </ul> |
| ③法に基づく事業を含まないプラン       | <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体へのプランの報告</li> </ul>  |

61

## 重層的支援会議について

- 重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たすものである。
  - ・ プランの適切性の協議
  - ・ プラン終結時等の評価
  - ・ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
- 重層的支援会議においては、相談者本人に対する具体的な支援の提供方法等について協議するものであることから、協議の対象となるケースについては、個人情報について関係機関との共有を図ることについて本人同意を得ることとする。



62

# 重層的支援会議の開催方法等

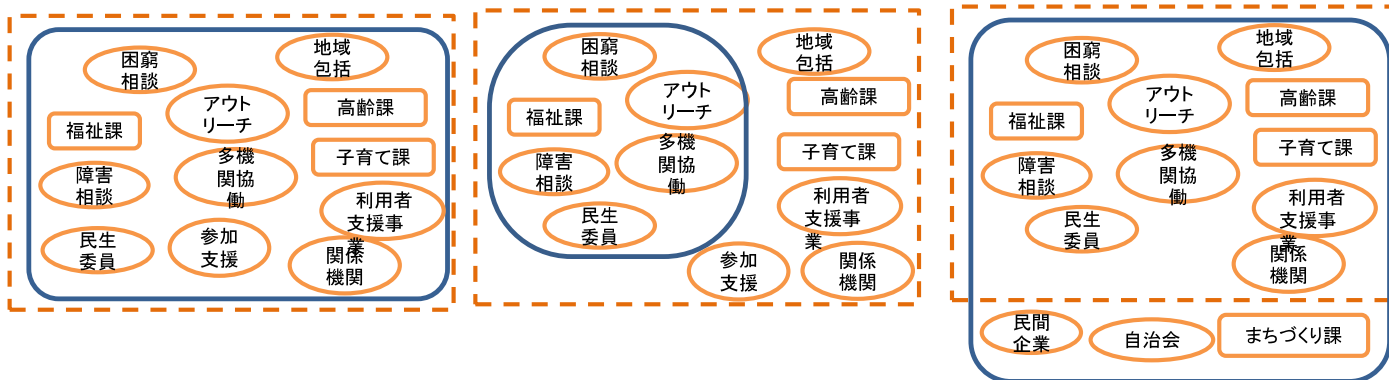
- 重層的支援会議については、その開催目的などに応じて、参加者、開催頻度など様々な開催形態を組み合わせることで考えられる。
- また、地域ケア会議、要保護児童地域対策協議会などの既存の会議体と組み合わせるなど効率的・効果的な実施方法を検討することが重要。

## 重層的支援会議の開催方法(例)

定期的な、複数ケースをまとめて協議するため、会議構成員の全員が参集して開催する場合

早期に支援プランを策定するため、随時、個別のケースに関する機関のみで開催する場合

地域の社会資源の開発や地域住民の支援等を検討するため、会議の構成員を追加して開催する場合



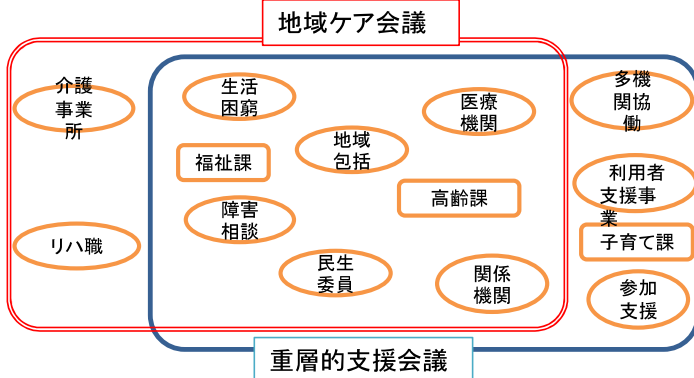
: 既存の会議体の基本的な構成機関  
 : 重層的支援会議の基本的な構成機関

# 重層的支援会議の開催方法等

## 他の会議体とあわせて開催する例

① 構成員が同一で、他の会議体と重層的支援会議を兼ねて開催する場合

② 構成員が一部重複しており、他の会議体の開催日に合わせて重層的支援会議を開催する場合



※ 地域ケア会議など分野別の会議体で協議すべき事案と、重層的支援会議で協議する事案が区分される場合は、前半は地域ケア会議として、後半は両会議体を兼ねる形とするなど、議題に応じて開催形態を区分することも考えられる。

※ 個別の会議体と、重層的支援会議の構成員の一部が重複する場合、例えば、先に地域ケア会議として実施後、一旦地域ケア会議としては閉会した上で、重層的支援会議の構成員にはそのまま引き続き重層的支援会議として開催することも考えられる。

### 【留意事項】

・個人情報の取扱について、①の場合、会議参加者全員が重層的支援会議の構成員となるため、重層的支援会議内で情報を取り扱うことについて本人同意を得ておく。②の場合、地域ケア会議のみの構成員に対しては、重層的支援会議の情報共有に関する本人同意の範囲外となるため、重層的支援会議の構成員のみでの協議とする。また地域ケア会議のみの構成員が個別ケースの協議に必要な場合については、予め随時に重層的支援会議の構成員とするか、他の会議体の構成員への情報提供について同意をとるなどの対応が必要。

※ 重層的支援会議内の情報共有について本人同意が得られていないケースを扱う場合は、「支援会議」として開催する。  
 ・必要に応じて、それぞれの会議の設置規定や開催費用の負担方法を調整しておくことが必要

# 3. 支援会議

## 支援会議と重層的支援会議の違いについて

### 支援会議（第106条の6）

- 支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものである。
- 支援会議の構成員の役割は、次のとおり。
  - ・ 気になる事案の情報提供・情報共有
  - ・ 見守りと支援方針の理解
  - ・ 緊急性がある事案への対応
- 支援会議は、支援する側の事務を円滑に行うために開催するものではない。あくまで潜在的な相談者に支援を届けるために行うものであり、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができていない人へ支援を行うために開催するものである。

### 重層的支援会議

- 重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランを共有したり、プランの適切性を協議するところである。
- 具体的には、主に次の4つの役割を果たすものである。
  - ・ プランの適切性の協議
  - ・ 支援提供者によるプランの共有
  - ・ プラン終結時等の評価
  - ・ 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

# 支援会議の仕組み

- これまでの複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから情報共有が進まず、深刻な課題の状態を見逃してしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視されてきた。
- このため、重層的支援体制整備事業では支援会議を法定し、会議体の構成員に対して守秘義務をかけることによって、**支援関係者間の積極的な情報交換や連携ができるようにした。**

※ **支援会議の機能や役割が適切に果たせるのであれば**、各自治体の判断で生活困窮者自立支援法に基づく「支援調整会議」はもとより、介護保険法に基づく「地域ケア会議」や障害者総合支援法に基づく「(自立支援)協議会」、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」など**既存の会議体を「支援会議」として活用することは差し支えない。**

## 現行制度における課題

- 支援における情報共有は**本人同意が原則**
  - ・ 本人の同意が得られないために支援に当たって連携すべき庁内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案
  - ・ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の中で把握・共有されていない事案等の中には、**世帯として状況を把握して初めて課題の程度が把握できる事案**がある。

例



各法における守秘義務

## 支援会議を設置した場合

- 関係機関がそれぞれ把握している複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う
- **守秘義務の設定**
  - ・ **本人同意なしで、関係機関で気になっている複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。**

例



支援会議における守秘義務

67

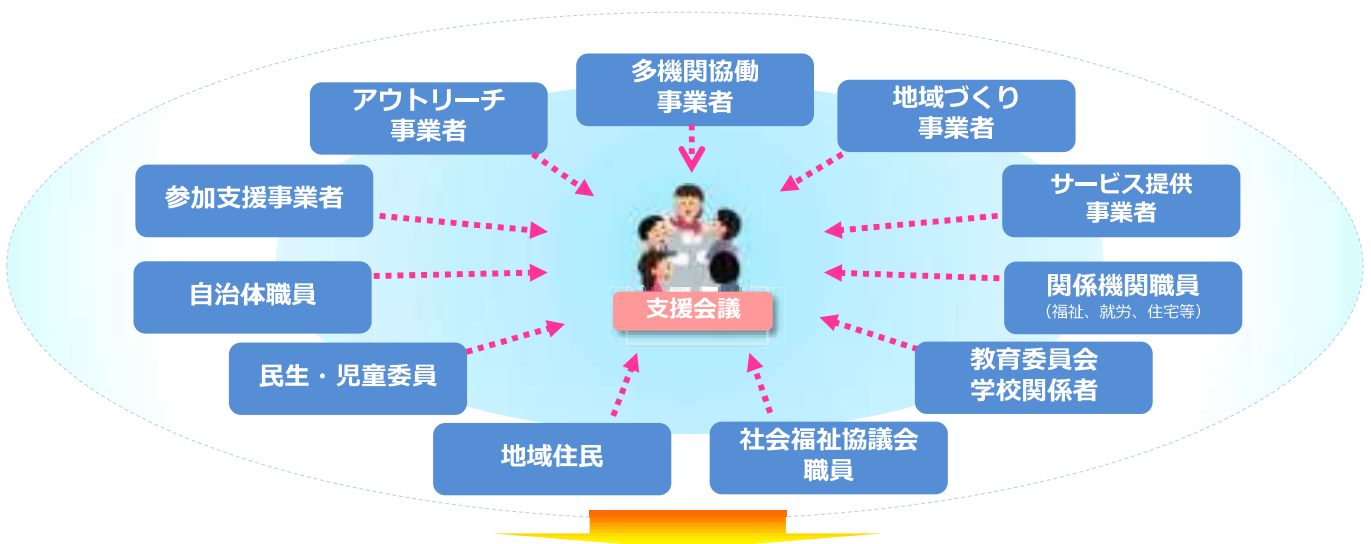
# 支援会議の構成員

- 支援会議の構成員については、主に以下の者や機関を想定している。
  - ◆ 行政機関（労働・住まい・保健医療・教育・農林水産等） ◆ 各分野の相談支援機関やコーディネーター ◆ サービス提供事業者
  - ◆ 医療機関 ◆ 協同組合 ◆ 学校 ◆ NPO ◆ 社会福祉法人 ◆ 地縁組織 ◆ ボランティア等の活動団体 ◆ 専門職団体 ◆ 民間企業 など

※ メンバーそれぞれに守秘義務がかけられることを前提に支援会議のメンバーを案件や開催時期等によって異なるものとする可

構成員への謝金など『支援会議の設置・運営に要する費用』については、**重層的支援体制整備事業の国庫負担対象経費として取扱うものとする**

(参考) 支援会議の構成員のイメージ



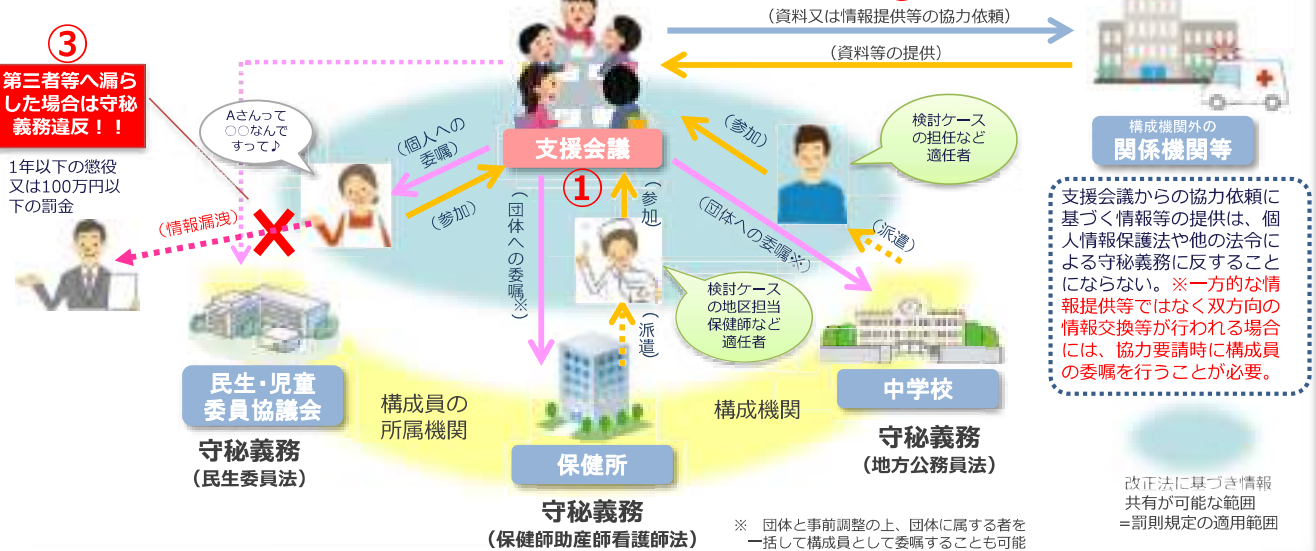
関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって関わることの体制づくりが各地域において推進される。

68

# 支援会議における守秘義務の適用範囲

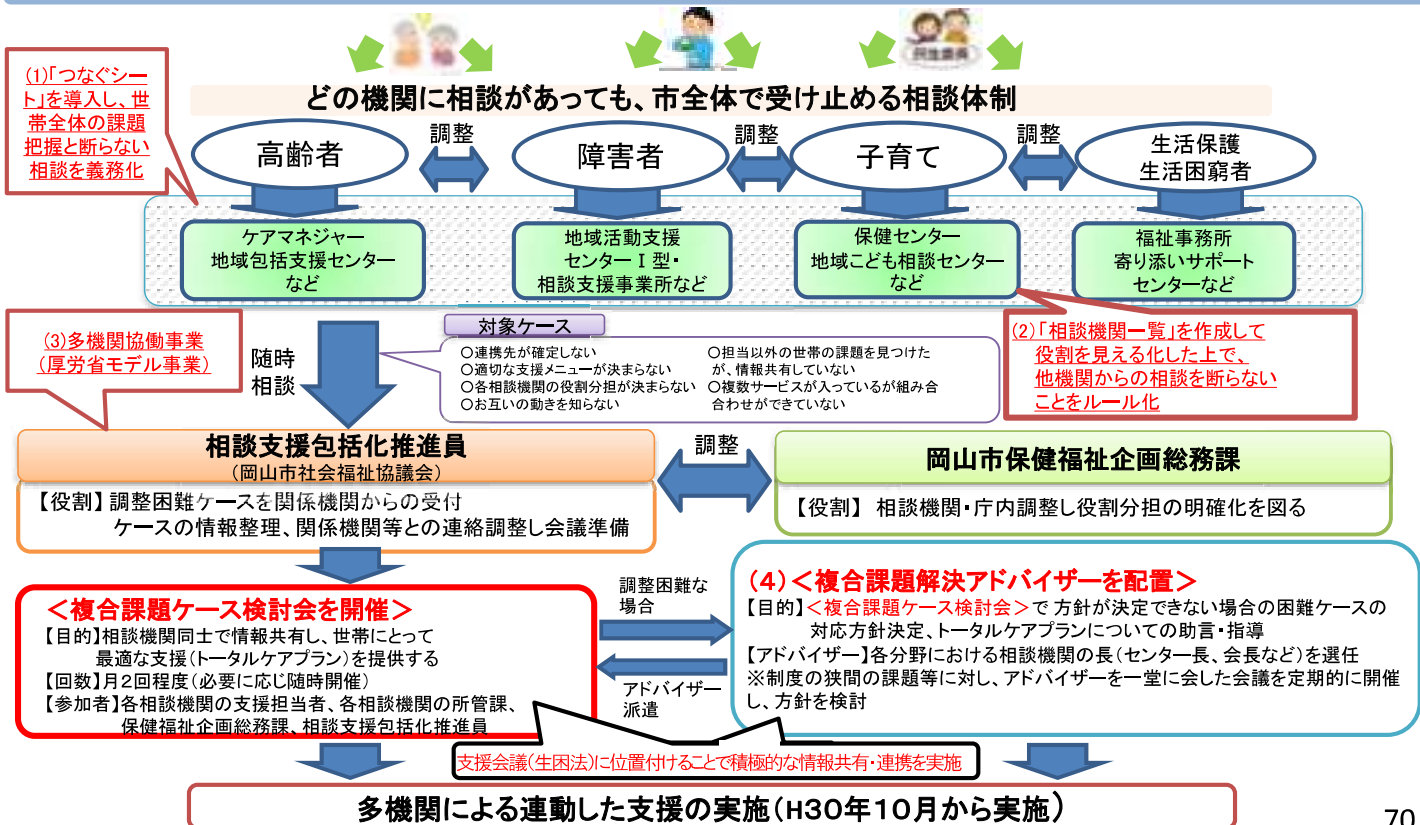
- ① 改正法では、重層的支援体制整備事業に関わる関係者間の情報の共有及び支援体制の検討を行う会議を法定し、**会議体の構成員に対して守秘義務をかけることで本人の同意がとれないケースであっても、必要に応じて地域における課題を抱える住民に関する情報共有を行えるようにした。**
- ② また、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために情報の交換等を行う必要がある場合は、**関係機関等に対して「課題を抱える地域住民に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること」が可能になる。**
- ③ なお、支援会議の構成員は正当な理由なく、支援会議の中で共有された課題を抱える地域住民に関する個人情報等を支援会議の外へ漏れいさせるなど**守秘義務に違反した場合には、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処されることになる。**
  - ※ なお、支援会議においても、地方税法第22条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報より厳しい守秘義務が課せられている**税務職員が有する納税者等の情報を本人の同意なく共有することまでは想定していないことに留意が必要。**

(参考) 守秘義務の適用範囲のイメージ図



## 岡山市 複雑化・複合化した相談に対応する体制(複合課題ケース検討会と複合課題解決アドバイザー)

- ・ワンストップ窓口を作るのではなく、様々な相談機関でこれまで培ってきた各分野の専門性をいかしながら、それぞれの相談機関が連動する体制を推進。
- ・複数の制度に基づくサービスの組み合わせを調整することで、世帯にとって最適なサービスを提供する。



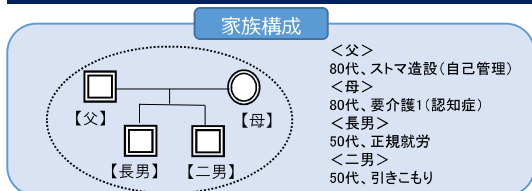
# 複合課題解決アドバイザー

- 各分野における相談機関の長（センター長、会長など）を複合課題解決アドバイザーとして選任。
- 複合課題解決アドバイザーは、困難ケースの対応方針の決定や、世帯のトータルケアプランについての助言・指導を行う役割を担う。（※令和元年度から医療分野に保健所長（医師）を選任）

| 分野          | 所属  | 職・氏名      |
|-------------|---|-----------|
| 医療          | 岡山市保健所                                    | 所長        |
|             | 岡山市保健福祉局保健福祉部医療政策推進課<br>地域ケア総合推進センター      | 所長        |
| 高齢者福祉       | 岡山市地域包括支援センター                             | 総センター長    |
| 障害福祉        | 岡山市障害者自立支援協議会                             | 会長        |
|             | 岡山市保健福祉局障害・生活福祉部                          | 部長        |
| 保健          | 岡山市保健福祉局保健福祉部                             | 保健政策担当部長  |
| 精神保健        | 岡山市保健福祉局保健所健康づくり課                         | 精神保健担当課長  |
| 福祉サービス・生活保護 | 岡山市保健福祉局障害・生活福祉部                          | 参事        |
| 児童福祉        | 岡山っ子育成局子育て支援部<br>こども総合相談所                 | 所長        |
|             | 岡山っ子育成局子育て支援部<br>こども福祉課                   | こども家庭支援係長 |
|             | 岡山市発達障害者支援センター                            | 所長        |
| 生活困窮        | 岡山市社会福祉協議会<br>生活支援・総合相談課（岡山市寄り添いサポートセンター） | 室長        |

71

## 新型コロナウイルス感染症で入院、退院後の自宅生活に課題を抱える8050世帯



**支援のきっかけ**

新型コロナウイルス感染症で父と長男が入院がしていた。父は入院前、介護サービスを利用しておらず、長期入院の影響で筋力の低下や認知機能の低下が危惧されていた。関係機関は入院前と同様の自宅生活を継続できるよう支援体制を整えたいが、**関係機関が感染症元患者への対応に不安を抱え、支援方針が定まらなかった**ことから、支援に入っていた保健センターより相談支援包括化推進員へ相談が入った。

**支援内容**

**<複合課題ケース検討会を開催>**

- 保健所保健課医療専門員より感染症に対する正しい知識、具体的な予防策、留意点等について説明をしてもらった。
- 各機関が関わってきた支援などの情報を整理しながら、それぞれの関わりを確認した。生活歴や本人及び家族に関する最近の情報を基に、今後の支援について具体的に意見を出し合った。

**<世帯の課題>**

関係機関が一堂に会す会議を開催したことで、以下のような課題が明らかになった。

- 長男が勤務後、買い物や食事等準備しており、長男が就労している時間帯の食事は、父が自転車でスーパーなどへ買いに行っていた。元々支援をあまり受け入れない家族であったが、今回、家事を行う中心的な担い手の父と長男が入院したため、残された家族（母：認知症、二男：引きこもり）だけで在宅生活を続けていくことが難しかった。
- 母はデイケアを利用していたが、父と長男の新型コロナウイルスの感染による濃厚接触者で自宅待機による健康観察が必要になったため、デイケアの利用がストップし、健康観察終了後も数週間サービスを利用しないままだった。

**<多機関との連携による支援>**

- 保健所保健課より、**感染症に対する正しい知識を情報提供してもらい、感染症患者への関わり方に関係機関の共通認識ができたことにより、支援へのアプローチがスムーズになった。**
- 父の介護保険申請や母の介護サービス利用に関わる支援については、介護支援の関係機関（福祉事務所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、デイケア事業所）が引き続き情報共有しながら支援に入る。
- 二男の**引きこもりに対する支援は、家族への支援を通して**、二男もしくは家族から支援の要望があれば、**タイミングを逃さず**、保健センターを中心に、必要があればこころの健康センターも一緒に支援を行っている。
- 何らかの理由で家族のバランスが崩れると、再び世帯で困ることが出てくる可能性もあるため、この世帯のキーパーソンである長男が望むように、家族が入院前と同様に自宅で生活していけるよう、関係機関が情報共有し連携しながら支援していく。
- 今後は職員研修や情報発信等を通じて、行政及び関係機関が感染症に対する正しい知識を理解し、共有していく。また、各分野の事業所や支援団体に周知していくことで、本人及びその家族に寄り添った支援を実現していく。

**複合課題ケース検討会 参加者一覧**

|                           |
|---------------------------|
| 保健センター                    |
| 地域包括支援センター                |
| 在宅介護支援センター                |
| デイケア事業所                   |
| (新)福祉事務所所長、担当係長           |
| (新)保健所保健課長、医療副専門監         |
| (新)地域包括ケア推進課課長、課長補佐       |
| (新)こころの健康センター（精神保健福祉センター） |
| (新)保健政策担当部長（アドバイザー）       |
| (新)健康づくり課精神保健担当課長（アドバイザー） |
| (新)高齢福祉部長                 |
| (新)保健福祉企画総務課              |
| (新)相談支援包括化推進員             |

(新)…相談支援包括化推進員が関わることで、新たに入った機関

**効果**

- 感染症患者への支援に関わる関係機関が、**感染症に対する正しい知識を理解することで感染症に対する不安の軽減につながった。世帯に対する支援へのアプローチのタイミングなど、関係機関が情報共有し連携しながら支援体制を整えていくことができた。**
- 感染症に対する正しい知識等を部長、課長も含め関係職員全体で共通認識を持つことで、今後同様の事例があっても対応することができる体制ができた。

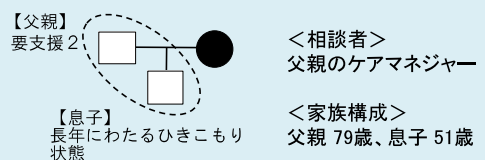
# 参考資料

## 多機関協働事業による支援事例 ①

### 支援対象者及び世帯の状況／相談の経緯

- 要支援状態の父親と引きこもりの息子の二人暮らし。父親は進行性の疾患があり、病院で入院治療とリハビリを勧められたが、不在の間の息子の生活が気になり、入院するかどうか迷っている。
- 息子の状況について、支援関係者らは把握していたが、これまでは支援のきっかけが掴めず、今回の父親の入院をきっかけにケアマネジャーが多機関協働事業につないだ。

### 家族構成図



### ＜相談の開始＞

多機関協働事業がケアマネジャーからの相談を受け、支援を開始することとなる。

### ＜複合的課題の解きほぐし＞

多機関協働事業者は相談者と家族が抱える課題をアセスメントする。

- ・ 現在、経済的な不安はないが、父親は親亡き後の息子の生活に漠然とした不安を感じているものの、どうすればいいかわからない。
- ・ 息子は20年以上引きこもっており、以前は父親に「働きたいが自信がない」と話していたことがあるとのこと。

### 課題解決に向けた支援の見立て

- 息子：父親が入院している間の食事の確保（ヘルパーの自費利用）  
アウトリーチ事業によるひきこもり状態からの脱却（まずは、訪問による関係づくり）と、就労に向けた参加支援事業の利用
- 父親：退院後の在宅療養に向けた環境整備

### ＜支援の方向性の整理＞

- ・ 支援プランを作成し、重層的支援会議を開催する。支援関係機関である居宅介護支援事業所のケアマネジャー、病院の医療ソーシャルワーカー、ヘルパー事業所、アウトリーチ事業と参加支援事業の担当者らと支援の方向性を共有し、それぞれの機関の役割分担を行う。

### ＜支援の実施＞

- ・ 各支援関係機関や関係者らによる支援が開始される。多機関協働事業者が適宜聞き取り等を行い、進捗状況をモニタリングする。
- ・ 円滑な実施状況を確認し、一定の見通しがついたため、多機関協働事業による支援を終結。

### 多機関協働事業による支援の必要性

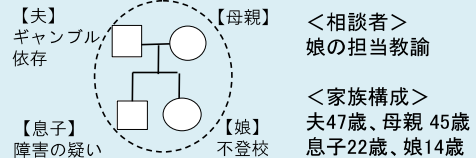
- 複雑化・複合化した課題に関しては、本人の気持ちの動きに添った支援が求められ、支援実施のタイミングが重要になることから、支援関係機関間の連携が必要。
- 制度の狭間にあるケースに対応する場合には、制度上に位置付けられた支援関係機関のみでは、本人への働きかけや具体的な支援メニューにつなぐことが困難であるため、多機関協働事業の支援により、アウトリーチ事業や参加支援事業の利活用をコーディネートしていくことが求められる。

## 多機関協働事業による支援事例 ②

### 支援対象者及び世帯の状況／相談の経緯

- キャンブル依存の夫、不登校の娘、障害の疑いのある息子と母親（妻）の四人暮らし。娘が学校を休みがちであり、担任教諭が母親と面談したところ、「娘の素行が乱れ、不登校気味であることに加え、夫や息子のことで悩んでいる。」との相談を受けた。
- 困りごとが多岐にわたり、どこに相談すればよいか分からず、多機関協働事業による支援につながった。

### 家族構成図



### 〈相談の開始〉

娘の担当教諭からの相談を受け付け、母親からの利用申し込み手続きを行う。

### 〈複合的課題の解きほぐし〉

担当教諭が把握していた情報を基にアセスメントを深め、課題の背景や現状を明らかにし、支援についての見立てを行う。夫は飲食店経営の倒産をきっかけに、昼間からの飲酒とパチンコの毎日。娘は父親の事業が倒産したことをからかわれ、不登校気味になり、勉強についていけなくなり、素行も乱れてきた。息子は短期間しか仕事が続かず、障害の疑いがある。母親も家計の状況が把握できておらず、各種料金の滞納がある。世帯の現状により、近隣から疎まれて地域で孤立している。

### 課題解決に向けた支援の見立て

夫：ハローワークでの求人活動  
娘：学習支援

母親：家計相談支援事業の利用（自立相談支援機関）  
息子：機関相談支援センターへの相談、就労訓練事業の利用  
世帯：地域との関係性のつなぎ戻し

### 〈支援の方向性の整理〉

- ・ 支援プランを作成し、支援協議会議を開催し、支援関係機関である学校、ハローワーク、自立相談支援機関や参加支援事業の担当者、地域の関係者らと支援の方向性を共有し、それぞれの役割分担を行う。

### 〈支援の実施〉

- ・ 各支援関係機関や関係者による支援が開始され、適宜聞き取り等により支援の進捗状況をモニタリング。円滑な実施状況を確認し、一定の見通しがついたため、多機関協働事業による支援を終結。

### 多機関協働事業による支援の必要性

- 複合的な課題は解きほぐしに時間と労力が掛かり、単独の支援関係機関では対応に限界があり、関係者が増えるほど情報共有にも困難さが生じる。
- また、支援する中で新たな課題が発見されることや、ライフステージの変化等から新たな課題が発生する場合などがある。多機関協働事業により支援全体を俯瞰して調整を行うとともに、支援の終了後も新たな課題の発生に備え、支援機関や関係者と情報共有ができる体制整備を行うことが重要。

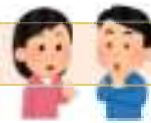
75

## アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施方法の考え方

- 事業を「直営」もしくは「委託（全部委託・一部委託）」により実施するかどうかについては、直営・委託それぞれの強みを踏まえつつ、個々の市町村における支援体制の状況に応じて検討されるもの。
- 事業を委託して実施する場合、委託先の事業者を選定する視点として、①対象者の課題を適切に把握できる機能を備えているか、②継続的に関わることができる体制があるか、③地域の関係機関等（福祉分野以外も含む）と良好な関係性を構築できているか等が考えられる。

| 実施方法    | 直営  | 委託   |
|---------|---|--|
| 想定される強み | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政庁内関係部署と協力したアウトリーチ体制を構築することができる。（介護、障害、子育て、生活困窮をはじめ、消費者相談、納税、水道、環境部門などとの連携が考えられる）</li> <li>○ 庁内にアウトリーチ等のノウハウが蓄積され、庁内全体で支援が届いていないと考えられる対象者の情報を早期に把握することにつながる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間事業者が有するアウトリーチ等に関する専門性やノウハウを活用することができる。</li> <li>○ 地域に根付いた活動基盤がある場合、その地域の各事業者との円滑な連携や、社会資源の効果的な活用が期待できる。</li> <li>○ 既存の相談支援事業等を実施する事業者によりアウトリーチを委託することにより、各種事業と有機的に連携させることができる。</li> </ul> |

### 委託先の例と想定される効果



- 多機関協働事業者に委託  
例：地域の各相談支援事業所等の関係機関と連携体制を構築する多機関協働事業者によりアウトリーチ等事業を委託することにより、重層的支援会議や各関係機関から定期的に対象者把握のための情報を得ることができ、迅速なアウトリーチの展開につながる。
- 地域づくり事業者や参加支援事業者に委託  
例：地域住民に身近な場所で活動する事業所にアウトリーチ等事業を委託することにより、地域住民の対話や変化を日常的に捉え、支援が必要な者・世帯の情報を幅広く把握することができる。
- 既存の相談支援事業者に委託  
例：地域包括支援センター運営を受託している事業者によりアウトリーチ等事業を委託することにより、これまで地域包括支援センターのみで対応するには負担が大きかった8050世帯への支援体制を強化することができる。

76



- 地域づくりに向けた支援とは、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援を目指すものである。
- そのためには、「人」と「場」の両方の機能を整備することが必要である。

人

- ・ ケアし支えあう関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能（地域づくりのコーディネート機能）

※ 個人の活動や人のコーディネートのほか、地域のプラットフォームの2つの機能を担保することが重要である。



場

- ・ 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所（場や居場所の確保支援）



※ 同世代や同じ属性の人が交流することを目的とした場のほか、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所も重要な役割を果たす。

コーディネート機能を活かした「地域づくり」の事例①（秋田県羽後町）

- 羽後町仙道地区では、秋田県版小さな拠点である「お互い様スーパー」が地域課題解決の拠点になっており、交流スペースを活用し、引きこもりの若者との交流などの活動も展開している。
- 地域おこし協力隊として、他の地域から移り住んだ若者が、新しい視点での気づきを発信し、地域おこし協力隊の任期を終えた現在も集落支援員として地域を支え、コーディネート機能の一部を担い、分野を超えた取組に発展している。

仙道地区の課題として、「高齢者のみの世帯が増え、雪下ろしができない。」「公共交通機関が撤退したが、日常の買い物に困るだけでなく、住民が集う場所や機会が減り、つながりが薄らいでしまう。」といった現状がある。

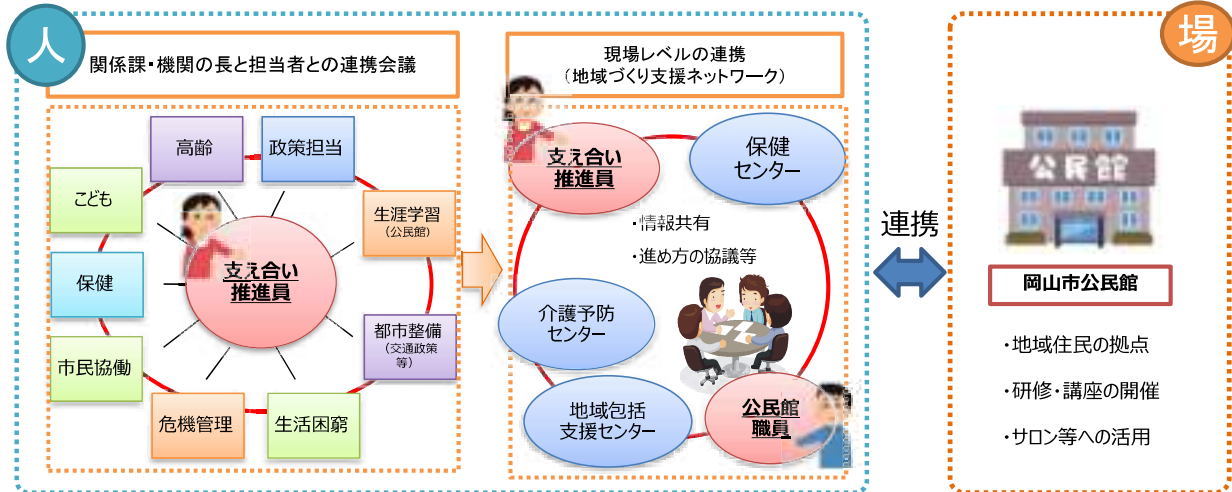


# コーディネート機能を活かした「地域づくり」の事例②（岡山市）

- 地域づくりの拠点の一つである「公民館の職員」と「支え合い推進員（生活支援コーディネーター）」が連携し、地域支え合い活動を協働でコーディネートするために、計画レベルから連携を位置づけ、庁内・現場・地域のそれぞれのレベルでの連携強化を図っている。
- 公民館職員は様々な団体と連携しながら、地域課題解決のための学びや地域づくりを支援しており、支え合い推進員が活動するにあたり、これまでのノウハウや地域での人脈等を結集し、協働しながら戦略的に地域づくりを推進。

保健福祉の上位計画である地域共生社会推進計画（地域福祉計画）と公民館基本方針において、地域づくりを推進するための連携を位置づけ。関係課・関係機関との連携会議を行うとともに、地域づくり支援ネットワークを立ち上げ、情報共有や今後の進め方を協議。（概ね1か月に1回開催）

支え合い推進員や公民館等が一体的に動いていることを地域住民に伝え、地域住民の困り事相談や社会参加の場の創出を実施したことにより、地域の困りごと解消や参加する高齢者の健康寿命延伸、孤立化防止に繋がるとともに、地域の持続可能性が高まり、SDGsの達成にも寄与している。

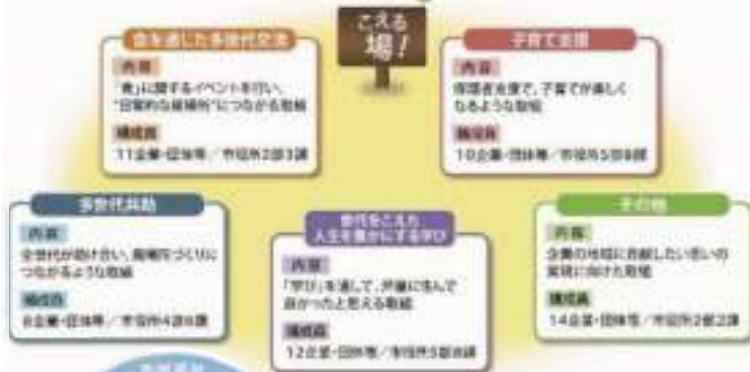


# 多種多様なプラットフォームの事例①（兵庫県芦屋市）

平成29年度から、行政改革と連動したプロジェクトとして、「健康増進」「高齢者の社会参加」「全世代交流」をテーマに「こえる場！」の取組を開始。地域活動を行っている企業・団体等と芦屋市がつながり、民との協働によって新たなアイデアを生み出し、ともにまちづくりを進め、複雑・多様化した課題の解決を目指している。この取組は、行政改革の一環として始まったところ、市の目指すべき未来が共有され、民間の多様な主体が中心となった協働が進むとともに、市職員の人材育成にもつながっている。

## 平成30年度「こえる場！」の取組

- ・企業・団体等が日ごろの活動の中で感じている地域課題や企業・団体等が持つ強みや資源に関連するテーマを提案。
- ・テーマに関心のある人が集まり、5つのグループに分かれて、取組を進める。



- ・庁内連携の推進（横断的な組織整備）
- ・公民協働型の職員の育成
- ・専門機関との連携
- ・地域における活動の促進
- ・企業・団体等多様な主体との連携
- ・目指すべき未来の共有



（参加企業）（令和元年8月時点）

アイザワ証券(株)／(株)アクティブライフ／朝日ヶ丘コミュニティスクール／芦屋いずみ会／(学)芦屋学園芦屋大学／(福)芦屋市社会福祉協議会／芦屋市商工会／(特非)芦屋市体育協会／芦屋市民生児童委員協議会／芦屋市レクリエーションスポーツ協会／(株)芦屋人／尼崎ENGAWA化計画／(株)笠谷工務店／(福)かんでん福祉事業団エルホーム芦屋／(福)きらくえんあしや音楽苑／(学)甲南学園甲南大学／(一社)コミュニティ援助センター／(特非)コミュニティリンク／(特非)さんびいす／(株)ジェイコムウエスト／(福)聖徳園あしや聖徳園／生活協同組合コープこうべ／地域福祉アクションプログラム推進協議会／ちきゅうっ子応援隊／(株)トライグループ／(特非)人間中心設計推進機構関西支部／阪急阪神ホールディングス(株)／兵庫県住宅供給公社／(福)兵庫盲導犬協会／(株)フィッシングマックス／(株)プランツ・キューブ／(株)ポップ・アイディー／ミズノ(株)／(株)三井住友銀行／(株)ラジオ関西

## 多種多様なプラットフォームの事例②（松戸市）

- 平成30年度より、市内15圏域での「地域づくりフォーラム」を実施し、地域住民が自分の住む地域の課題を認識し、自分たちで解決する意識の醸成を図りつつ、各圏域に生活支援コーディネーターを配置することにより、地域の声を地域ケア推進会議につないでいく仕組みを展開している。
- また、地域ケア会議を高齢者だけでなく、地域で生活するすべての人が集い、一緒に考える場として共生対応化することにより、地域だけでは解決が困難なことについても、地域住民との協働での解決を目指している。

### 平成30年度 地域づくりフォーラムの一例

#### いしばしよ 居場所 みつけましょ！ ～東部地区地域づくりフォーラム～



#### 地域の声をキャッチアップ

まつどNPO協議会(市民活動サポートセンター)・地域包括支援センター・聖徳大学・高齢者支援課が協働して開催。

地域の課題を地域で考える



生活支援コーディネーターを配置

地域住民だけでは解決が困難なこと

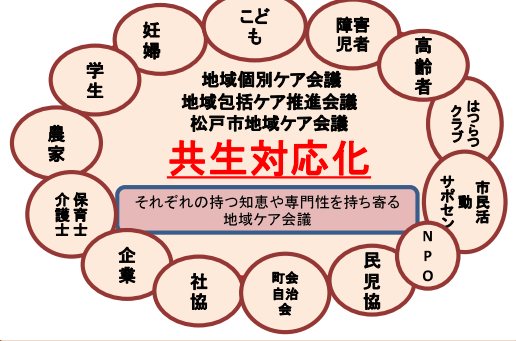
### 東部地区子ども食堂

- 地域づくりフォーラムでの気づきから、住民の有志らが町会の集会所を活用し、子ども食堂を開始。
- 地域の子ども達や住民らが、誰でも集える居場所づくりを実践。



### 地域ケア会議の共生対応化

- 地域だけでは困難な課題を検討・解決
- 他地区の好事例を横展開



## 多種多様なプラットフォームの事例③（東京都文京区）



文京区社会福祉協議会が、地域をつなぐ場として2016年4月に「フミコム」を開所。多様な主体が協働する場をコーディネート。地域ニーズを実現するために、「福祉」という切り口では担い手になり得なかった人の参画や、これまでつながっていなかった活動等をつなぎあわせ、地域課題の解決や地域活性化を目指している。

### 「つながる・つなげる・踏み込む」

- フミ：文京＝文(ふみ)の京(みやこ)
- コム：community communication
- 踏み込む！



◆フミコム cafe  
地域に関するさまざまなテーマのゲストの話の聞きながら、新たなつながりや、次のアクションを生み出すキッカケのイベント



◆団体力強化講座  
広報や資金獲得など、団体の組織運営や活動の企画する際のヒントとなる講座



◆企業や教育機関のネットワーク  
地域や社会貢献に関心のある企業や教育機関のネットワークを組み、新たなつながりをコーディネートすることで地域活性化や課題解決を図ります。

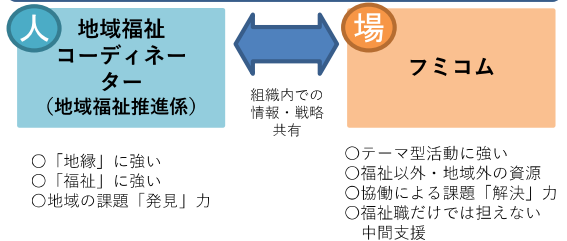
◆フミコム朝活  
休日の午前中に、地域活動にも役立つスキルを身につけ、地域で活躍する準備を応援する講座  
例) グラフィックコーディングなど

◆専門相談  
外部の専門家による団体の課題に合わせた各種相談

◆「Bチャレ」(健康公算型協働事業)  
NPO・企業・行政・学校・ソーシャルビジネス等の新たなつながりによる、地域活性化や地域課題解決のための協働事業を募集し、助成します。

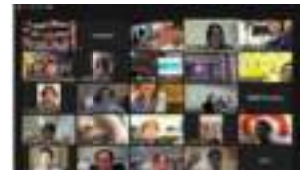
◆活動入門講座  
地域のことや課題を知った後のステップとして、各自ができる行動に踏み出すための準備の講座  
例) 縦断講座、定年前の世代別講座

### 地域福祉コーディネーターとフミコムの両輪での事業推進



### 集まらない時期にはオンラインで講座・イベントを開催

- フミコムで開催していた講座・イベントは、コロナウイルス感染症が広がって以降はオンラインで開催。
- コメント機能等を活用してゲストと参加者の双方向のやり取りも行い、新たなつながりを実現。



### 【フミコムの活動から見てきたこと】

- 専門的なアプローチで活動する主体は増えてきたが、課題が増えるスピードに解決されるスピードが追いつかない。  
⇒新たな担い手との新たなつながりが必要で、足りないのは 俯瞰して「繋ぐ人」
- 「地域性の活動」と「テーマ性の活動」の結節点をどこにつくるかの工夫と、「福祉」と「他分野」の「言語」の違いへの認識が必要
- 福祉と他分野が繋がることで新たな価値創造ができる

## 支援会議の事例（滋賀県野洲市）



### 開催方法

- **開催場所**  
野洲市役所内、関係機関
- **開催頻度**
  - ① 随時開催
  - ② 毎月1回定例開催

### 参加者

市民生活相談課長（総括者）が必要に応じて以下の機関を招集する

#### 市の機関

高齢福祉課・健康推進課・保険年金課・住宅課・学校教育課、子育て家庭支援課、納税推進課など多数の課・事業所

#### 外部機関

生活困窮者問題に取り組む団体 法律家  
草津公共職業安定所 社会福祉協議会  
その他総括者が必要と認める機関や団体

### 支援会議設置の経緯

- 野洲市では、生活困窮者自立支援法改正に伴い、平成30年12月に「野洲市くらし支えあい条例」を改正し、同条例25条に基づき支援会議を設置（既存の支援調整会議に機能を付加）し、平成31年1月より運用している

### 検討に向けた調整

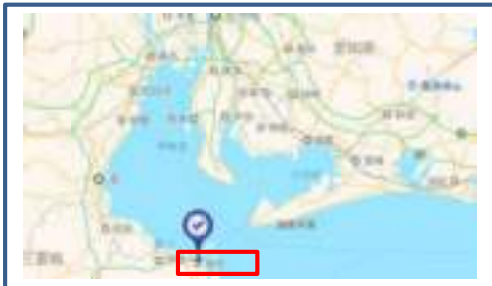
- ①随時開催にあたっては、支援対象者世帯に関係する機関等が参集し、必要な情報等を共有し支援調整を行っている
  - ・各関係課が実施するケース会議などの既存の会議体と共催するときもある・会議の通知及び会議で配布するレジュメには法9条の趣旨や守秘義務等の留意点を記載し注意を促している。
- ②毎月開催では、必要に応じ支援プランの修正や今後の支援方針及び各機関・関係者の役割の確認を行うなど支援プランの適切性をチェックしている。

### 会議で扱ったケース例

- 中高年のひきこもり事案
- 小・中学校の不登校、中学校卒業後のひきこもり事案
- 高齢者、子ども、障がい者に関する虐待のグレーゾーン事案
- 地域住民からの嫌がらせ事案
- 知的障がいのある身寄りのない人の生活支援及び死後の事務手続きに関する事案
- 生活困窮する沢山の子供がいる世帯の子育て支援及び困窮事案
- 自殺企図のある多重債務事案
- 生活困窮世帯における重複滞納の事案 など

83

## 支援会議の事例（三重県鳥羽市）



### 開催方法

- **開催場所**  
鳥羽市保健福祉センター内
- **開催頻度**  
随時開催

### 参加者

健康福祉課職員、社協職員、サービス提供事業所、関係する庁内の担当者、教育関係者、民生委員・児童委員、地域住民など

### 支援会議設置の経緯

- 鳥羽市では、保健福祉センター内に、自立相談支援機関、障害の一般相談事業所、地域包括支援センター、子どもの相談支援機関等があり、それぞれ相談を受けている。
- しかし、課題が複雑・複合的なケースについては、どこが主担当として動くのか、どのように支援していくかがあいまいで、連携の仕組みが構築されていなかった。
- そこで、支援会議を設置し複雑・複合的なケースについては、支援の入り口から複数の関係機関が集まって課題を整理することで、円滑に支援を進めている。

### 検討に向けた調整

- 会議の開催にあたっては、相談にあたった担当から「地域共生ケース会議受付表」に相談内容、関係機関等、今後関わりが必要となると思われる機関等を記入してもらう。
- 受付表をもとに、包括化推進員が、関係機関等と連絡調整を行い、会議の日程等を定める。
- ※ 会議の内容については、守秘義務及び罰則規定あり

### 会議で扱うケース

- 世帯員がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ別々の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、世帯全体の課題として、支援にあたって連携すべき関係機関・関係者間で把握・共有されていない事案
- より適切に支援を行うため、関係機関・関係者等と情報共有しておく必要があると考えられる事案
- 複合的課題があり、主担当が決まっていない事案

84

# 重層的支援体制整備事業実における 体制構築及び事業実施計画

## 1. 重層的支援体制整備事業における 体制構築

◆ 体制構築を進めるうえでの前提条件

- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすもの。
- 既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制とする。
- 社会福祉法第106条の4第2項に規定される事業全てを実施する。
  - ・ 各事業の実施要件（人員配置、設備基準）は引き続き適用される。
- 各事業は委託による実施も可能。
  - ・ 同じ事業を、直接実施と委託を組み合わせて実施する体制も含め、各自治体の実情に応じた体制の整備が必要。

重層的支援体制整備事業の実施にむけた体制構築

◆ 体制構築の進め方：各自治体の実情に応じて構築する

- 各市町村において、どのような体制を構築を目指していくか、また、そのためにどのように取り組みを進めていくかなど、整備する体制そのものに加え、その構築の過程も重要である。
- 事業実施にあたっては、庁内の関係部局とこれまで以上に連携するとともに、支援関係機関をはじめとする庁外の関係者とも議論を積み重ねること等を通じて、目指すべき体制やそれに向けてどのように進めるか等について、意識の共有を図ることが求められる。
- そのため、体制構築に関する基本的な考え方や進め方を以下で整理している。
- 体制については全国で同一の体制を整備するのではなく、地域の実情に応じて構築されるべきものであり、この資料で整理している具体的な進め方や体制の事例はあくまで一例であり、関係者が意見交換を進め、納得しながら、取組を進めることが重要である。
- また、体制構築後も、支援体制全体の状況を把握し、より適切な体制への見直しを行っていくことも必要となる。

## 重層的支援体制整備事業の実施体制・拠点の類型（例）

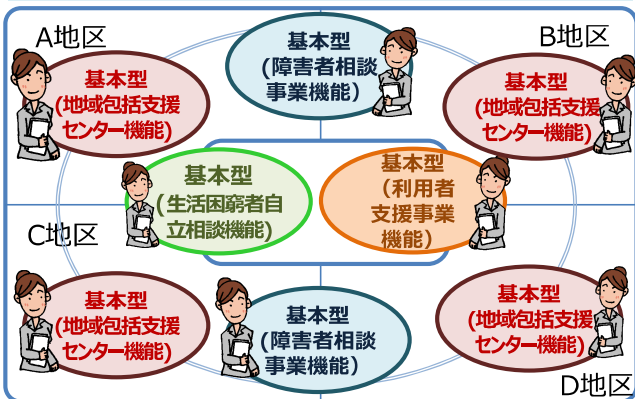
- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすものであり、個々の支援拠点の具体的な設置形態については、
  - ・既存の各分野の拠点のまま他の分野の関係機関と連携して対応する形態や、
  - ・いわゆるワンストップの総合窓口を設けるもの
 など様々な形態が想定される。
- 設置形態の類型化すると以下のとおりであるが、どのような実施体制とするか、既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制を、各市町村がそれぞれ地域の状況や関係者との意見を踏まえて検討いただくもの。

| 類型       | 内容  |
|----------|---|
| 基本型事業・拠点 | ○ 単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受けとめや、他の支援機関へのつなぎなど市町村の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応する。単一の事業の人員配置基準を満たす。 |
| 統合型事業・拠点 | ○ 複数分野（最大4分野）における既存の各事業の委託を受け、集約して支援を実施する形態。複数事業の人員配置基準をそれぞれ満たす。<br>※ 介護と障害のみ等、4分野のうち特定の複数分野に限り行う場合も含む。                     |
| 地域型事業・拠点 | ○ 地域住民に身近な場所等で相談等に応じる形態。住民自身も担い手となることも想定。活動は、改正社会福祉法に基づく事業実施計画や支援会議の仕組みを通じ、専門的バックアップを受けて実施。                                 |

5

## 拠点の類型を組み合わせた相談支援体制の整備例

既存の拠点の設置形態（基本型）は変更せず各支援機関間の連携を図る場合の例

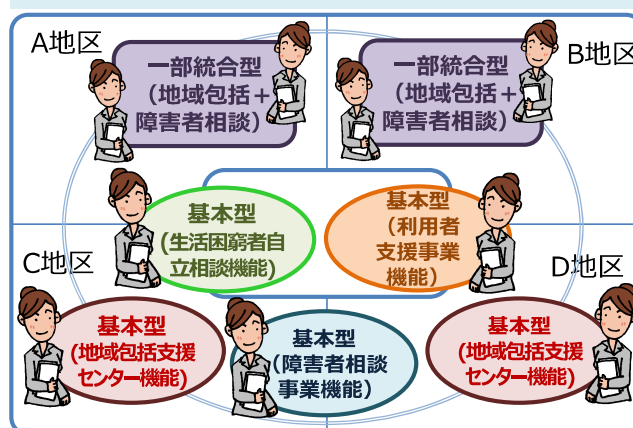


既存の拠点をまとめた統合型拠点を設置するとともに、住民身近な地域において地域型拠点を設ける場合の例



一部の拠点を統合型拠点とする場合の例

※ これら既存の関係機関による支援体制の整備に加えて、「参加支援」、「アウトリーチ支援」、「多機関協働」といった既存の事業を支えて支援体制の強化を図る新たな機能を追加



6

## 2. 重層的支援体制整備事業実施計画について

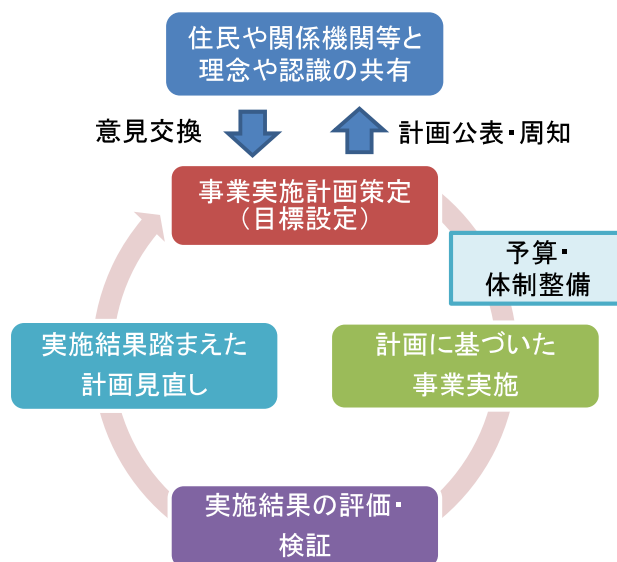
7

### 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

#### 計画策定の意義・目的

- 「重層的支援体制整備事業」については、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。
- 市町村は、本事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めることとしている。(法第百六条の五)
- この事業を実施する意義の一つは、包括的な支援体制の具体的な構築方針について、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にある。したがって、事業実施に向けた検討を行う際には、地域における関係機関等との間で、地域(住民)が抱えている課題を踏まえて、事業実施の理念や目指すべき方向性について認識の共有を図ることが重要である。
- また、本事業は、既存制度からの財源を一括化し、関係機関が連携の下で実施するものであることから、関係機関が円滑かつ効果的に事業を実施していくための手段として、
  - ① 上記の関係機関の共通認識を基にした事業実施計画の策定
  - ② 計画に基づいた事業実施
  - ③ 事業実施結果の評価・検証
  - ④ 実施結果等踏まえた計画見直し

PDCAサイクルにより、事業を実施していくことが必要である。



#### 計画に基づいた予算・体制の整備

- ・ 市町村においては、「重層的支援体制整備事業実施計画」に記載した内容に基づいて、当該事業の実施に必要な予算や体制を整備することとなる。
- ・ 国及び都道府県からの重層的支援体制整備事業交付金の算定にあたっては、その根拠として、計画の内容や実施状況について提出・確認を行う。

8



計画に記載する事項

- 重層的事業実施計画に記載する事項としては、以下のような事項を予定。(厚生労働省令により規定)
    - ① 重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉その他の福祉に関する基本方針  
(事業全体の実施目的、各分野の事業に共通する基本方針など)
    - ② 重層的支援体制整備事業について、相談支援、参加支援、地域づくり支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働のそれぞれの提供体制に関する事項(※下表の記載内容例を参照)
    - ③ 重層的支援体制整備事業の事業目標・評価指標  
(相談支援の相談受付件数、参加支援の支援対象者数・協力事業者数、地域づくり支援の参加者数・参加機関数など)
    - ④ 関係機関間の一体的な連携に関する事項  
(関係機関間の情報連携、重層的支援会議の実施方法など)
- ※ 計画策定にあたって各事項に盛り込むことが望ましい事項や策定のポイント等については、別途、その詳細について指針等において提示予定

※ 重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項の具体的な記載内容の例

| 各事業              | 記載内容・ポイント  |
|------------------|--|
| 相談支援             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援機関(窓口)の設置箇所数</li> <li>・各相談支援機関(窓口)の主な対象分野、設置形態(基本型、統合型、地域型)、運営形態(直営・委託)、各機関の対象圏域等</li> </ul>                                   |
| 参加支援             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における資源開発や利用調整等を行うコーディネート機能を担う体制等(担当機関、実施方法等)</li> <li>・参加支援を行う際に活用可能な社会資源、想定される連携先</li> </ul>                                    |
| 地域づくり支援          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域づくりのコーディネート機能やプラットフォーム機能を担う体制等(担当機関、実施方法等)</li> <li>・地域づくり支援の拠点の設置箇所数、各拠点の主な対象分野、設置形態、実施内容</li> <li>・その他地域づくりのための事業内容</li> </ul> |
| アウトリーチ等を通じた継続的支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトリーチ等を通じた継続的支援を担う体制等(担当機関等)</li> </ul>   |
| 多機関協働            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・多機関協働の調整機能を担当する機関の設置方法や体制等、重層的支援会議の開催形態など</li> </ul>   |

9

重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドライン(通知)(案)

ガイドラインの記載事項

- **重層的支援体制整備事業の狙い**
- **重層的支援体制整備事業の実施自治体に期待すること**
- **事業実施計画の目的と策定プロセス**
  - ・「重層的支援体制整備事業計画」は、複雑・複合化した支援ニーズに対応するため、介護、障害、子ども、生活困窮の各支援機関が連携して支援する体制の構築を目指すもの。
  - ・支援体制の構築については、地域における関係機関等との丁寧な意見交換など、十分な調整や協議を図った上で、各自治体の状況に応じた体制を整備していただくことが必要。
- **事業実施計画を策定する際の留意点**
  - ・必須の記載事項と任意の記載事項について
  - ・見直しのタイミングについて(PDCA・改定等のタイミング)
  - ・公表方法について
- **市町村地域福祉計画との関係性**
  - ・市町村地域福祉計画と重層的支援体制整備事業実施計画の役割分担
- **他の法定計画との関係性**
  - ※介護保険事業計画、障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画
  - ・他の法定計画における重層的支援体制整備事業として行う各種事業の位置づけ
  - ・個別の市町村が重層的支援体制整備事業を実施するタイミングと他の法定計画の改定タイミングとの整理

## 重層的支援体制整備事業実施計画の策定方針①

### □ 地域福祉計画と重層的支援体制整備事業実施計画の記載事項との関係性

- ・重層的支援体制整備事業(106条の4)は、106条の3に規定されている市町村の努力義務(第1号～3号の施策)の具体化の位置づけ
- ・従って、市町村地域福祉計画の策定ガイドラインを含む「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(通知)に記載されている地域共生社会の理念部分については、重層的支援体制整備事業の前提となるものである。
- ・重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、106条の3の努力義務を果たしている市町村であることを前提として、それをより積極的・高度に進める市町村との位置づけ。
- ・このため、重層的支援体制整備事業実施計画は、重層的支援体制整備事業の実施のために必要な事項に特化した内容とする。

### □ 必須の記載事項と任意の記載事項の整理

事業実施計画の策定プロセスは、地域の関係者間での理念の共有をはじめとして、ニーズの把握、事業実施体制の検討など、重層的支援体制整備事業の適切な実施の基盤となるもの。しかしながら、これらの議論を網羅的かつ十分に実施するには、相当の時間がかかることが想定される。

事業開始時の**必須の記載事項**は、新たな事業の事業費を見込む際の基礎となる以下の事項とする。

- ①相談支援機関、拠点等の設置箇所数、設置形態(基本型、統合型、地域型)
- ②参加支援、多機関協働事業、アウトリーチ事業の実施体制(どこに、どのような体制でおくか)
- ③重層的支援会議の実施方法
- ④関係機関間の連携に関する事項

そのほか、議論に時間を要する以下の記載事項については**任意の記載事項**とする

- ①重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉に関する基本方針
- ②重層的支援体制整備事業の事業目標
- ③重層的支援体制整備事業の事業評価・見直しに関する事項

※なお、計画の記載事項としては任意であったとしても、事業を開始するためには地域の支援関係者からの理解・合意を得る必要があるため、これらの項目の大枠や方向性は、事業開始の際には公表されてしかるべきものである。

11

## 重層的支援体制整備事業実施計画の策定方針②

### □ 計画の見直しのタイミング(計画を用いたPDCAの実施)について

必須の記載事項の変更が見込まれる場合には、該当の体制が変更となる事業年度に間に合うように、見直しに向けた議論を開始する。

任意の記載事項については、市町村毎に約3年～5年程度で設定するPDCAのスパンに合わせて、実施計画見直しの議論を行うことが想定される(なお、支援体制に係る関係者間の議論・調整は恒常的・継続的になされるべきものであり、この議論に基づく必要な見直しを妨げるものではない。市町村ごと、柔軟に実施いただきたい。)

中長期的な視点に立った記載(例地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉に関する基本方針: )については、重層的支援体制整備事業実施計画の前提となっている地域福祉計画の見直しタイミングとも合わせて考えることが有効。

### □ 公表のタイミングについて(特に計画変更の際)

公表の方法は市町村HPへの掲載などにより、支援関係者が随時でアクセス可能な状態にする。(計画変更があった場合も同様)

### □ 計画記載事項となる重層的支援体制整備事業の具体的な体制を議論する庁内の協議体の設置を必須とする

- ・メンバー 各事業を所管する課の職員、交付金を執行する課の職員、他の支援関係の事業を所管する課の職員(例 若者支援) 分野横断の政策のとりまとめ課(企画課系)
- ・議題 ①相談支援機関、拠点等の設置箇所数、設置形態(基本型、統合型、地域型)、②参加支援、多機関協働事業、アウトリーチ事業の実施体制(どこに、どのような体制でおくか)、③市町村内の支援機関全体の連携体制 など

### □ 重層的な支援体制のあり方や重層的支援体制整備事業の目標について議論する支援関係機関・市町村・住民などの協議体の設置に努める

- ・メンバー 支援関係機関・市町村の職員・地域住民等
- ・議題 地域共生社会の理念や重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉に関する基本方針

12

## 重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけ①

### 各種関連計画との関係①

- 地域福祉計画については、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉各分野における共通的事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられている。(法第107条第1項第1号)  
※ 地域福祉計画と各分野の計画については、その共通的事項について調和が保たれている必要がある。
- 重層的事業計画については、地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、重層的事業の実施に関する具体的な計画を定めるものであり、その内容は各関連計画の内容とも整合(注)していることが必要。  
※ 特に、重層的支援体制整備事業として、各分野の一体的に取り組むこととなる以下の各事業に関する事項については、共通事項となる。

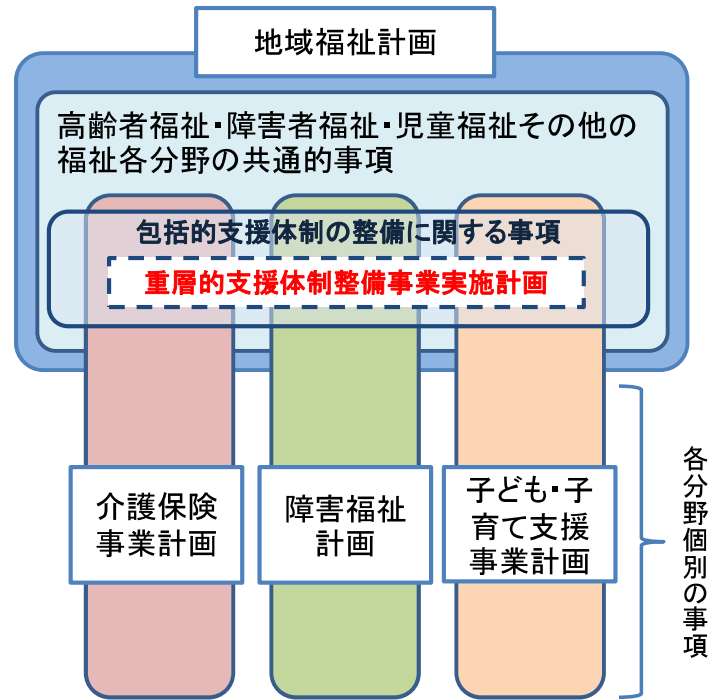
#### 【相談支援】

- <介護> 地域包括支援センター
- <障害> 障害者相談支援事業
- <子ども> 利用者支援事業

#### 【地域づくり支援】

- <介護> 地域介護予防活動支援事業
- <介護> 生活支援体制整備事業
- <障害> 地域活動支援センター事業
- <子ども> 地域子育て支援拠点事業

【各種関連計画の関係イメージ図】



注) 各関連計画については、各制度全体の計画として、介護・障害は3年毎、子どもは5年毎に策定されることとなっている。重層的事業計画は、事業内容の具体的な実施方法等を規定するものとして、地域福祉計画及び各関連計画の範囲で、年度毎などで見直しが行われることを妨げない。

13

## 重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけ②

### 各種関連計画との関係②

|      |    | 社会                        | 介護   | 障害   | 子ども  |
|------|----|---------------------------|------|------|------|
|      |    | 計画期間なし                    | (3年) | (3年) | (5年) |
| 2015 | 27 |                           | 第6期  | 第4期  | 第1期  |
| 2016 | 28 |                           |      |      |      |
| 2017 | 29 |                           |      |      |      |
| 2018 | 30 | 大臣指針案を7月に提示済み。現在公布に向けて準備中 | 第7期  | 第5期  |      |
| 2019 | R1 |                           |      |      |      |
| 2020 | R2 |                           |      |      | 第2期  |
| 2021 | R3 | (改正法施行)                   | 第8期  | 第6期  |      |
| 2022 | R4 |                           |      |      |      |
| 2023 | R5 |                           |      |      |      |
| 2024 | R6 |                           | 第9期  | 第7期  |      |
| 2025 | R7 |                           |      |      | 第3期  |

大臣指針案を7月に提示済み。現在公布に向けて準備中

第6期に向けた指針は5月に公布済み。現在、計画策定の通知案を作成中

子ども・子育て会議等で議論

# 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(通知概要)

## はじめに(P1～7)

### ○地域共生社会の実現が必要

- ・福祉の領域だけでなく、人・分野・世代を超えて、「人」「モノ」「お金」「思い」が循環し、相互に支える・支えられる関係が不可欠。
- ・地域共生社会の考え方と地域福祉推進の目的は相通ずるものであり、地域福祉の推進が求められている。
- ・社会福祉法改正後も平成14年の社会保障審議会福祉部会のとりにまとめに掲げられた考え方の重要性・必要性に変わりはない。
- ・他方、地域力強化検討会 最終とりまとめで示された5つの視点(①共生文化、②参加・協働、③予防的福祉の推進、④包括的支援体制、⑤多様な場の創造)を重視しながら取組を推進していく必要。
- ・地域福祉計画の策定プロセスなども活用した、関係者の総意と創意工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開を期待。

## 第一 社会福祉法改正の趣旨について(P8～10)

|   |  |
|---|--|
| (1)法第4条第1項関係(地域社会の一員として様々な活動に参加する機会は「与えられる」→「確保される」)  | (5)法第106条の2関係(相談支援を担う機関は自らでは解決が難しい地域生活課題を把握した場合、他機関へつなぐ)     |
| (2)法第4条第2項関係(地域福祉の推進の理念の明確化(地域住民等は本人及びその世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する)) | (6)法第106条の3第1項関係(市町村における包括的な支援体制の整備の推進(市町村の努力義務))            |
| (3)法第5条関係(福祉サービスに当たらない地域福祉の取組との連携)  | (7)法第107条、第108条関係(市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の充実(努力義務化、記載事項の追加等)) |
| (4)法第6条第2項関係(地域福祉推進の国・自治体の公的責任の明確化)   |  |

## 第二 市町村における包括的な支援体制の整備について(P11～26)

|  |                   |
|--|-------------------|
| 1 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項 | (1)実施内容<br>(2)留意点 |
| 2 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項           | (1)実施内容<br>(2)留意点 |
| 3 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項                               | (1)実施内容<br>(2)留意点 |
| 4 市町村における包括的な支援体制の構築に対する都道府県の支援について                          |                   |

社会福祉法百六条の三第二項に基づく指針(大臣告示)の補足説明

## 第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン(P27～50)

|                |                       |
|----------------|-----------------------|
| 1 市町村地域福祉計画    | (1)市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項 |
|                | (2)計画策定の体制と過程         |
| 2 都道府県地域福祉支援計画 | (1)支援計画に盛り込むべき事項      |
|                | (2)支援計画の基本姿勢          |
|                | (3)支援計画策定の体制と過程       |

# 重層的支援体制整備事業の指標

## 重層的支援体制整備事業の指標について(イメージ)

### 1. 指標を設定する目的

- 重層的支援体制整備事業を推進していくにあたり、当該事業を行うことによる経年的な効果や成果を明らかにすることが重要である。そのようなデータは、国・自治体における予算確保や将来の事業設計を検討するためにも必要である。

### 2. 重層的支援体制整備事業の指標の考え方

- 重層的支援体制整備事業の実施に伴う効果は、個別支援の実績だけでなく、事業実施により市町村内の包括的な支援体制の構築に向けてどのような取組をしているか、どのような変化があったか、というプロセス面も重視する必要がある。

- このような観点から、実績把握は以下の3つの階層に分けて整理を行う。

- ・マイクロ: 個別支援の実績(支援件数、対象者の状態の改善 など)
- ・メゾ: 市町村内の包括的な支援体制の構築状況(重層的支援会議の開催状況、連携機関数の変化 など)
- ・マクロ: 事業実施による地域全体に対する変化(地域の協働を促すプラットフォームの構築状況 など)

- このうち、個別支援単位で把握するマイクロレベルの実績については、

- ・ 多機関協働事業
- ・ 参加支援事業
- ・ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業  
の支援実績を通じて把握するものとする。

※包括的相談支援事業や地域づくり事業は、新たにマイクロレベルの指標の設定は行わない。既存事業で実績を収集している場合は、引き続きその枠組みでデータを収集する。

- なお、マイクロレベルの実績把握と比較すると、メゾ・マクロレベルの効果的な実績把握については未整理の部分も多いが、いくつかの評価指標を試行的に活用しながら、今後、研究事業等を通して、重層的支援体制整備事業の実施によるメゾ・マクロレベルの変化を把握・分析することを通じて、発展させていきたい。

# マイクロレベルの指標のイメージ

- ミクロレベルの指標は、支援プランの記入内容や定期的な評価に基づき、月次または3ヶ月ごとに多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等事業等が集計する。これらの実績報告の頻度は以下のとおり。
  - ・ 各事業実施者から市町村への報告は、市町村が法定の事業実施主体であり、事業の進捗について常時把握し、必要な調整を行うべきであることから、調査項目にあわせて月次の場合と3ヶ月の場合を設定する。
  - ・ 一方、市町村から国への報告は、適時のタイミング(予算要求など)で各市町村の実績を集約できればよいことから、3ヶ月ごとに行う。

■ 「多機関協働事業」「参加支援事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」を対象に以下の項目のデータを収集する。

## <月次調査>

### 1. 事業全体の実績評価の項目

<多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等事業>  
新規相談受付件数、プラン作成件数、(プラン作成件数のうちの)終結件数

### 2. 個別のプランに基づく評価の項目

#### <多機関協働事業>

- ・ 性別、年齢
- ・ (プラン作成者のうちの)本人が抱える課題の数
- ・ 相談の受付経路別件数
- ・ 相談のつなぎ先の件数
- ・ 支援期間

#### <アウトリーチ等事業>

- ・ 性別、年齢
- ・ (プラン作成件数のうちの)本人が抱える課題の数
- ・ アウトリーチ実施回数(本人に対して実施した、面談・電話・メール・手紙・SNS・物資支援、その他等を選択)
- ・ 同行支援件数
- ・ 支援期間

#### <参加支援事業>

- ・ 性別、年齢
- ・ (プラン作成件数のうちの)本人が抱える課題の数
- ・ 定着支援期間
- ・ 定着支援回数(本人に対する訪問・面接・メール等)
- ・ つなげようとした場の数(つながらなかったものも含む)
- ・ 支援期間

## <3ヶ月毎の定期調査>

※多機関協働事業でプランを作成したケースを対象とする。

### 3. 定期的な評価の項目

- ・ つながり指標(個別のケースごとのつながりや伴走型支援の状況)

2

## 新スライド

# つながり指標の考え方

- つながり指標は、「意欲」「自己肯定感」「対人関係」「社会参加」「相談」の5つの視点を設けたものである。
- つながり指標の設定の目的は、次の2つである。
  - ① つながり指標を通じて、「**つながり続ける支援(伴走型支援)**」がどのような状態の人に対して、どの位の期間や回数実施されているのかを把握する(※)。
  - ② また、つながり指標を通じて、**本人の状況と支援の状況を理解し、支援員の支援の向上と振り返りを行うためのツールとして活用**する。
- 加えて、つながり指標を用いることで、以下についても把握が可能となる。
  - ・ 支援者側の日々の業務負担やケースごとの支援の難しさを把握すること
  - ・ 主たる支援者が交替等しても継続的につながり評価を行うことで、重層的支援体制整備事業の実施による「市町村全体の体制」への成果を明らかにすること

※支援の終結時に最も良い状態と考えられる「4」になることを目指すものではなく、行きつ戻りつする本人の状態に寄り添いながら、つながり続ける支援者の取組を評価する。

3

## 指標の評価

- 相談受付時に1回目のチェックを行い、その後、3ヶ月ごとに12ヶ月間チェックを行う。

### <チェックのイメージ>

|                | 意欲 | 自己肯定感 | 対人関係 | 社会参加 | 相談 |
|----------------|----|-------|------|------|----|
| 1回目<br>(相談受付)  | 1  | 1     | 1    | 1    | 1  |
| 2回目<br>(3ヶ月後)  | 1  | 1     | 1    | 1    | 2  |
| 3回目<br>(6ヶ月後)  | 2  | 1     | 1    | 1    | 1  |
| 4回目<br>(9ヶ月後)  | 2  | 2     | 2    | 1    | 2  |
| 5回目<br>(12ヶ月後) | 3  | 3     | 3    | 1    | 1  |

左記<2>について  
3ヶ月間、多機関協働事業を利用していた人の状態像の把握

左記<1>について  
「社会参加」や「相談」は大きな変化がないが、その間、支援機関が何度も本人と関わり信頼関係を作った支援を行っていたことを把握

## アウトプットイメージ

### <1> 伴走型支援の状況把握

- 1回目～5回目の結果×アウトリーチ回数
- 1回目～5回目の結果×同行支援回数(内容)
- 1回目～5回目の結果×定着支援回数(内容)等



(長期にわたり、本人の状態は大きく変化せず、行きつ戻りつ状況であったとしても)、**支援者は本人とつながり続け伴走型支援を行ったことを示す**

### <2> 各事業の相談者像の把握

- つながり指標の結果×多機関協働事業の支援期間
- つながり指標の結果×参加支援事業の支援期間
- つながり指標の結果×アウトリーチ事業の支援期間 等



多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ事業等の**利用者の状態像を示す**(複雑化・複合化した相談者像の明示)

### <3> 市町村全体の体制整備の効果

- 1回目～5回目の結果



原則1年間にわたり本人に関わる多様な支援関係者が集い、つながり評価のチェックを行うことにより、**市町村全体の支援体制の効果を示す**

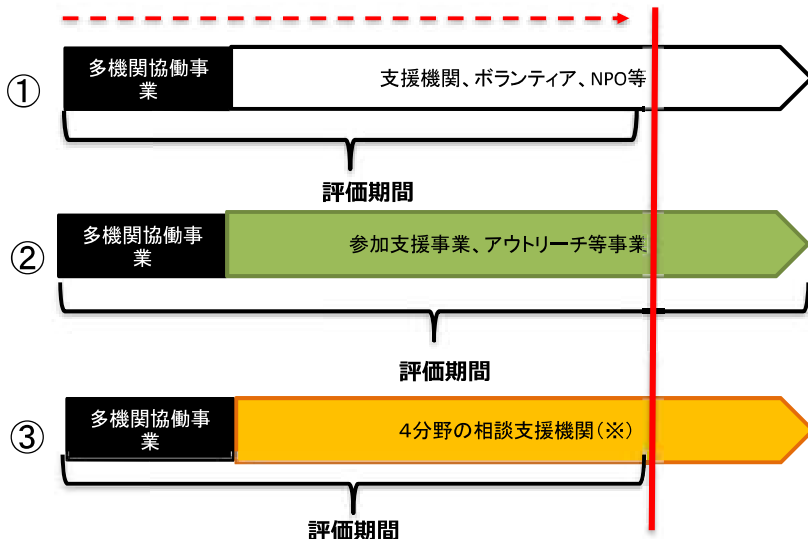
## 評価の実施の基本的考え方

- つながり指標のチェックは、原則として支援者(評価実施者)が本人とコミュニケーションを取りながら行うものである。ただし、多様な状態像の人が相談に訪れることが想定されることから、本人の状態に応じて、その都度、適切な方法をとることが望ましい。具体的には、以下のような方法が考えられる。

- ① 本人との会話を通じて、支援者が本人の状態を把握し評価実施者がチェックを行う
- ② 本人と一緒に評価項目を読み上げながらチェックを行う
- ③ 本人と直接会うことができていないなどの段階においては、評価実施者と支援関係者が情報交換を行った上で評価実施者がチェックを行う

## 評価期間の考え方

1年間



- つながり指標は、多機関協働事業でプランを作成したケースを対象とする。
- また、評価期間は、原則として多機関協働事業による支援開始から1年間とする。
- ただし、多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等事業の3事業のいずれかによる支援が1年を越えて実施される間は、つながり指標等による評価を実施する。(②の場合)
- また、この場合は、3事業すべての支援が終了した時点で、評価の実施も終了となる。

※地域包括支援センター、障害者相談支援事業、利用者支援事業、自立相談支援事業

- 支援プラン決定までの間(※)など、多機関協働事業者が支援をしている間は、評価実施者は多機関協働事業が担う。また、多機関協働事業以外に複数の支援機関が関わっている場合であっても、多機関協働事業者が担当する。
  - ※複合化・複雑化したケースにおいて、多機関協働事業の支援プランが決定するまでに数ヶ月を要する場合を想定。
- 多機関協働事業による支援から、参加支援事業者あるいはアウトリーチ等事業者による支援につないだ場合には、当該2事業のうち主たる支援機関が評価実施者となる。
- また、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等事業による支援から、4分野の支援機関による支援につないだ場合には、4分野のうちで主たる支援機関が評価実施者となる。
- このほか、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等事業による支援が終結し、その後、4分野以外の支援機関やボランティア等の地域の関係者へつないだ場合には、多機関協働事業者が評価実施者となりつなぎ先と連携しながら情報を収集し評価を行う。
- なお、上記いずれの場合においても、評価実施者の決定は、原則、重層的支援会議で関係者と協議をした上で行う必要がある。
- また、つなぎ指標のチェックにあたっては、原則として、重層的支援会議あるいは支援会議の場を活用し、評価実施者単独の判断ではなく、本人に関わる多様な支援関係者による確認と協議を行うものとする。

## メゾ・マクロレベル（支援体制や地域づくり）の指標のイメージ

- メゾ・マクロレベルでの指標としては、地域づくりや組織体制に関連する事項が多い。
- データの収集は基本的には、**年次調査で自由記述方式**で収集していくことを想定している。

| 明らかにしたい内容   | 着目する視点   | 収集するデータ   |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 支援者の支援のあり方に良い変化があった</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 世帯全体の支援の視点</li> <li>• つながり続ける支援の意識</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;自由記述&gt;</li> <li>• (4分野の支援機関に対して)世帯全体を捉えて支援ができるようになったか</li> <li>• 本人に伴走する支援の視点を持つことができているか。また伴走するための体制を作るよう地域に働きかけるようになったか など</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 自治体の体制にとって良い変化があった</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 支援機関間の連携強化</li> <li>• 行政の運営手法の変化</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 重層的支援体制整備事業全体、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ事業に対する4分野の支援機関の満足度</li> <li>• 重層的支援会議の実施形態、各種計画の作成プロセス、機構改革の実施等</li> <li>&lt;自由記述&gt;</li> <li>(例)多機関・多職種連携を進める仕組みの導入</li> </ul>                                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域の人々同士のつながりが豊かになった</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 他者とのつながりの豊かさに関する変化</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 居場所や参加の場の数</li> <li>• ボランティア活動参加者数</li> <li>&lt;自由記述&gt;</li> <li>• より多様な分野の人が地域活動に参加するための工夫や具体的な取組内容について</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 重層的支援体制整備事業を実施したことにより、地域全体に良い変化があった</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 既存の地域活動の活性化</li> <li>• 支援につながった件数</li> <li>• 自治体内のリスクの軽減</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;自由記述&gt;</li> <li>• より多様な分野の人が地域活動に参加するための工夫や具体的な取組内容について</li> <li>&lt;自由記述&gt;</li> <li>• 社会資源を新たに創造したり、開発した取組内容について</li> <li>• ホームレスの数</li> <li>• 虐待の相談件数</li> <li>• 自殺者の数(年代別での収集)</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 連携のプラットフォームの主体を更に広げていく必要性があった</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害、高齢、子ども、困窮の4分野以外の事業の包括化の必要性</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 既存事業以外の連携先の数や種別の変化(※ミクロレベルのデータを活用して収集)</li> </ul>  |



## 帳票の基本的考え方

- 多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、別添の帳票を用いることを基本とする。
- プランシートは、重層的支援会議に図り支援の方向性を定める際に用いるものであり、また、評価シートは、終結や再プランを検討する際に活用するものであることから、原則として全ての事業者が用いることが望ましい。
- また、多機関協働事業は、月次報告を行う際に、インタビュー・アセスメントシートからデータを収集することとなるため、原則としてインタビュー・アセスメントシートを用いることを推奨する。

### 各事業者が用いる帳票の一覧

#### <多機関協働事業用>

1. インタビュー・アセスメントシート
2. プランシート
3. 評価シート

#### <参加支援事業用>

1. プランシート
2. 評価シート

#### <アウトリーチ等を通じた継続的支援事業用>

1. プランシート
2. 評価シート

多機関協働事業インテーク・アセスメントシート

|          |  |    |  |           |    |   |   |   |
|----------|--|----|--|-----------|----|---|---|---|
| 受付<br>番号 |  | 氏名 |  | 最終<br>更新日 | 西暦 | 年 | 月 | 日 |
| 主担当者     |  |    |  | 備考        |    |   |   |   |

■相談経路・相談歴

| 相談経路  |   |
|---|---|
| これまでの相談歴がある機関（本人や家族に過去にどこかの機関への相談経験があるかを確認） |   |
| 就<br>労                                      | <input type="checkbox"/> ハローワーク<br><input type="checkbox"/> 職業訓練機関<br><input type="checkbox"/> 就労準備支援機関<br><input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション<br><input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体（就労訓練事業を含む）<br><input type="checkbox"/> 一般企業<br><input type="checkbox"/> 各種協同組合（生協等）<br><input type="checkbox"/> 農業者・農業団体   |
| 医<br>療                                      | <input type="checkbox"/> 医療機関<br><input type="checkbox"/> （医療機関の内、無料低額診療実施機関）<br><input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署   |
| 障<br>害                                      | <input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署<br><input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター<br><input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター<br><input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター<br><input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所<br><input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設  |
| 高<br>齢                                      | <input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署<br><input type="checkbox"/> 地域包括支援センター<br><input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所  |
| 子<br>ど<br>も<br>・<br>人<br>権                  | <input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署<br><input type="checkbox"/> 教育委員会<br><input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・子ども園<br><input type="checkbox"/> 小・中・高（特別支援含む）学校<br><input type="checkbox"/> 大学等（高等専門学校、専修学校、各種学校含む）<br><input type="checkbox"/> その他教育機関<br><input type="checkbox"/> 家庭児童相談室（福祉事務所）<br><input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター<br><input type="checkbox"/> 児童福祉施設<br><input type="checkbox"/> 地域子育て支援センター<br><input type="checkbox"/> その他子育て支援機関<br><input type="checkbox"/> 行政の人権担当部署<br><input type="checkbox"/> 男女共同参画センター<br><input type="checkbox"/> 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター |
|   | <input type="checkbox"/> 福祉事務所（生活保護担当部署）<br><input type="checkbox"/> ホームレス支援機関<br><input type="checkbox"/> 一時保護施設<br><input type="checkbox"/> 警察<br><input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム<br><input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター  |
|   | <input type="checkbox"/> 自立相談支援機関<br><input type="checkbox"/> 行政の税担当部署<br><input type="checkbox"/> 行政の保険・年金担当部署（年金事務所含む）<br><input type="checkbox"/> 社会保険労務士<br><input type="checkbox"/> 家計改善支援機関<br><input type="checkbox"/> 食糧支援関係団体（フードバンク等）<br><input type="checkbox"/> 小口貸付（生活福祉資金除く）<br><input type="checkbox"/> 社会福祉協議会（生活福祉資金）<br><input type="checkbox"/> 社会福祉協議会（日常生活自立支援事業）<br><input type="checkbox"/> 成年後見人制度の支援機関<br><input type="checkbox"/> 法テラス・弁護士・司法書士<br><input type="checkbox"/> 消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口  |
|   | <input type="checkbox"/> 行政の住宅施策担当部署（居住支援協議会）<br><input type="checkbox"/> 居住支援法人<br><input type="checkbox"/> 不動産・保証関係会社   |
|   | <input type="checkbox"/> 他地域の生活困窮者自立相談支援機関<br><input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員<br><input type="checkbox"/> 外国人支援団体・相談窓口<br><input type="checkbox"/> ひきこもり支援機関<br><input type="checkbox"/> NPO・ボランティア団体<br><input type="checkbox"/> 商店街・商工会等経済団体<br><input type="checkbox"/> 町内会・自治会、福祉委員、近隣住民<br><input type="checkbox"/> ライフライン民間事業者（電気・ガス・水道）<br><input type="checkbox"/> 保健所（動物・ペットの多頭飼育等）<br><input type="checkbox"/> 社会福祉協議会（資金、日常生活自立支援以外）<br><input type="checkbox"/> その他行政の担当部署<br><input type="checkbox"/> 家族・親族・その他キーパーソン<br><input type="checkbox"/> その他（ ）                    |

相談歴の概況／相談経緯（誰が、どこに、どのような相談をしたか、その結果がどうであったかを記載）

■本人の主訴・状況（生活歴を含む）

## インテーク・アセスメントシート

### ■本人の主訴・状況(続き)

#### (1) 家族・地域関係・住まい

|                      |   |        |   |
|----------------------|---|--------|---|
| 同居者                  | <input type="checkbox"/> 有(自分を含んで 人) <input type="checkbox"/> 無   | 別居の家族  | <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無          |
| 婚姻                   | <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 既婚 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別<br><input type="checkbox"/> その他( )  | 子ども    | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有( 人→扶養 人) |
| 家族の状況<br>(子どものことを含む) |   |        |   |
| 住居                   | <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家<br><input type="checkbox"/> 賃貸アパート・マンション<br><input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 会社の寮・借り上げ住宅<br><input type="checkbox"/> 野宿 <input type="checkbox"/> その他( ) | 地域との関係 |   |
| 特記事項                 |   |        |   |

#### (2) 健康・障害

|      |   |                       |  |
|------|---|-----------------------|--|
| 通院状況 | <input type="checkbox"/> 通院している<br><input type="checkbox"/> 通院していない/健康状態良い<br><input type="checkbox"/> 通院していない/健康状態悪い | 通院先/<br>服薬・診断・<br>症状等 |  |
| 健康保険 | <input type="checkbox"/> 国民健康保険<br><input type="checkbox"/> 健康保険(国保以外)<br><input type="checkbox"/> 加入していない            | 障害手帳等                 | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 身体 ( 級)<br><input type="checkbox"/> 知的(療育)( )<br><input type="checkbox"/> 精神 ( 級)<br>自立支援医療 <input type="checkbox"/> 利用 <input type="checkbox"/> 利用せず |
| 特記事項 |   |                       |  |

#### (3) 収入・公的給付・債務等

|                   |   |          |  |
|-------------------|---|----------|--|
| 家計の<br>収支状況       | 世帯として<br>月々入ってくるお金 (月額 円)<br>月々出ていくお金 (月額 円)  | 家計<br>状況 |  |
| 課税状況              | <input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯である<br><input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯ではない   | 滞納<br>債務 | <input type="checkbox"/> 滞納あり <input type="checkbox"/> 滞納なし<br><input type="checkbox"/> 債務あり <input type="checkbox"/> 債務なし |
| 公的<br>給付<br>(受給中) | <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 老齢年金・遺族年金<br><input type="checkbox"/> 障害者年金 <input type="checkbox"/> 特別障害者手当<br><input type="checkbox"/> 児童手当 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当<br><input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 住居確保給付金<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 生活<br>保護 |  |
| 特記事項              |   |          |  |



インテーク・アセスメントシート

■アセスメント結果の整理と支援方針の検討

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 課題と背景要因                    |  |
| 課題のまとめと支援方針<br>(300字以内で整理) |  |
| ※相談者に関わる課題と特性              | <input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 障害(手帳有) <input type="checkbox"/> 障害(疑い) <input type="checkbox"/> 自死企図<br><input type="checkbox"/> その他メンタルヘルスの課題(うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など)<br><input type="checkbox"/> 住まい不安定 <input type="checkbox"/> ホームレス <input type="checkbox"/> 経済的困窮 <input type="checkbox"/> (多重・過重)債務<br><input type="checkbox"/> 家計管理の課題 <input type="checkbox"/> 就職活動困難 <input type="checkbox"/> 就職定着困難 <input type="checkbox"/> 生活習慣の乱れ<br><input type="checkbox"/> 社会的孤立(ニート・ひきこもり等含む) <input type="checkbox"/> 家族関係・家族の問題 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 子育て <input type="checkbox"/> 不登校<br><input type="checkbox"/> 非行 <input type="checkbox"/> 中卒・高校中退 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> DV・虐待 <input type="checkbox"/> 外国籍 <input type="checkbox"/> 刑余者<br><input type="checkbox"/> コミュニケーションが苦手 <input type="checkbox"/> 本人の能力の課題(識字・言語・理解等) <input type="checkbox"/> 被災<br><input type="checkbox"/> その他( ) |
| 初回                         |  |
| ※スクリーニング実施日                | 西暦    年    月    日  |
| ※対応結果・方針                   | <input type="checkbox"/> 1. 情報提供や相談対応のみで終了<br><input type="checkbox"/> 2. 他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ<br>(必要に応じて、事前連絡や同行支援を実施し、結果をフォローアップする)<br><input type="checkbox"/> 3. 現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む<br><input type="checkbox"/> 4. 多機関協働プランを策定する<br><input type="checkbox"/> 5. スクリーニング判断前に中断・終了(連絡がとれない/転居等)  |

| 家族関係図(□=男性、○=女性) | 支援経過における変化 |
|------------------|------------|
|                  |            |

■エコマップ(地域や周囲との関係性)

| エコマップ | 支援経過における変化 |
|-------|------------|
|       |            |



多機関協働事業のプラン兼事業等利用申込書

■法に基づく事業等

| メニュー |          | 利用有無  | 支援方針(期間・実施機関・給付額等)  |
|------|----------|---|---|
| 1    | 参加支援事業   | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 支援期間 西暦 年 月 日 ~ 西暦 年 月 日<br><input type="checkbox"/> 申込中 <input type="checkbox"/> 既利用 <input type="checkbox"/> 申込予定 備考( ) |
| 2    | アウトリーチ事業 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 支援期間 西暦 年 月 ~ 西暦 年 月<br>備考( )   |

■プランの期間と次回モニタリング(予定)時期

|        |             |             |        |
|--------|-------------|-------------|--------|
| ※プラン期間 | 西暦 年 月 日 まで | ※次回モニタリング時期 | 西暦 年 月 |
|--------|-------------|-------------|--------|

■プランに関する本人同意・申込署名欄

様

私は、  上記のプランに基づく支援について同意します。  
 法に基づく事業(上記3, 4, 5)の利用について申し込みます。

西暦 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日                                  本人署名 \_\_\_\_\_

<重層的支援会議・支援決定>

|                 |            |                  |   |
|-----------------|------------|------------------|---|
| ※重層的支援<br>会議開催日 | ① 西暦 年 月 日 | ※<br>支援決定<br>・確認 | <input type="checkbox"/> 支援決定 (法に基づく事業(上記1, 2)) |
|                 | ② 西暦 年 月 日 |                  | <input type="checkbox"/> 確認                     |
|                 | ③ 西暦 年 月 日 |                  | (決定・確認日 西暦 年 月 日 )                              |

<備考>

<必要添付書類>

インテーク・アセスメントシート  
 その他添付書類(法に基づく事業等の利用にあたって必要とする添付書類)

## 参加支援事業のプラン

|      |          |         |  |
|------|----------|---------|--|
| 受付番号 |          | ※プラン作成日 | 西暦 年 月 日   |
| ※作成回 | プラン( )回目 | ※主担当者   |  |
| ふりがな |          | 性別      | <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ( ) |
| 氏名   |          | 生年月日    | 西暦 年 月 日<br>( 歳)   |

■解決したい課題

■目標(目指す姿)＜本人が設定＞

■実施内容＜関係支援機関が実施すること＞

| 実施者<br>(本人・家族等・関係支援機関など) | 実施内容(実施事項・期間・頻度など) |
|--------------------------|--------------------|
|                          |                    |
|                          |                    |
|                          |                    |
|                          |                    |
|                          |                    |
|                          |                    |
|                          |                    |
|                          |                    |
|                          |                    |
|                          |                    |

■プランの期間と次回モニタリング(予定)時期

|        |             |             |        |
|--------|-------------|-------------|--------|
| ※プラン期間 | 西暦 年 月 日 まで | ※次回モニタリング時期 | 西暦 年 月 |
|--------|-------------|-------------|--------|



## アウトリーチ等を通じた継続的支援事業のプラン

|      |          |         |  |
|------|----------|---------|--|
| 受付番号 |          | ※プラン作成日 | 西暦 年 月 日   |
| ※作成回 | プラン( )回目 | ※主担当者   |  |
| ふりがな |          | 性別      | <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ( ) |
| 氏名   |          | 生年月日    | 西暦 年 月 日<br>( 歳)   |

■解決したい課題

■支援目標

■実施内容<関係支援機関が実施すること>

| 実施者<br>(本人・家族等・関係支援機関など) | 実施内容(実施事項・期間・頻度など) |
|--------------------------|--------------------|
|                          |                    |
|                          |                    |
|                          |                    |
|                          |                    |
|                          |                    |
|                          |                    |
|                          |                    |
|                          |                    |
|                          |                    |
|                          |                    |

■プランの期間と次回モニタリング(予定)時期

|        |             |             |        |
|--------|-------------|-------------|--------|
| ※プラン期間 | 西暦 年 月 日 まで | ※次回モニタリング時期 | 西暦 年 月 |
|--------|-------------|-------------|--------|

評価シート

|      |         |        |  |    |       |    |       |
|------|---------|--------|--|----|-------|----|-------|
| ID   |         |        |  | 氏名 |       |    |       |
| ※評価回 | 評価( )回目 | ※評価担当者 |  |    | 評価記入日 | 西暦 | 年 月 日 |

■目標の達成状況

|              |   |  |   |                                 |  |  |  |  |
|--------------|---|--|---|---------------------------------|--|--|--|--|
| ※目標の達成状況     |   |  |   |                                 |  |  |  |  |
| ※見られた変化      | 生活面                                     | <input type="checkbox"/> 生活保護適用 <input type="checkbox"/> 住まいの確保・安定 <input type="checkbox"/> 医療機関受診開始 <input type="checkbox"/> 健康状態の改善<br><input type="checkbox"/> 障害手帳取得 <input type="checkbox"/> 自立意欲の向上・改善 <input type="checkbox"/> 対人関係・家族関係の改善<br><input type="checkbox"/> 生活習慣の改善 <input type="checkbox"/> 孤立の解消 <input type="checkbox"/> 精神の安定 <input type="checkbox"/> 債務の整理 <input type="checkbox"/> 家計の改善<br><input type="checkbox"/> 保険関係収入の増加 <input type="checkbox"/> 年金関係収入の増加 <input type="checkbox"/> その他収入増加(一般就労以外)<br><input type="checkbox"/> 就労収入増加(一般就労において、転職・勤務時間の増加等により増収した場合) |   |                                 |  |  |  |  |
|              |   | 社会面  | <input type="checkbox"/> 職場定着 <input type="checkbox"/> 一般就労開始(目的が継続的な就労(障害者雇用含む))<br><input type="checkbox"/> 一般就労開始(目的が時限的) <input type="checkbox"/> 雇用契約を伴う支援付き就労(就労訓練事業、就労継続A型等)<br><input type="checkbox"/> 障害者サービス活用(就労継続B型、就労移行支援等) <input type="checkbox"/> 自営業等雇用外の就労開始<br><input type="checkbox"/> 就職活動開始 <input type="checkbox"/> 職業訓練の開始、就学 <input type="checkbox"/> 社会参加機会の増加 |                                 |  |  |  |  |
|              |   |  | 他   | <input type="checkbox"/> その他( ) |  |  |  |  |
|              | <input type="checkbox"/> この間に変化は見られなかった |  |   |                                 |  |  |  |  |
| 現在の状況と残された課題 |   |  |   |                                 |  |  |  |  |

|            |       |  |
|------------|-------|--|
| ※評価日現在の状態像 | 意欲    | <input type="checkbox"/> 1. 就労や生活全般(家事、遊び、趣味、身の回りのこと)等に対して意欲が持てない<br><input type="checkbox"/> 2. 遊び、趣味等の好きなことに対しては意欲がある<br><input type="checkbox"/> 3. 2に加え、就労やボランティア活動等の社会参加に関心がある<br><input type="checkbox"/> 4. 就労やボランティア活動等の社会参加を行おうとしている。または既に行っている                                     |
|            | 自己肯定感 | <input type="checkbox"/> 1. 自分には良いところがないと考えていて、受け入れられない<br><input type="checkbox"/> 2. 自分のことを否定的に話してしまうことが多く、限られた身近な人等からしか認められていないと感じる<br><input type="checkbox"/> 3. しばしば自分のことを否定的に話すが、自分の良い点を挙げることができる<br><input type="checkbox"/> 4. 自分のことを肯定的に受け止めている                                    |
|            | 対人関係  | <input type="checkbox"/> 1. 一対一の関係で、相手の話を聞くことができない<br><input type="checkbox"/> 2. 一対一の関係で、相手の話を聞くことはできる<br><input type="checkbox"/> 3. 一対一の関係で、相手に配慮した言動ができる<br><input type="checkbox"/> 4. 集団において相手に配慮した言動ができる  |
|            | 社会参加  | <input type="checkbox"/> 1. 社会との接点を持たず外出もままならない<br><input type="checkbox"/> 2. 限られた身近な人(家族や友人等)や支援者との関わりがある<br><input type="checkbox"/> 3. 身近な人(家族や友人等)や支援者以外にも、仕事・学校・地域活動・趣味・遊び等で、月1回から数回程度、会う人と場がある<br><input type="checkbox"/> 4. 仕事・学校・地域活動・趣味・遊び等で、週に数回以上定期的に会う人と場がある                   |
|            | 相談    | <input type="checkbox"/> 1. 困った時に相談できる人や支援機関が1つもない<br><input type="checkbox"/> 2. 困った時に相談できる人や支援機関が1つ又は複数あるが、いずれも信頼して相談できる関係ではない<br><input type="checkbox"/> 3. 困った時に相談できる人や支援機関が1つ又は複数あり、そのうちの1つと信頼して相談できる関係にある<br><input type="checkbox"/> 4. 困った時に相談できる人や支援機関が複数あり、そのうちの複数と信頼して相談できる関係にある |

■プランの終結・継続に関する本人希望・スタッフ意見

|        |  |         |  |
|--------|--|---------|--|
| ※本人の希望 | <input type="checkbox"/> 終結を希望<br><input type="checkbox"/> 継続を希望 | スタッフの意見 |  |
|--------|--|---------|--|

評価シート

<重層的支援会議における評価実施>

注:他機関へのつなぎにより終結する場合は、対象者が他機関に既につながっている状態であること。

|                  |          |        |  |
|------------------|----------|--------|--|
| ※重層的支援会議開催日      | 西暦 年 月 日 | ※プラン評価 | <input type="checkbox"/> 終結 <input type="checkbox"/> 再プランして継続 <input type="checkbox"/> 中断<br>(終結の内、他機関へのつなぎ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)<br>(決定日:西暦 年 月 日) |
| 終結後の対応／再プラン時の留意点 |          |        |  |

■終結時のつなぎ先情報

注:終結の内、他機関へのつなぎが「あり」にチェックした場合は必須

※終結時つなぎ「あり」にチェックした場合のつなぎ先の機関 (あてはまるものすべてにチェック)

これまでの相談歴がある機関(本人や家族に過去にどこかの機関への相談経験があるかを確認)

|        |   |       |   |
|--------|---|-------|---|
| 就労     | <input type="checkbox"/> ハローワーク<br><input type="checkbox"/> 職業訓練機関<br><input type="checkbox"/> 就労準備支援機関<br><input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション<br><input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む)<br><input type="checkbox"/> 一般企業<br><input type="checkbox"/> 各種協同組合(生協等)<br><input type="checkbox"/> 農業者・農業団体   | 保護    | <input type="checkbox"/> 福祉事務所(生活保護担当部署)<br><input type="checkbox"/> ホームレス支援機関<br><input type="checkbox"/> 一時保護施設<br><input type="checkbox"/> 警察<br><input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム<br><input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター  |
|        | <input type="checkbox"/> 医療機関<br><input type="checkbox"/> (医療機関の内、無料低額診療実施機関)<br><input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署   |       | <input type="checkbox"/> 自立相談支援機関<br><input type="checkbox"/> 行政の税担当部署<br><input type="checkbox"/> 行政の保険・年金担当部署(年金事務所含む)<br><input type="checkbox"/> 社会保険労務士<br><input type="checkbox"/> 家計改善支援機関<br><input type="checkbox"/> 食糧支援関係団体(フードバンク等)<br><input type="checkbox"/> 小口貸付(生活福祉資金除く)<br><input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(生活福祉資金)<br><input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(日常生活自立支援事業)<br><input type="checkbox"/> 成年後見人制度の支援機関<br><input type="checkbox"/> 法テラス・弁護士・司法書士<br><input type="checkbox"/> 消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口  |
| 医療     |   | 生活・金銭 |   |
| 障害     | <input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署<br><input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター<br><input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター<br><input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター<br><input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所<br><input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設  |       |   |
| 高齢     | <input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署<br><input type="checkbox"/> 地域包括支援センター<br><input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所  | 住居    | <input type="checkbox"/> 行政の住宅施策担当部署(居住支援協議会)<br><input type="checkbox"/> 居住支援法人<br><input type="checkbox"/> 不動産・保証関係会社   |
| 子ども・人権 | <input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署<br><input type="checkbox"/> 教育委員会<br><input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・子ども園<br><input type="checkbox"/> 小・中・高(特別支援含む)学校<br><input type="checkbox"/> 大学等(高等専門学校、専修学校、各種学校含む)<br><input type="checkbox"/> その他教育機関<br><input type="checkbox"/> 家庭児童相談室(福祉事務所)<br><input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター<br><input type="checkbox"/> 児童福祉施設<br><input type="checkbox"/> 地域子育て支援センター<br><input type="checkbox"/> その他子育て支援機関<br><input type="checkbox"/> 行政の人権担当部署<br><input type="checkbox"/> 男女共同参画センター<br><input type="checkbox"/> 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター |       | <input type="checkbox"/> 他地域の生活困窮者自立相談支援機関<br><input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員<br><input type="checkbox"/> 外国人支援団体・相談窓口<br><input type="checkbox"/> ひきこもり支援機関<br><input type="checkbox"/> NPO・ボランティア団体<br><input type="checkbox"/> 商店街・商工会等経済団体<br><input type="checkbox"/> 町内会・自治会、福祉委員、近隣住民<br><input type="checkbox"/> ライフライン民間事業者(電気・ガス・水道)<br><input type="checkbox"/> 保健所(動物・ペットの多頭飼育等)<br><input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(資金、日常生活自立支援以外)<br><input type="checkbox"/> その他行政の担当部署<br><input type="checkbox"/> 家族・親族・その他キーパーソン<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 特記事項<br>(関係機関名を残す場合はここに記載) |  |
|----------------------------|--|



令和2年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金  
社会福祉推進事業

重層的支援体制整備事業に係る自治体等における  
円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究

令和3(2021)年3月

発行 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

住所 〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2 オランダヒルズ森タワー

電話：03-6733-1024

FAX：03-6733-1028